

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

2016 年度
海事の国際的動向に関する調査研究
＝海洋汚染防止関係＝
事業報告書

2017 年 3 月

公益社団法人 日本海難防止協会

ま え が き

この報告書は、当協会が日本財団の助成金を受け、2016年度に実施した「海事の国際的動向に関する調査研究＝海洋汚染防止関係＝」事業を取りまとめたものである。

2017年3月

公益社団法人 日本海難防止協会

目 次

緒 言

I 調査研究の概要

1. 実施の目的	1
2. 実施方法	2
3. 実施経過	5
4. 本事業の成果	6

II. 調査研究の内容

第69回 MEPC（海洋環境保護委員会）報告書（MEPC 69/21 仮訳）	7
第70回 MEPC（海洋環境保護委員会）報告書（MEPC 70/18 仮訳）	67

III. むすび

むすび	137
-----	-----

IV. 参考

国際海事機関（IMO）第69回海洋環境保護委員会（MEPC69）の開催結果 （出典：国土交通省 プレスリリース）	139
国際海事機関（IMO）第70回海洋環境保護委員会（MEPC70）の開催結果 （出典：国土交通省 プレスリリース）	143

緒 言

IMO（国際海事機関）において、1990年代以来継続中であった「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（バラスト水管理条約）」に関しては、2004年2月の外交会議において採択され、その後各種ガイドラインも採択されたが、条約発効条件である批准国の商船船腹量合計が達成できていなかった。その後、2016年9月8日、フィンランドがIMO事務局長に条約受諾書を寄託し52番目の締約国となった事で、商船船腹量合計が35%以上となり、2017年9月8日より発効する事が確定した。

同条約の批准状況は2017年3月現在で批准国数54カ国、世界の合計商船船腹量53.30%となっている。我が国においては、2014年10月10日に条約へ加入しており、対応する国内法の大部分の規定については条約発効日から施行される事となるが、事前検査制度については2015年1月より既に施行されている状況にある。

また、他にもIMOにおいては温室効果ガス排出削減対策、エネルギー効率設計指標、船舶からの硫黄酸化物削減、極海コードの採択、シップリサイクル等、海洋汚染防止に係る種々の審議がなされている状況にある。

本事業では、IMOを中心とする海洋汚染防止に係る国際的動向を的確に把握し、関係するこうした条約の国内法への導入及び行政の円滑な運用等に寄与するため、関係当局、関係民間団体及び学識経験者が一体となって問題点の検討を行い、情報の連絡を密にしてIMOの関係会議に対する国内意見の統一、調整及び対応の強化の一助とするなどの作業を学識経験者、専門家及び関係団体からなる委員会を設置して進めてきた。

本報告書は、2016年度における海洋汚染防止に関する国際的動向をとりまとめたものである。

本報告書の作成に当たり、ご協力をいただいた関係各位に厚く感謝の意を表するとともに、本書が海洋環境保全の一助としてお役に立てば幸いである。

I 調查研究概要

1. 実施の目的

海洋環境保全問題は、海上交通の性格上、国内だけでは推進できるものではなく、国際協調が不可欠であることから、常に国際的動向に注目して、これらを斟酌し官民一体となって対応する必要がある。

現在、IMO においては、現行各規則の解釈と改正に加え、バラスト水管理、船体付着による侵入水生生物の移動の問題、船舶のリサイクル問題、船舶からの大気汚染の防止問題、船舶からの温室効果ガス排出の削減、OPRC 条約 OPRC-HNS 議定書及び関連会議決議の実行、MARPOL 条約及び関係コードの解釈及び改正、船舶の防汚塗料の使用による有害影響、特別海域及び特別敏感な海域の指定等、多彩かつ複雑な問題が議論されている。これら問題はいずれもその推移によっては、我が国産業界の活動及び政府の施策に大きく影響することとなる。

以上を踏まえ、日本の意見を海事国際社会に反映させる観点から、我が国として積極的にこれらの検討に参画する必要があるため、これら海洋汚染防止の関連事項を中心に各国の動向を調査し、国内関係者へ周知するとともに、当協会本部から派遣した調査員とロンドン事務所職員を IMO 関連会議に参加させ、これらの会合における我が国の対応に寄与することを目的として実施した。

2. 実施方法

本事業の推進にあたっては、MEPC 等での審議議題に関し、国際会議前における詳細な国内検討を必要とする課題について、当該課題の関係者及び関係団体によって構成される専門委員会等において集中的な議論及び意見交換を行うこととした。委員会名簿は次項を参照のこと。

本年度は、バラスト水中の有害水生生物問題をはじめ、MEPC において検討される事項全般について検討課題とした。

委員会名簿

(順不同、敬称略)
(() 内氏名は前任者)

委員長

道田 豊 東京大学大気海洋研究所 国際連携研究センター 教授

委員

三村 治夫 神戸大学 海事科学研究科 教授

山地 哲也 海上保安大学校 教授

南 清和 東京海洋大学 海洋科学技術研究科海洋工学系 教授

大森 彰 一般社団法人 日本船主協会 海務部 部長

(保坂 均) (一般社団法人 日本船主協会 常務理事)

大西 正則 日本内航海運組合総連合会 審議役

武田 克巳 一般財団法人 日本海事協会 材料艀装部 主管

大西 泰史 一般財団法人 日本船舶技術研究協会 基準・規格グループ
基準ユニット長

(石田 悟史) 一般財団法人 日本船舶技術研究協会 主任研究員

桐明 公男 一般社団法人 日本造船工業会 常務理事

城田 英之 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
環境・動力系 環境影響評価グループ長

関係官庁

英 浩道 国土交通省 総合政策局 海洋政策課長

(大沼 俊之)

田淵 一浩 国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長

磯野 正義 国土交通省 海事局 外航課長

宮武 宜史 国土交通省 海事局 船舶産業課長

(大坪 新一郎)

岩本 泉 国土交通省 海事局 検査測度課長

佐々木 宏 国土交通省 港湾局 海洋・環境課長

金子 修久 海上保安庁 警備救難部 環境防災課長

楠 勝浩 海上保安庁 海洋情報部 環境調査課長

渡邊 康正 環境省 水・大気環境局 水環境課長

(二村 英介)

神谷 崇 水産庁 増殖推進部 漁場資源課長

ご尽力いただいた方々

城戸 恒介	一般社団法人 日本船主協会 海務部 副部長
上田 康弘	国土交通省 総合政策局 海洋政策課 海洋政策渉外官
井上 清登	国土交通省 総合政策局 海洋政策課 海洋政策渉外官
貴島 高啓	国土交通省海事局 海洋・環境政策課 環境政策推進官
菊池 峰弘	国土交通省 海事局 外航課 専門官
沖本 憲司	国土交通省 海事局 検査測度課 船級協会業務調整官
坂本 和也	国土交通省 海事局 検査測度課 監査係長
吉崎 仁志	国土交通省 港湾局 海洋・環境課 課長補佐
林 亮治	海上保安庁 警備救難部 環境防災課 国際海洋汚染対策官
升井 峻	海上保安庁 警備救難部 環境防災課 専門官
丸山 謙一郎	海上保安庁 警備救難部 環境防災課 専門官
山尾 理	海上保安庁 海洋情報部 環境調査課 課長補佐
松本 敬三	海上保安庁 海洋情報部 環境調査課 主任環境調査官
森田 紗世	環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 室長補佐
菅原 玲	株式会社 環境計画研究所 副主任研究員

事務局

小川 泰治	公益社団法人 日本海難防止協会 常務理事
大内 勝美 (西口 政文)	公益社団法人 日本海難防止協会海洋汚染防止研究部 部長
水成 剛	公益社団法人 日本海難防止協会海洋汚染防止研究部主任研究員

3. 実施経過

2016年4月6日

第1回委員会を開催した。第3回汚染防止・対応小委員会（PPR3）の報告及び第69回海洋環境保護委員会（MEPC69）における我が国の対処方針についての検討を行った。バルト海における污水处理施設問題、バラスト水関連、廃棄物関連及び極海コード関連について質疑が交わされた。

2016年4月18日～4月22日

MEPC69 に調査員として中園ロンドン連絡事務所ロンドン研究室長及び水成主任研究員を出席させ、政府代表を補佐するとともに、担当議題に関しあらかじめ指定された対処方針に従い、我が国意見の反映に努めた。また、会議全般の情勢を把握し、国際情報及び関係資料の収集を行った。

2016年10月20日

第2回委員会を開催した。第69回海洋環境保護委員会（MEPC69）の報告及び第70回海洋環境保護委員会（MEPC70）における我が国の対処方針についての検討を行った。貨物残渣に係る廃棄物処理関連、バラスト水関連、燃料油硫黄分規制に関する質疑が交わされた。

2016年10月24日～10月28日

MEPC70 に本委員会委員長の道田教授に出席していただくとともに、調査員として武智ロンドン連絡事務所ロンドン研究室長及び水成主任研究員を出席させ、政府代表を補佐するとともに、担当議題に関しあらかじめ指定された対処方針に従い、我が国意見の反映に努めた。また、会議全般の情勢を把握し、国際情報及び関係資料の収集を行った。

2017年1月11日

第3回委員会を開催した。第70回海洋環境保護委員会（MEPC70）の報告及び第4回汚染防止・対応小委員会（PPR4）における我が国の対処方針についての検討を行った。バイオ燃料に係る MARPOL 規制、バラスト水関連、燃料油硫黄分規制に関する質疑が交わされた。

2016年2月15日～2月19日

PPR4 に調査員として中園ロンドン連絡事務所ロンドン研究室長及び水成主任研究員を出席させ政府代表を補佐するとともに、担当議題に関しあらかじめ指定された対処方針に従い、我が国意見の反映に努めた。また、会議全般の情勢を把握し、国際情報及び関係資料の収集を行った。

4. 本事業の成果

本事業は、海洋汚染防止条約等に関する国際海事機関（IMO）の動向を把握するとともに、関係当局及び関係団体等で構成する委員会を開催して、国際会議の審議事項の検討を行い、政府の対処方針について関係者の意見を聴取した。

また、国際会議（MEPC 等）に調査員を派遣して政府代表を補佐するとともに、国際会議の関係資料の収集、翻訳及び解析を行い、入手情報を、当局をはじめ、海運業界等に提供した。

さらに、関係資料のうち必要な事項については報告書に掲載し、海洋汚染防止のための参考資料として関係機関をはじめ関係団体等に広く配布し、海洋環境の保全に寄与した。

Ⅱ 調査研究の内容

Ⅱ-1 MPEC69

海洋環境保護委員会第 69 回会合について

海洋環境保護委員会第 69 回会合では、活性物質を使用したバラスト水処理設備について、新たに 3 件の最終承認が与えられた。また、G8 ガイドラインの見直しについて通信部会で継続して審議することが合意された。

燃費報告制度について、通信部会で継続して審議し、MEPC70 において採択案を審議することが合意された。

そのほか、GESAMP ハザードプロファイルの改正、NO_x に関する MARPOL 条約の改正及び NO_x テクニカルコードの改正が採択された。

本次会合の報告書のうち、付録を除く本文を翻訳し、次項以降に示す。なお、本報告書の原文及び各議題に対する提案文書については、IMO の web サイト (<http://docs.imo.org/>) を参照のこと。

1 議題の採択

1.1 海洋環境保護委員会 (MEPC) の第 69 回会合 (MEPC69) が 2016 年 4 月 18 日～22 日に IMO 本部にて Mr. A. Dominguez (パナマ) を議長として開催された。副議長の Mr. H. Saito (日本) も出席した。

1.2 本会合には、文書 MEPC 69/INF.1 に記載されている通り、加盟国及び準加盟国の代表団、国連プログラム・専門官庁・その他の団体の代表者、協力協定を結んだ政府間組織のオブザーバー、協議資格を有する非政府組織のオブザーバーが出席した。

1.3 本会合には下記に示す出席者もいた。理事会議長 Mr. J. G. Lantz (米国)、技術協力委員会 (TC) 議長 Mr. Z. Ayub (マレーシア)、簡易化委員会 (FAL) 議長 Mr. Y. Melenas (ロシア)、IMO 規則実施小委員会 (III) 議長 Capt. D. Hutchinson (バハマ)、汚染防止及び対応小委員会 (PPR) 議長 Mr. S. Oftedal (ノルウェー)、船舶設計及び建造小委員会 (SDC) 議長 Mr. K. Hunter (英国)、船舶システム及び設備小委員会 (SSE) 議長 Mr. S. Ota (日本)。

事務局長による開会の辞

1.4 事務局長は出席者を歓迎し、開会の辞を述べた。その全文は IMO のウェブサイトへの下記のリンクからダウンロードできる。

<http://www.imo.org/en/MediaCentre/SecretaryGeneral/Secretary-GeneralsSpeechesToMeetings/Pages/MEPC-69-opening.aspx>.

1.5 議長は事務局長の開会の辞に対し謝意を示し、事務局長の助言及び要請が委員会の審議において十分に検討される予定であると述べた。

哀悼の意の表明

1.6 出席した代表団及び事務局を代表して、議長がエクアドル及び日本で最近発生した壊滅的な地震被害に関し、両国政府に対し哀悼の意を表した。

議題の採択

1.7 委員会は、日々の進展に応じて調整される可能性があるという了解の下で、本会合の議題 (MEPC 69/1) を採択し、暫定日程 (MEPC 69/1/1 付録 2、改訂された場合はその改訂版) に沿って行われる事に合意した。採択された議題は各議題項目において検討される文書のリストを含め、文書 MEPC 69/INF.33 に記載されている。

信任状

1.8 委員会は会合に出席した 100 の代表団のうち 96 の信任状が正当かつ適切なものである事を銘記した。

2 他の機関の活動

2.1 委員会は、作業に関する MSC 95 の決定 (MEPC 69/2)、C 114 の決定 (MEPC 69/2/1)、A 29 の決定 (MEPC 69/2/2) について、並びに LC 37/LP 10 の成果 (MEPC 69/2/3) に関する情報について銘記した上で、関連する議題項目に基づき、下記に示す通り適切な措置を講じる事に合意した。

第 29 回総会(A 29)の成果

2.2 A 29 の成果(MEPC 69/2/2)を検討した上で、委員会は特に A29 において下記に示す一般の関心を引く決議が採択された旨を銘記した。

- .1 2016 年～2021 年の 6 年間における IMO 戦略的計画(決議 A.1097(29))
- .2 2016 年～2017 年の 2 年間における IMO ハイレベル行動計画及び優先事項(決議 A.1098(29))
- .3 IMO 戦略的計画及び IMO ハイレベル行動計画の適用(決議 A.1099(29))
- .4 IMO 規則を起草する際に検討すべき方針(決議 A.1103(29))

また、下記 2 つの決議が MSC 及び MEPC 両方の所掌である旨も銘記した。

- .5 検査と証書の調和システム(HSSC)に基づく検査ガイドライン 2015(決議 A.1104(29)) (パラグラフ 13.7 参照)
- .6 IMO 規則実施コードに関連する規則に基づく義務に関する非網羅的リスト 2015(決議 A.1105(29)) (パラグラフ 13.8 参照)

2.3 総会が要請した措置(MEPC 69/2/2, パラグラフ 12)に関して、委員会は以下を実施する事に合意した。

- .1 MARPOL 条約附属書 V に基づき海洋環境に有害と判断された貨物の適切な受入港湾施設に関する MEPC.1/Circ.810 の有効期限が 2015 年 12 月 31 日に切れる問題について、議題 11 で検討する事(パラグラフ 11.6～11.12 参照)
- .2 決議 A.1099(29)を採択した結果として海上安全委員会(MSC)及び海洋環境保護委員会(MEPC)、並びにそれらの下部機関の組織及び業務方法に関するガイドライン(MSC-MEPC.1/Circ.4/Rev.4) (以下、委員会ガイドラインと称する)の変更の可能性について、議題 18 で検討する事(セクション 18 参照)
- .3 必要に応じて、「統合監査レポートの分析」及び委員会への助言に関する議題で検討・分析するために第 9 回統合監査概要報告を IMO 規則実施小委員会第 3 回会合(III 3)へ付託する事

3 義務要件の検討, 採択

義務要件の改正

3.1 委員会は下記の文書について検討し、改正案を採択するよう要請された。

- .1 MARPOL 条約附属書 II(「GESAMP 有害性評価基準」の改訂に関して)
- .2 MARPOL 条約附属書 IV(バルト海特別海域に関して)

.3 MARPOL 条約附属書 VI(NOx Tier III 排出規制海域の順守に関する記録保存要件
に関して)

.4 NOx テクニカルコード 2008(NOx Tier III 戦略に関するガス燃料及び二元燃料エンジ
ンの試験に関して)

3.2 委員会は、上述の改正の本文が、MARPOL 条約第 16 条(2)(a)に従い、2015 年 6 月 8 日付
回章 No.3551(MARPOL 条約附属書 II・VI 及び NOx テクニカルコード 2008)並びに 2015 年 10
月 7 日付回章 No.3591(MARPOL 条約附属書 IV)に基づいてすべての IMO 加盟国及び MARPOL
条約締約国に回章された事を銘記した。

MARPOL 条約附属書 II の改正案

3.3 委員会は、文書 MEPC 69/3/2(事務局)に記載の通り、本会合での採択を目的として、
GESAMP 有害性評価基準改正版に関連して、MEPC 68 において MARPOL 条約附属書 II 付録 I
に対する改正案が検討され、承認された事を想起した。

3.4 委員会は、改正案に関して意見が一切提出されていない事を銘記した上で、編集上の改善
が必要な場合にはそれを行う事を条件として改正案の内容を確認した。

3.5 委員会は、上述の改正の発効日を 2017 年 9 月 1 日とする事に合意した。

MARPOL 条約附属書 IV の改正案

3.6 委員会は、バルト海特別海域に関する MARPOL 条約附属書 IV の改正案について、関連文
書 MEPC 69/3/3(事務局)、MEPC 69/3/4(IACS)、MEPC 69/3/5(ロシア)と併せて、議題 10(パ
ラグラフ 10.13~10.32 参照)で検討する事に合意した。

MARPOL 条約附属書 VI の改正案

3.7 委員会は、文書 MEPC 69/3/1(事務局)の付録に記載の通り、MEPC 68 において、本会合で
の採択を目的として、NOx Tier III 排出規制海域の順守に関する記録保存要件に関連して、
MARPOL 条約附属書 VI の改正案が検討され、承認された事を想起した。

3.8 委員会は、改正案に関して意見が一切提出されていない事を銘記した上で、編集上の改善
が必要な場合にはそれを行う事を条件として改正案の内容を確認した。

3.9 委員会は、上述の改正の発効日を 2017 年 9 月 1 日とする事に合意した。

NOx テクニカルコード 2008 の改正案

3.10 委員会は、MEPC 69/3(事務局)の付録に記載の通り、MEPC 68 において、本会合での採
択を目的として、NOx Tier III 戦略に関するガス燃料及び二元燃料エンジンの試験に関連して、
NOx テクニカルコード 2008 の改正案が検討され、承認された事を想起した。

3.11 委員会は、改正案に関して意見が一切提出されていない旨を銘記し、改正案が NOx Tier III
に特化したものではない事から NOx Tier III 戦略へのあらゆる言及を削除する事に合意した上で、
編集上の改善が必要な場合にはそれを行う事を条件として改正案の内容を確認した。

3.12 委員会は、上述の改正の発効日を 2017 年 9 月 1 日とする事に合意した。

起草部会の設置

3.13 委員会は、義務要件の改正に関する起草部会を設置し、当該部会に対し、全体会議で出された意見・提案・決定を考慮に入れて、採択を求める必須 MEPC 決議と併せて下記改正案の最終版を作成するよう指示した。

- .1 MARPOL 条約附属書 II 付録 I
- .2 MARPOL 条約附属書 VI
- .3 NO_x テクニカルコード 2008

起草部会の報告

3.14 委員会は、本議題項目を取り扱う起草部会の報告 (MEPC 69/WP.7) を検討した上で、当該報告全般を承認し、下記に記載の通り措置を講じた。

MARPOL 条約附属書 II の改正

3.15 委員会は、GESAMP 有害性評価基準改訂版に関連して起草部会が作成した MARPOL 条約附属書 II 付録 I の改正案の最終版 (MEPC 69/WP.7, 付録 1) について検討し、付録 1 に記載の通り、決議 MEPC.270 (69) によりその改正を採択した。

3.16 決議 MEPC.270 (69) の採択に際し、委員会は、MARPOL 条約第 16 条 (2) (f) (iii) に従い、採択された MARPOL 条約附属書 II の改正案について、2017 年 3 月 1 日に受理したと見なす (ただし、MARPOL 条約第 16 条 (2) (f) (iii) に定める通り、この日付以前に IMO 事務局長宛に異議が申し立てられた場合を除く) 事、かつ、MARPOL 条約第 16 条 (2) (g) (ii) に従い、2017 年 9 月 1 日に施行する事を決定した。

MARPOL 条約附属書 VI の改正

3.17 委員会は、NO_x Tier III 排出規制海域の順守に関する記録保存要件に関連して起草部会が作成した MARPOL 条約附属書 VI の改正案の最終版 (MEPC 69/WP.7, 付録 2) について検討し、付録 2 に記載の通り、決議 MEPC.271 (69) によりその改正を採択した。

3.18 決議 MEPC.271 (69) の採択に際し、委員会は、MARPOL 条約第 16 条 (2) (f) (iii) に従い、採択された MARPOL 条約附属書 VI の改正案について、2017 年 3 月 1 日に受理したと見なす (ただし、MARPOL 条約第 16 条 (2) (f) (iii) に定める通り、この日付以前に IMO 事務局長宛に異議が申し立てられた場合を除く) 事、かつ、MARPOL 条約第 16 条 (2) (g) (ii) に従い、2017 年 9 月 1 日に施行する事を決定した。

NO_x テクニカルコード 2008 の改正

3.19 委員会は、ガス燃料及び二元燃料エンジンの試験に関連して、草案作成部会が作成した NO_x テクニカルコード 2008 の改正案の最終版 (MEPC 69/WP.7, 付録 3) について検討した。更に、2017 年 9 月 1 日の施行日以降の設置を意図して設計されたエンジンにのみ適用される事を明確に記述した改正案の採択についての関連決議において主文パラグラフが欠如している事を銘記し

た上で、付録 3 に記載の通り、新たな関連パラグラフを追加する事に合意し、その結果として決議 MEPC.272 (69)によりその改正を採択した。

3.20 決議 MEPC.271 (69)の採択に際し、委員会は、MARPOL 条約第 16 条(2)(f)(iii)に従い、採択された NOx テクニカルコード 2008 の改正案について、2017 年 3 月 1 日に受理したと見なす(ただし、MARPOL 条約第 16 条(2)(f)(iii)に定める通り、この日付以前に IMO 事務局長宛に異議が申し立てられた場合を除く)事、かつ、MARPOL 条約第 16 条(2)(g)(ii)に従い、2017 年 9 月 1 日に施行する事を決定した。

MARPOL 条約附属書 IV の改正案

3.21 委員会は、バルト海特別海域に関する MARPOL 条約附属書 IV の改正案(パラグラフ 3.6 参照)が議題 10(パラグラフ 10.13~10.32 参照)に基づいて取り上げられた事を想起した。

事務局への指示

3.22 上述の改正案の採択に際し、委員会は、改正案の正文を作成する際に必要に応じて、振り直された項目番号への言及箇所を更新といった編集上の改正を行う権限、及び MARPOL 条約締約国による措置を必要とする何らかの誤謬又は脱落について委員会に報告する権限を事務局に与えた。

4 バラスト水中の有害水生生物

概要

4.1 委員会は、2016 年 4 月 18 日現在の 2004 年船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(BWM 条約)の締約国政府の数は 49 であり、世界の商船隊総トン数の 34.79%を占めている事を銘記した。委員会は本条約をまだ批准していない国に対しできるだけ早期に批准する事を求めた。

4.2 パナマの代表団は、年 2 回の総トン数の検証を実施するという従来の慣行に従わず、毎月実施するという事務局の現在の慣行について意見を述べた上で、その問題について理事会に付託して検討を求める意向を述べた。

4.3 委員会は、近い将来、ペルーが BWM 条約に加盟するための批准書を事務局長に預託する予定である事を委員会に報告するペルーの代表団の声明を受け入れた。

バラスト水管理システムの検討及び承認

4.4 委員会は、GESAMP バラスト水作業部会(BWWG)の第 32 回会合(GESAMP-BWWG 32)が 2015 年 11 月 9 日~13 日に IMO 本部にて Mr. J. Linders を議長として開催された旨、並びにその報告書が MEPC 69/4/5 として発行された旨を銘記した。会議において、GESAMP-BWWG は日本及び韓国が提出した活性物質を利用するバラスト水管理システム(BWMS)の承認を求める 3 つの提案を再検討した。

4.5 GESAMP-BWWG の議長は、ECS-HYCHLOR™システムの腐食試験に関する報告書の付録 4 パラグラフ 11.4.5 の提言事項に従うべきではない旨を明言した。その理由は、当該システムによって活性物質の注入後の 1 リットル中の残留オキシダント濃度(TRO/L)が 15 mg から 9.5 mg まで低下しており、「GESAMP-BWWG 情報収集及び作業実施に関する方法」に従い、濃度が 10 mg

TRO/L を超えない限り、腐食試験は必要ないためである。

最終承認

4.6 委員会は報告書の付録4～6に記載の提言事項を検討した上で、報告書全体を承認し、下記に対し最終承認を与える事に合意した。

- .1 ECS-HYCHLOR™システム(MEPC 69/4 において韓国が提案)
- .2 NK-CI BlueBallast システム(MEPC 69/4/1 において韓国が提案)
- .3 ATPS-BLUESys バラスト水管理システム(MEPC 69/4/2 において日本が提案)

4.7 委員会は日本及び韓国の主管庁に対し報告書(MEPC 69/4/5, 付録4～6)に記載の全提言事項について型式認定書の発行前に完全に対処されている事を検証するよう要請した。ただし、上述の説明の通り(パラグラフ 4.5 を参照), ECS HYCHLOR™システムの腐食試験を実施するという報告書の付録4 パラグラフ 11.4.5 に記載の提言事項を除く。

GESAMP-BWWG 32 で提示されたその他の事項

4.8 報告書のパラグラフ 3.3 に記載の通り, GESAMP-BWWG 32 の関連提言を検討した上で, 委員会は, 処理済みバラスト水に最も関連のある化学物質についての GESAMP-BWWG データベースのデータに加えて BWMS に関連する新たな化学データを提示する場合, 申請者は申請書類の一部として学術論文又は試験結果を提出しなくてはならないという事に合意した。

GESAMP-BWWG の今後の会合

4.9 委員会は, GESAMP-BWWG の次回定例会合(即ち, 第33回会合)が2016年5月23日～27日に予定されている旨, 並びに加盟国が承認を求める提案(申請書類)及び自国のBWMSに関する非機密資料を2016年4月8日までにMEPC第70回会合(MEPC 70)へ提出する事が要請された旨を銘記した。

型式認定を受けたBWMS

4.10 委員会は型式認定を受けた最新BWMSに関する情報について銘記した。それによれば, 下記の文書に示す通り, 型式認定を受けたBWMSの総数は65に増加している。

- .1 MEPC 69/INF.2(中国), AHEAD®-BWMS バラスト水管理システムの型式認定に関して
- .2 MEPC 69/INF.3(中国), NiBallast™ バラスト水管理システムの型式認定に関して
- .3 MEPC 69/INF.4(中国), Seascope®バラスト水管理システムの型式認定に関して
- .4 MEPC 69/INF.5(中国), YP-BWMS バラスト水管理システムの型式認定に関して
- .5 MEPC 69/INF.13(ドイツ), SeaCURE BWMS SC-1500/1(旧称:SiCURE™バラスト水管理システム)の型式設計変更認定に関して

- .6 MEPC 69/INF.15(オランダ), Van Oord バラスト水管理システムの型式設計変更認定に関して
- .7 MEPC 69/INF.31(韓国), EcoGuardian™バラスト水管理システムの型式認定に関して
- .8 MEPC 69/INF.32(韓国), BlueZone™バラスト水管理システムの型式認定に関して

4.11 委員会は提供情報について、中国、ドイツ、オランダ、韓国の代表団に感謝の意を表した。

BWMS の評価及び承認に関連する組織内での準備

4.12 委員会は、MEPC 第 62 回会合 (MEPC 62) において年 1 回、GESAMP-BWWG の現状評価会合を実施するという提言が承認されていた事を想起した上で、GESAMP-BWWG の活動に関する第 7 回現状評価ワークショップが 2015 年 9 月 7 日～10 日に IMO 本部にて Mr. J. Linders を議長として開催された旨、並びにその成果が文書 MEPC 69/4/3 として回章された旨を銘記した。

4.13 ワークショップの成果を銘記した上で、委員会はバラスト水審査部会 (BWRG) に対し、文書 MEPC 69/4/3 のパラグラフ 60 に記載の通り、委員会が要請した措置について検討する事、及びその結果を委員会に報告する事を指示した。

BWMS 承認に関するガイドライン (G8) の見直し

通信部会の報告

4.14 委員会はガイドライン (G8) の見直しに関する通信部会の報告 (MEPC 69/4/6, 英国から提出) を検討するにあたり、下記の概評を銘記した。

- .1 部会の結論及びガイドライン (G8) の見直し継続への支持
- .2 ガイドライン (G8) を BWM 条約に基づくポートステートコントロール (外国船舶監督) に関するガイドライン及びバラスト水サンプリングに関するガイドライン (G2) に一致させるという要望
- .3 規定という形などでガイドライン (G8) の将来的な強制化への支持
- .4 国際貿易において通常の条件下で確実に運用できる BWMS 承認を促進する上でのガイドライン (G8) 改訂版の重要性

4.15 委員会は、MEPC 第 68 回会合 (MEPC 68) において、原則としてガイドライン (G8) を強制力のある指針を示すものにすべきであるという見解が支持されながら、強制化の可能性について判断する前にガイドラインの見直しを完了させるという合意に至った (MEPC 68/21, パラグラフ 2.22) 事を想起した上で、その結果として、どのようにすればそうした強制化が実現できるかという問題を含め、本件について将来的に再検討する事に合意した。

4.16 報告の検討後、委員会は下記の措置を講じた。

- .1 部会の改正案及び結論をガイドライン (G8) 改訂版に盛り込む事に合意した。

- .2 導き出した結論及び達した合意について、報告書に反映されている通り、報告書の付録6で今後の活動分野として特定されない限り、あるいは付録6で特定された項目の見直しが上記の結論又は決定に影響を与え、再検討になる可能性がある場合に、議論を再開すべきではないという部会の見解に同意した。
- .3 今後の活動及び懸案事項に関する報告書の付録 6 はガイドライン(G8)の見直しの一環として次回検討する項目を決定するための出発点として利用すべきである事を認めた。
- .4 GESAMP-BWWG に対し、次回、「GESAMP-BWWG 方法」の見直しを行う際、報告書の付録 1 の所見を考慮に入れる事を要請した。
- .5 加盟国及び国際機関に対し、BWMS の試験を行う際に標準的な試験機関を利用する適切な手順及びプロセスの策定を促す事を目的として、そうした試験機関の利用及び管理に関する情報及び経験の提供を呼び掛けた。
- .6 BWRG に対し、報告書の付録6で特定されている未解決の項目を考慮に入れた上で、報告書の付録 3, 5, 6 の検討、ガイドライン(G8)の見直しの継続、ガイドライン(G8)の見直しに関する将来的な作業に関する委任事項の策定を指示した。

バラスト水排出基準(D-2)の実施に関する調査

4.17 委員会は、文書 MEPC 69/4/4(事務局)に記載の通り、BWM 条約の D-2 規則に記述されているバラスト水排出基準の実施に関する調査についての最終報告を検討した。

4.18 多くの代表団は、上述の調査の結果がガイドライン(G8)の見直し及びその義務化の必要性を立証するものであるという見解であった。先行者の非処罰化の必要性に関する考えも表明した。

4.19 中国の代表団は、BWM 条約の実施に関して統一かつ公平で開かれた環境の確立を支援するため、上述の調査結果を考慮に入れて D-2 規則の順守についての評価を実施する意向を表明した。

4.20 その結果として、委員会はガイドライン(G8)の見直しの際に上述の調査結果を考慮に入れるよう BWRG に指示した。更に委員会は、BWM 条約の実施のためのロードマップに関する職務を含め、BWRG に課す可能性がある関連職務においてもその調査結果を検討すべきである事に合意した(パラグラフ 4.24~4.26 を参照)。

ガイドライン(G8)の見直しに関連するその他の事項

4.21 BWM 条約及びそのガイドラインの指示的順守のための BWMS の自己監視に関する文書 MEPC 69/4/10(デンマーク)を検討した上で、委員会は BWRG に対し、通信部会の報告に関する付録 6 第 12 項(MEPC 69/4/6)を検討する際に上記文書のパラグラフ 9 の提言を考慮に入れるよう指示した。しかしながら、委員会はとりわけ自己監視技術の完成度に関して一部の代表団が表明した懸念について銘記し、進展させるためにその問題に関して MEPC 70 へ更に詳細な提言が求められる可能性があるかと結論付けた。

4.22 委員会はガイドライン(G8)の見直しに直接関連のある文書 MEPC 69/4/16(ICS(国際海運会議所)及び INTERTANKO(国際独立タンカー船主協会))の部分、即ち最確数(MPN)分析の問題並びに「生きた水生生物」の定義について検討した。そして、ガイドライン(G8)の見直しにおい

て「生きた水生生物」の定義を協議する際には提出された情報を考慮に入れるよう BWRG に指示した。

4.23 更に、委員会は下記に示す文書に記載の情報について銘記した。

- .1 MEPC 69/INF.30(韓国):最小サイズ 10 μm 以上 50 μm 未満の水生生物の問題を検討した上でのバラスト水管理システムの地上及び船上での試験に関して
- .2 MEPC 69/INF.17(FOEI):北極圏における航路及び船舶経由の生物侵入の防止戦略に関して

BWM 条約実施のためのロードマップ

4.24 委員会は、MEPC 68 において「BWM 条約実施のためのロードマップ」を条約実施推進のための施策策定に利用する事に合意していた事、並びに MEPC 70 において実施に関する詳細ガイダンスをまとめる事を視野に入れて更に検討するために、ロードマップで特定された未解決の問題に関する提案を本会合に提出するよう求めていた事を想起した。

4.25 先行者の非処罰化に関連する文書 MEPC 69/4/9(CESA(欧州造船工業会))の提言を検討した上で、委員会は提言について合意しなかった。

4.26 委員会はロードマップに関する MEPC 68 での合意(MEPC/68/21, パラグラフ 2.49~2.50)について反復し、それが特定した未解決の問題に関する提言を MEPC 70 に提出するよう求めた。これに関連して、委員会は更なる検討を必要とする下記の追加分野を認めた。

- .1 緊急対応措置に関するガイダンスの策定
- .2 経験蓄積期間におけるデータの収集・分析を実施するための体系化された計画
- .3 経験蓄積期間に関する BWM 条約の見直しの範囲及び時期
- .4 「不定期に発生する D-2 基準の超過」の定義
- .5 ロードマップのパラグラフ 1(MEPC 68/WP.8, 付録 2)の「ガイドライン(G8)改訂版の適用前」という表現の意味
- .6 ロードマップの補足説明

BWM 条約の改正案

4.27 委員会は、MEPC 68 において決議 A.1088(28)の目的を反映させるために BWM 条約の B-3 規則の改正案に原則として合意したが、改正が承認される前に更なる検討が必要である事にも合意し、その結果として本会議に関連提案を募り、事務局にこの事項に関する法的助言を要請していた事を想起した。また、委員会は、MEPC 68 において B-3 規則の改正案を BWM 条約第 19 条に記載の手順に従って採択すべきであるという結論に至っていた事も想起した。

4.28 委員会は、BWM 条約の B-3 規則の適用日程の追加改正に関する提言を記載した文書 MEPC 69/4/13 及び MEPC 69/INF.22(リベリア)を、文書 MEPC 69/4/13 について意見を述べた文書 MEPC 69/4/16(ICS 及び INTERTANKO)の残りの部分と併せて検討した。B-3 規則の改正

に決議 A.1088(28)の目的を反映させるべきであるという合意について改めて表明した上で、委員会は本会合において上記提言をこれ以上検討しない事に合意したが、リベリアの代表団が今後の会合でより詳細な提言という形で更なる情報を提出する意向を示している事を銘記した上で、他の関係代表団にも同様の提出を要請した。

4.29 BWM 条約の改正に関する提案、回章、採択、承認、発効についての法的助言に関する文書 MEPC 69/4/7(事務局)を検討した上で、委員会は、MEPC 68 において BWM 条約が発効となる前に改正案を回章するよう事務局長に要請する事について合意に達せず、条約第 19 条に定める改正手続きに従って当該改正が採択されるべきであるという結論に達していた事を想起した。これに関連して、委員会は条約第 19 条第 2 項 e.ii で認められている承認期間の加速を支持せず、文書 MEPC 69/4/7 のパラグラフ 6 に記載のオプション 1a が条約改正の最も適切な方法である事に合意した。

4.30 委員会は、条約の B-3 規則の改正案において他の IMO 規則に言及する事についての法的助言に関する文書 MEPC 69/4/8(事務局)について、文書 MEPC 69/4/14(中国)及び MEPC 69/4/17(日本)に関する意見と併せて検討した。次回の協議において、上記 3 文書の提言要素に関して一部支持が表明されたが、委員会は、文書 MEPC 69/4/17 の提言が出発点として最も適切であると結論づけた。理由の 1 つとして、「検査と証書の調和システム(HSSC)に基づく検査ガイドライン」又は他の規則に関連する検査ではなく、MARPOL 条約附属書 I の IOPP 証書に関連のある更新検査に間接的に言及するという解決策を提案したものだからである。

4.31 その結果、委員会は、文書 MEPC 69/4/17 に記載の提言を基にし、文書 MEPC 69/4/8 及び MEPC 69/4/14 を考慮に入れた上で、BWM 条約の B-3 規則の改正案をまとめるよう BWRG に指示した。

例外・除外事項

4.32 時間の制約があるため、委員会は、文書 MEPC 69/4/11 及び MEPC 69/INF.25(デンマーク及びインターフェリー)、MEPC 69/4/12(インド)、MEPC 69/4/15(カナダ)、MEPC 69/INF.20/Rev.1(インドネシア他)を含む BWM 条約の例外・除外事項についての検討を MEPC 70 に先送りする事に合意した。

BWRG の設置

4.33 委員会はバラスト水審査部会を設置し、全体会議で発表された意見や下された決定を考慮に入れて下記を行うよう指示した。

- .1 第 7 回 GESAMP-BWWG 現状評価ワークショップで委員会に要請された措置(MEPC 69/4/3)を検討し、必要に応じて委員会に報告する事。
- .2 通信部会の報告書の付録 3, 5, 6(MEPC 69/4/6)を検討する事によってガイドライン(G8)の見直しを継続する事。MEPC 69/4/6 の付録 6 の項目 12 を検討する際、その際、BWM 条約の D-2 規則に記載のバラスト水実行基準の実施に関する調査結果(MEPC 69/4/4)、文書 MEPC 69/4/16 の該当箇所及び MEPC 69/4/10 のパラグラフ 9 の提言を考慮に入れる。
- .3 ガイドライン(G8)の見直しに関する今後の作業についての付託事項を策定する事。その際、未解決のままになっている文書 MEPC 69/4/6 の付録 6 で特定されている項目を考慮に入れる。

- .4 文書 MEPC 69/4/17 の提言を基にして BWM 条約の B-3 規則の改正案をまとめる事。その際、文書 MEPC 69/4/8 及び MEPC 69/4/14 を考慮に入れる。

BWRG の報告

4.34 バラスト水審査部会 (MEPC 69/WP.8) の報告を検討した上で、委員会はその報告全般を承認して、以下に概説する措置を講じた。

BWMS の評価及び承認に関連する組織内での準備

4.35 第 7 回 GESAMP-BWWG 現状評価作業部会の成果 (MEPC 69/4/3) に関して、委員会は下記の措置を講じた。

- .1 極端な状況下を含め、全面稼働しているバラスト水管理システムにおいて常に効果的に最大許容排出濃度 (MADC) を維持する事を目指す中和処理・制御システムに関するワークショップの勧告を承認したが、バラスト水排出の自動停止に関する安全面に関連する事項についての審査部会の懸念を銘記し、今後の作業においてこのような懸念を考慮するよう GESAMP-BWWG に指示した。
- .2 ガイドライン (G8) に基づくタンク保持時間の要件について予想される改正に関連して基本・最終承認時の試験配置に関する作業部会の勧告を承認したが、「GESAMP-BWWG 方法」の見直しに関する今後の作業において文書 MEPC 69/WP.8 のパラグラフ 8 で BWRG が示した懸念を考慮するよう GESAMP-BWWG に指示した。
- .3 活性物質を利用する BWMS の承認を求める申請者が最悪の事態の場合における関連化学物質の 2 種類の濃度を提案する事に合意した。1 つはバラスト水タンクから取り出したヒトの健康リスク評価に関する濃度で、もう 1 つは排出したバラスト水から取り出した環境リスク評価に関する濃度である。
- .4 GESAMP-BWWG に対し、ガイドライン (G8) について現在行われている見直しの範囲内で、手順 (G9) に基づいて最終承認を付与する際に委員会から勧告され、型式認定の前に実施すべき BWMS の更新を許可する事によって生じる結果についての協議を継続する事を要請した。
- .5 加盟国政府及び国際組織に対し、今後の会合に向けて、又はガイドライン (G8) について現在行われている見直しの範囲内において、254 nm での UV 吸光度など、天然水・試験水両方における関連測定法を利用した溶存有機物の測定結果に関する情報を提出するよう促した。
- .6 将来的にガイドライン (G8) の適用義務化を決定する場合、手順 (G9) も義務化するものに分類する事が必要となる可能性について必要な措置を講じる事を銘記した。
- .7 「すべてのタイプの船舶の専用海水バラストタンク及びばら積貨物船の二重船側部に対する塗装性能基準 (PSPC)」(決議 MSC.215(82)) に基づき、「GESAMP-BWWG 情報収集及び作業実施に関する手順 (BWM.2/Circ.13/Rev.3)」のセクション 7.1 の改正 (MEPC 69/4/3, 付録 3) を「GESAMP-BWWG 方法」の次回改訂版に盛り込む事を原則として承認した。

- .8 活性物質を利用する BWMS の承認を求める提言の評価において、現行の「GESAMP-BWWG 方法」の高めの基準ではなく、報告書の付録3に定める腐食試験に関する新基準の適用を直ちに開始するという GESAMP-BWWG の意向を銘記した。
- .9 保護装置に関する具体的な情報を申請書類の一部に含める事、使用する装置を明確に特定する事、文書 MEPC 69/4/3 の付録 4 に定める関連化学物質の推奨検出限界を目安として適用する事を申請者に義務付けるというワークショップの提言を承認した。
- .10 GESAMP-BWWG に対し、飲料水を利用する BWMS が手順 (G9) に従って承認を求める必要がある場合の基準について、MEPC 65 での協議及びこの件に関する飲料水の塩素処理も特に考慮に入れた上で、策定するよう要請した。

ガイドライン(G8)の見直し

4.36 委員会はガイドライン(G8)における進捗状況について銘記し、MEPC 70 での作業を最終決定する事の緊急性に留意しつつ、部会が推奨した方策に合意した。

4.37 委員会は、英国によるコーディネートの下、ガイドライン(G8)の見直しに関する通信部会を再設置する事に合意し、当該部会に対し、本会合の成果を考慮に入れて下記を行うよう指示した。

- .1 MEPC 69 でのバラスト水審査部会の報告(MEPC 69/WP.8)の中で特定された作業項目に重点を置いてガイドライン(G8)の見直しを継続する事
- .2 最終決定されていない項目を、完了のため会期間作業部会へ回す事
- .3 報告書を MEPC 70 に提出する事

4.38 また、委員会は、C 116 の承認を条件として、2016 年 10 月 17 日～21 日に Mr. C. Wiley(カナダ)を議長として開催される予定のガイドライン(G8)の見直しに関する会期間作業部会の設置に合意し、当該作業部会に下記を行うよう指示した。

- .1 会期間通信部会の報告書及び MEPC 70 に提出される意見書を検討した上で、バラスト水管理システムの承認に関するガイドライン(G8)の見直しを継続する事
- .2 BWM 条約の実施のためのロードマップを考慮した上で、ガイドライン(G8)改訂版の適用スケジュールを検討する事
- .3 検討を求めて、ガイドライン(G8)の改訂案について記載した報告書を MEPC 70 に提出する事

4.39 委員会は加盟国及び国際機関に対し、BWRG 報告書(MEPC 69/WP.8)のパラグラフ 28 に

¹ コーディネーター:
英国海事沿岸警備庁環境政策部
Ms. Leanne Page
メールアドレス:leanne.page@mcga.gov.uk
電話:+44 (0)2380 329100

定める通りの「生きた水生生物」の定義に関する提案を汚染防止及び対応小委員会(PPR)の第4回会合(PPR 4)に提出する事を要請した。

BWM 条約の改正案

4.40 委員会は、付録4に記載の通り、BWM条約のB-3規則の改正案について、並びに付録5に記載の通り、「2004年船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」に関する規則B-3(改正を含む)で言及されている日付の決定に関するMEPC決議案について承認した。更に、採択を視野に入れて、上述のMEPC決議と併せて条約の発効後直ちに回章できるように改正案を保留にしておくよう事務局に指示した。

4.41 これに関連して、委員会は事務局に対し、委員会の今後の会合で検討できるように、B-3規則の改正案についての見直し、並びに派生的条約改正及び関連ガイダンスの策定を要請した。

4.42 委員会は、日付の決定に関する上述の決議を策定する際に、第3条及びA-5規則に従って全船舶がBWM条約の対象となっているが、特定の船舶はMARPOL条約附属書IのIOPP証書に関連する更新調査の対象になっていない事をBWRGが認識していた旨を銘記し、関係代表団に対し問題に関する提案を今後の会合に提出するよう要請した。

今後の作業

4.43 委員会はBWM条約のD-5規則の規定に従ってMEPC 70においてBWRGを再設置する事に合意した。

5 船舶からの大気汚染防止

5.1 委員会は本会合まで保留となっていた文書MEPC 68/3/10(韓国)及び文書MEPC 69/7/3(CSC)の paragraph 9 について本議題項目で検討する事にも合意した。

技術協力及び技術移転

船舶のエネルギー効率向上に関連する技術協力及び技術移転の推進に関する決議 MEPC.229 (65)の実施

5.2 委員会は、MEPC 68において、MEPC 69までの会期間に向けて「船舶の技術移転推進に関する臨時専門家作業部会(TT-EG)」の作業計画について銘記していた事について、当該作業部会が課された任務の完了を視野に入れて、想起した。

5.3 委員会は、部会の作業計画で特定された4つの任務について詳細な報告と、MARPOL条約附属書VIの第4章において船舶のエネルギー効率に関する規則の実施に関する提言事項に関して作業部会の作業をまとめた、文書MEPC 69/5(TT-EG 部会長)を検討した。

5.4 一部の代表団は、上記提言事項の全面実施を確実に実行できるようにするためには部会の作業が継続されるべきだという見解を表明した。同時に、上記提言事項の多くがすでにIMOの技術協力活動及び主要プロジェクトに組み込まれている事を銘記した。

5.5 その後の協議を受けて、委員会は部会の報告に記載の情報を銘記し、特に下記を行った。

- .1 特に開発途上国において、技術移転及び資金の必要性がある場合は報告書の付録

1に記載の通り、それらを特定する手段として、MARPOL 条約附属書 VI 第 4 章の規則の実施に関する潜在的な意味合い及び影響についての評価を銘記した。

- .2 報告書の付録 2 に記載の通り、船舶のエネルギー効率技術のリスト作成に関する方法書が GEF-UNDP-IMO プロジェクト「エネルギー効率向上による将来的な低炭素航行に向けた国際海上輸送業の転換(GloMEEP)」に転送された事、並びに船舶のエネルギー効率向上技術の情報ポータルがプロジェクトの一環として 2016 年末までに作成される予定である事についても銘記した。
- .3 報告書の付録 3 に記載の通り、船舶のエネルギー効率向上に関する技術移転を支援するための関連コスト及び考え得る資金源など、特に開発途上国への技術移転を妨げる障害の特定について詳細に銘記した。
- .4 報告書の付録 4 に記載の通り、加盟国政府による適用を促すため、「MARPOL 条約附属書 VI 第 4 章の規則の実施に関する技術協力に関する政府間モデル合意」を承認し、MEPC.1/Circ.861 として上記合意を発行することを事務局に要請した。
- .5 報告書の付録 5 に記載の通り、MARPOL 条約附属書 VI 第 4 章の規則を実施する際に加盟国、業界、国内のその他の団体を指導・助力するための提言一式を承認した。

5.6 委員会は、事務局に対し、進捗状況の中でも特に GloMEEP プロジェクトが現在作成中の船舶エネルギー技術に関する情報ポータルの完成について逐次報告するよう指示した。

5.7 委員会は、TT-EG 部会長の Mr. D. Ntuli(南アフリカ)及び部会のメンバーの中でも特に 4 つの任務を共同で主導した加盟国に対し、建設的で優れた作業内容に感謝の意を表すとともに、これによって与えられた時間枠の中で部会がその作業を協力して完了した旨を銘記した。

エネルギー効率の高い船舶運用に関する IMO トレーナー養成(TTT)コースの更新

5.8 委員会は、エネルギー効率の高い船舶運用に関するトレーナー養成コースを用意した上で、文書 MEPC 69/5/6(事務局)について銘記し、加盟国政府及びその他の関係代表団にその利用を奨励した。

未来対応型船舶輸送 2015: 海洋技術移転及びキャパシティ・ビルディングに関する IMO シンガポール国際会議

5.9 委員会は、2015 年 9 月 28 日～29 日に開催された「未来対応型船舶輸送 2015: 海洋技術移転及びキャパシティ・ビルディングに関する IMO シンガポール国際会議」に関する情報を提供した上で、文書 MEPC 69/INF.6(シンガポール)について銘記し、成功を収めた会議の成果、特に MARPOL 条約附属書 VI における船舶のエネルギー効率に関する規則の実施について継続中の技術協力活動への貢献に関してシンガポールを称えた。

船舶に起因する大気汚染

燃料油の品質

5.10 委員会は、MEPC 68 において、燃料油品質に関する通信部会の報告(MEPC 68/3/4 及び MEPC 68/INF.12)を検討し、見解を示した代表団の大半が MARPOL 条約附属書 VI の現行の法

的枠組み及び船上での使用を目的として供給される燃料油の品質確保のための最良実施例に関するガイダンス案の適切性を詳細に検討する必要がある事に合意した旨を銘記した上で、米国のコーディネートの下で通信部会が再設置された事を想起した。

5.11 委員会は、文書 MEPC 69/5/3 及び MEPC 69/INF.7 (米国) を検討して、燃料油品質に関する通信部会の報告及び部会の協議において出された意見の要約を提出した上で、部会が下記を行った事を銘記した。

1. 燃料油供給業者、燃料油購入者・利用者、加盟国・沿岸国の3つの見地に関する最良実施例について考え得るガイダンス案を策定した。
2. 船上で使用する燃料油の品質確保を目的とした MARPOL 条約附属書 VI の現行の法的枠組みの適切性に関して合意には至らなかった。

燃料油供給業者の最良実施例

5.12 委員会は、燃料油供給業者に関する最良実施例の策定が適切かどうか、適切な場合、報告書の付録 1 の要約を今後の議論の土台として利用すべきかどうかについて検討した。その際、通信部会も委員会に対し、業界に最良実施例案を策定して、その案を委員会へ提出して更なる検討を求めるよう奨励すべきかどうかを検討するよう要請した事を銘記した。

5.13 その後の協議では、燃料油供給業者の最良実施例に関するガイダンス作成の際に文書 MEPC 69/INF.7 の付録 5 を考慮に入れるべきだという見解が示された。

5.14 協議の後、委員会は、燃料油供給業界に対し、文書 MEPC 69/5/3 付録 1 を考慮に入れた上で燃料油供給業者に関する最良実施例案を策定し、委員会の今後の会合で検討できるようにその最良実施例案を提出する事を促した。

燃料油購入者・利用者の最良実施例

5.15 委員会は燃料油購入者に関する最良実施例の策定が適切かどうか、適切な場合、報告書の付録 2 の要約を今後の議論の土台として利用すべきかどうかについて検討した。

5.16 検討後、委員会は、文書 MEPC 69/5/3 の付録 2 を土台として燃料油購入者／利用者の最良実施例を策定すべきである事、ただし、どうすれば購入者が信頼できる燃料油供給業者を認識して、燃料油供給業者に最良実施例に従うよう要求できるかなど、示された懸念を反映させるためには更なる検討が必要である事に合意した。

加盟国・沿岸国の最良実施例

5.17 委員会は加盟国・沿岸国の最良実施例の策定が適切であるかどうか、適切な場合、報告書の付録 3 の要約を今後の議論の土台として利用すべきかどうかについて検討し、報告書の付録 3 (MEPC 69/5/3) に基づいて上記最良実施例を策定する必要がある事に合意した。

5.18 この関連で、委員会は、MARPOL 条約附属書 VI に盛り込まれていない義務を課す事によって最良実施例が附属書の要件を超えないようにすべき旨を銘記した。

MARPOL 条約附属書 VI の現行の法的枠組みの適切性

5.19 委員会は、部会が合意に達しなかった事項である船上での使用を目的とする燃料油の品質確保に関する MARPOL 条約附属書 VI の現行の法的枠組みの適切性について検討した。

5.20 一部の代表団は、MARPOL 条約附属書 VI の現行の法的枠組みが適切ではなく、船舶に供給される燃料油の品質を確保するための要件を盛り込むべきであるという見解を示した。意見を述べた代表団の大多数が、船舶への燃料油の供給・配送に関する契約には商業的性質があり、MARPOL 条約附属書 VI の既存要件は適切であるという考えを示した。その結果、委員会は問題の検討を継続しない事に決定した。

燃料油の品質に関する通信部会の再設置

5.21 検討後、委員会は米国のコーディネーター²の下、燃料油品質に関する通信部会を再設置し、部会に下記を行うよう指示した。

- .1 文書 MEPC 69/5/3 の付録 2 及び付録 3、並びに本会合で示された意見・見解を考慮に入れた上で、燃料油の購入業者・利用者及び加盟国・沿岸諸国の最良実施例に関するガイダンス案を詳細に策定する事
- .2 報告書を MEPC 71 に提出する事

5.22 委員会は事務局に対し燃料油の品質に関する協議の成果について MSC に報告するよう要請した。

燃料油の入手可能性

5.23 委員会は、MEPC 68 において下記が行われた事を想起した。

- .1 MARPOL 条約附属書 VI の規則 14.8 で義務付けられている燃料油の入手可能性の見直しに関する付託事項を承認したこと
- .2 見直しを監督するための運営委員会を設立し、委員会が MARPOL 条約附属書 VI の規則 14.9 及び 14.10 で言及した事実上の「専門家グループ」となる事に合意したこと
- .3 事務局に対し、MEPC 70 へ提出予定の最終報告書を視野に入れて、運営委員会の設置を含めた合意済みの付託事項に従い、燃料油の入手可能性の見直しに着手するよう要請したこと

5.24 委員会は、これまで開催された運営委員会の 4 回の会合を受けて、燃料油の入手可能性の

² コーディネーター
米国沿岸警備隊
海上安全保安管理部門
システムエンジニアリング課
Mr. W. M. Lundy
電話: +1 202 372-1379
メールアドレス: Wayne.M.Lundy@uscg.mil

見直しに関する経過報告を行った上で、文書 MEPC 69/5/4(運営委員会コーディネーター)について検討し、コーディネーターには報告書について、委員会メンバーには実現した進展について感謝の意を示した。

5.25 これに関連して、委員会は、文書 MEPC 69/5/4 に関する意見を伝えるとともに、委員会に対し、MEPC 70 において硫黄分濃度規制値 0.50%の実施日に関する最終決定が下され、それに従って海事関連の主管庁及び産業が準備及び計画策定を行えるようにする事に原則合意することを要請する文書 MEPC 69/5/11 (ICS 及び INTERTANKO)についても検討した。

5.26 協議後、委員会は下記を行った。

- 1 運営委員会が実現した進展について銘記し、合意済みの付託事項に従い、MEPC 70 へ報告するために見直しが期日通りに完了する事が望まれる旨を改めて表明した。
- 2 原則として、MEPC 70 において硫黄分濃度規制値 0.50%の実施日に関する最終決定が下され、それに従って海事関連の主管庁及び産業が準備及び計画策定を行えるようにする事に合意した。

硫黄監視プログラム

5.27 委員会は、MARPOL 条約附属書 VI の規則 14.2 及び「船上使用を目的として供給される燃料油の地球全体の平均硫黄含有量を監視するための 2010 年ガイドライン」(決議 MEPC.192 (61))に従い、硫黄監視結果を今後の委員会の会合に毎年提示すべきである事を銘記した。

5.28 これに関連して、委員会は文書 MEPC 69/5/7(事務局)について検討し、下記の措置を講じた。

- 1 4 つのサンプリング・試験業者からのデータに基づいて 2015 年における船上使用を目的として供給される船舶用燃料油の地球全体の平均硫黄濃度についてモニタリングした結果を銘記した。上記業者は残存燃料油の地球全体の平均硫黄濃度(3 年間平均)が 2.45%であり、留出燃料油は 0.11%である事を特定した。更に、事務局が年に一度本件に関する情報を委員会に提供する事を継続していく旨を銘記した。
- 2 IMO 燃料硫黄監視プログラムにサンプリング・試験サービスを提供する 4 業者との契約の更新を承認した。
- 3 文書 MEPC 69/5/7 のパラグラフ 15 に記載の通り、「船上使用を目的として供給される燃料油の地球全体の平均硫黄濃度を監視するための 2010 年ガイドライン」の改正(決議 MEPC 192(61))を承認し、事務局に対し MEPC 決議案を策定して本会合で委員会による採択を求めるよう要請した。

5.29 委員会は、事務局が策定した 2010 年ガイドラインの改正案の採択に関する MEPC 決議案 (MEPC 69/WP.6)を検討した上で、付録 6 に記載の通り、「船上使用を目的として供給される燃料油の地球全体の平均硫黄濃度を監視するための 2010 年ガイドライン」(MEPC.192(61))の改正に関する決議 MEPC. 273(69)を採択し、事務局に対しその後の改正も含めて本ガイドラインの統合版を発行して MEPC.1/Circ.862 として配布するよう要請した。

陸上電力供給の利用

5.30 委員会は文書MEPC 69/5/8(CESA)について検討した。この文書では、欧州及びカリフォルニアの港湾における陸上電力供給装置の設置義務化に関する情報、並びに関連する国際電気基準(ISO/IEC/IEEE 80005-1:2012)の正当性が立証されたという情報が提供され、IMOが陸上電力システムへの接続に関する国際基準の適用を港湾及び新規竣工船舶に義務付ける事が提案されている。

5.31 その後の協議において、特に下記の意見が出された。

- .1 陸上電力供給に関連する国際電気基準を適用するために MARPOL 条約附属書 VI を改正すべきである事
- .2 陸上電力供給に関連する国際電気基準の適用は義務化すべきではない事
- .3 港湾における陸上電力供給の現況について調査すべきである事
- .4 陸上電力供給は再生可能エネルギー資源から生成されるべきである事

5.32 検討後、当該問題が船舶の装置に関連するものである事を認識した上で、委員会は加盟国政府に対し委員会のガイドラインに従って新たなアウトプットに関する提言を海上安全委員会に提出するよう要請した。

船舶用燃料としてのメタノールの利用に関する調査

5.33 委員会は、カナダ運輸省から事務局に提供された資金を利用して行われた船舶用燃料としてのメタノールの利用に関する調査の報告(環境面のメリット、技術面の即応性、経済的実現可能性)文書 MEPC 69/INF.10(事務局)について銘記した。

船舶のエネルギー効率

MARPOL 条約附属書 VI 規則 21.6 に基づいて義務付けられる EEDI の見直し

5.34 委員会は下記について想起した。

- .1 MARPOL 条約附属書 VI 規則 21.6 に従って、EEDI 規制フェーズ 1 の開始時及びフェーズ 2 の中間点において、IMO は技術開発の状況について見直しを行い、必要であると判明した場合には、期間、関連船舶のタイプに関する EEDI 基準線パラメータ、低減率を改正するものとする事
- .2 MEPC 66 において、EEDI データベースを構築する事によって、IMO による技術開発に関する今後の見直しを支援し、最低限のデータをデータベースに収録する事に合意したこと
- .3 MEPC 67 において、EEDI 規制フェーズ 2 の実施に関連する技術開発の状況について見直す事を目的として、日本のコーディネートの下で EEDI の見直しに関する通信部会を設置したこと

5.35 委員会は EEDI データベースに現在収録されているデータ及び情報の概要を示す文書 MEPC 69/INF.16(事務局)について銘記し、引き続き本情報を委員会に提出する事を事務局に

要請した。

5.36 委員会は、部会で出された参加者の意見及び情報と併せて EEDI の見直しに関する通信部会の中間報告を提示した上で、文書 MEPC 69/5/5 及び MEPC 69/INF.9(日本)について検討し、とりわけ下記について銘記した。

- .1 MARPOL 条約附属書 VI 規則 21 に定める期間、関連船舶のタイプに関する EEDI 基準線パラメータ、低減率を保持すべきであるという委員会に対する提言
- .2 EEDI データベースに収録すべき追加項目、並びに「新規船舶のエネルギー効率設計指標 (EEDI) 到達値の算定方法に関する 2014 年ガイドライン」(決議 MEPC.245 (66) (決議 MEPC.263 (68)による改正版に従う))に対する改正を視野に入れた耐氷船の能力補正係数について検討する事を要請したこと

通信部会の提言

5.37 委員会は特に部会の提言(パラグラフ 5.36.1 を参照)について下記の文書と併せて検討した。

- .1 MEPC 69/5/9(CSC):通信部会が EEDI 規制フェーズ 2 の要件を改訂する作業を継続すべきであり、フェーズ 2 要件の変更の可能性が結果的にフェーズ 3 の厳密性に与える影響について検討すべきであるという見解、並びに EEDI データベースを改善すべきであるという見解を示したもの
- .2 文書 MEPC 69/7/3(CSC)のパラグラフ 9:最近建造された船舶の大部分が 4, 5 年前からすでに EEDI 規制フェーズ 2 の要件を満たしている一方で、EEDI を低減する重要措置の多くが講じられていないままであるという見解を示したもの。更に、排出量の増加を止めるためのフェーズ 2 要件を再検討する必要性、並びに最良実施例がパリ協定に対する実行可能な明確な対応として基準となるようにする必要性を主張したものの。

5.38 多くの代表団が下記の理由から通信部会の作業継続を支持した。

- .1 特定の船舶タイプについて MARPOL 条約附属書 VI 規則 21 で定める期間、関連船舶のタイプに関する EEDI 基準線パラメータ、低減率を詳細に見直すべきであるという提言が委員会になされたため
- .2 「新規船舶に関する EEDI 到達値の算定方法に関する 2014 年ガイドライン」の耐氷船、RORO 貨物船、RORO 客船の出力補正係数について見直しをすべきであるため
- .3 悪条件下で船舶の操縦性を維持するための最小限の推進力に関する現行の取り組みを考慮に入れるべきであるため
- .4 文書 MEPC 69/INF.16 には RORO 客船に関する EEDI の情報が記載されておらず、4 隻の RORO 貨物船の情報のみであったことから、これらの船舶タイプについての包括的結論を引き出す事が困難であったため

5.39 これに関連して、委員会は、EEDI の採択によって、特に河川及び港湾内の際どい操船状況及び悪天候下において船舶の出力が不十分となる可能性について抱いている船長の懸念を委員

会に伝えた IFSMA からのオブザーバーの発言を銘記した。

5.40 協議後、委員会は、日本によって部会の新たなコーディネーター³が任命された事を銘記した上で、通信部会に対しては作業を継続する事、作業部会に対しては通信部会の付託事項案を策定して委員会の検討を求める事を指示した(パラグラフ 5.54 及び 5.55 を参照)。

5.41 その結果として、委員会は、フェーズ 1 開始時の見直しに関連する文章を削除するという MARPOL 条約附属書 VI 規則 21.6 の改正案を提案した文書 MEPC 69/5/10(日本)についてこれ以上検討しない事に合意した。

EEDI データベースに収録すべき追加情報

5.42 委員会は、部会の中間報告書パラグラフ 32.2 及び文書 MEPC 69/5/9 パラグラフ 17 で特定されている EEDI データベースに収録すべき追加情報に関する提案について検討した。更に、本追加情報を MARPOL 条約附属書 VI 規則 21.6 で義務付けられているフェーズ 2 の中間点での見直しに利用すべきである事に合意した上で、本事項については MEPC 70 まで保留とする事に合意した。

耐氷船の能力補正係数

5.43 中間報告書の付録 2 に記載の通り、通信部会が策定した耐氷船の能力補正係数算定方法案について銘記した上で、委員会は MEPC 70 まで本事項を保留とする事に合意した。

新規船舶の EEDI 到達値の算定方法に関するガイドライン

5.44 委員会は、ガス燃料を主燃料としない二元燃料エンジンを搭載した船舶の EEDI 算定方法を提案し、「新規船舶の EEDI 到達値の算定方法に関する 2014 年ガイドライン」の関連改正案を提示した文書 MEPC 69/5/1(中国)について検討した上で、作業部会に対し、文書 MEPC 69/5/1 を考慮しながら、提示された改正案を検討し、その結果を委員会に報告するよう指示した(パラグラフ 5.56 を参照)。

EEDI の調査及び認証に関するガイドライン

5.45 委員会は ISO 15016:2015 に関して MEPC 68 において決議 MEPC.261(68)によって採択された「エネルギー効率設計指標 (EEDI) の調査及び認証に関する 2014 年ガイドライン」の改正に関する意見を提示した文書 MEPC 69/5/2(中国)について検討した。その文書では、水温の測定地点を検討する事、3 つの荷重変動係数について船型試験報告書に記載する事、さまざまな船舶タイプ対する荷重変動係数基準値の適用性についての詳細な評価を ISO に要請する事を委員会に求めている。

5.46 協議後、委員会は、水温測定地点が ISO 15016:2015 のパラグラフ 9.6.6 に記載されている

³ コーディネーター:
国土交通省海事局
海洋・環境政策課環境渉外室室長
Mr. T. Uemura
電話:+81 3 5253 8643
メールアドレス:uemura-t259@mlit.go.jp

旨、並びに荷重変動試験の手順が現在 ITTC による見直しの最中である旨の報告を受け、かつ、代表団の過半数が文書 MEPC 69/5/2 の提案を支持しなかった事を銘記した上で、本事項についてこれ以上検討しない事に合意した。

SEEMP 要件の免除条件

5.47 委員会は、MEPC 68 において、国内航海にのみ従事する船舶が一度きりの国際航海を行う場合には「船舶エネルギー効率管理計画書(SEEMP)」の船上保持という要件の適用を免除する事を提案した文書 MEPC 68/3/10(韓国)について検討された上で、下記について合意がなされた事を想起した。

- .1 本会合まで当該文書を保留とし、本会合で作業部会が設置された場合には、その作業部会が提案の精査を行い、その結果を委員会に報告するよう指示される事
- .2 作業部会の提言が MARPOL 条約附属書 VI の改正の必要性があるという内容であった場合、新たなアウトプットが必要となる事

5.48 この点について、委員会は作業部会に対し、MEPC 68 で合意された通り、文書 MEPC 68/3/10 の見直しを行って、その結果を委員会に報告するよう指示した。

悪条件下で船舶の操作性を維持するための最低限の推進力

5.49 委員会は「悪条件下で船舶の操作性を維持するための最低限の推進力を定める 2013 年暫定ガイドライン」(決議 MEPC.232(65) (決議 MEPC.255(67) 及び MEPC.262(68) による改正版に従う))に関連する現在進行中のプロジェクトに関する情報を提供した下記の文書について銘記した。

- .1 MEPC 69/INF.23(デンマーク他):MEPC 71 での採択のため「2013 年暫定ガイドライン」の改訂案を策定するための SHOPERA-JASNAOE 共同プロジェクトに関する情報を提供したもの
- .2 MEPC 69/INF.27(オランダ): 載荷重量 20,000 トン未満の船舶に焦点を合わせた「2013 年暫定ガイドライン」に関連する現在進行中の研究プロジェクトに関する情報を提供したもの

船舶のエネルギー効率に関する関連情報及び研究

5.50 委員会は船舶のエネルギー効率に関連する事項についての関連情報を提供した下記の文書について銘記した。

- .1 MEPC 69/INF.8(IMarEST 及び RINA): 約 5,000 隻の船舶に及ぶ 275 の船主及び運航者に対する横断調査に基づき、専門的なエネルギー効率測定の実施に関する情報を提供したもの
- .2 MEPC 69/INF.29(CSC): 2009 年から 2015 年の間に建造された船舶の設計効率の動向、並びにそうした動向及び基本的な推定指標値(EIV)の変動に寄与している要因の調査を目的として EIV を利用した研究に関する情報を提供したもの

5.51 また、委員会はカナダ運輸省から事務局に提供された資金を使用して実施した船舶のエネ

ルギー効率に関連する事項に関する関連研究について記載した下記の文書についても銘記した。

- .1 MEPC 69/INF.11(事務局):SEEMP 実施の一環としてのエネルギー消費量最適化に関する研究についての報告を記載したもの。本研究は船舶別の SEEMP を船内保持するという船舶に対する義務要件の導入に伴い、特に 2013 年 1 月 13 日以降、海運業が発展させた最良実施例を特定するために行われたものである。
- .2 MEPC 69/INF.18(事務局):船舶の技術面・操業面のエネルギー効率対策を評価する事を目的としたコンピュータ利用ツールの開発に関する情報を提供したもの

作業部会の設置

5.52 委員会は大気汚染及びエネルギー効率に関する作業部会を設置し、関連文書並びに全体会議で出された意見及び決定を考慮に入れて下記を実行するよう指示した。

- .1 委員会が検討できるように、MARPOL 条約附属書 VI 規則 21.6 で義務付けられている EEDI の見直しに関する通信部会への付託事項を策定する事
- .2 文書 MEPC 69/5/1 を考慮しながら、「新規船舶に関する EEDI 到達値の算定方法に関して提出された 2014 年ガイドライン」について提案された修正案について検討し、その結果を委員会に報告する事
- .3 文書 MEPC 68/3/10 の見直しを行い、その結果を委員会に報告する事

作業部会の報告

5.53 作業部会の報告書(MEPC 68/WP.9)を検討した上で、委員会は当該報告書を全体として承認し、下記に示す措置を講じた。

EEDI の見直しに関する通信部会への付託事項

5.54 委員会は MEPC 70 で最終決定すべき EEDI の見直し作業のスケジュールに関する作業部会の見解について銘記し、MARPOL 附属書 VI 規則 21.5 によって義務付けられている悪条件下での船舶の操作性維持のための最低限の推進力についての検討が EEDI 見直しプロセスとは別途行われるべきである事についても銘記した。

5.55 作業部会が提出した通信部会への付託事項案(パラグラフ 5.40 を参照)を検討した上で、委員会は通信部会に対し、中間報告(MEPC 69/5/5)及び MEPC 69 での協議内容を考慮に入れて下記を実施するよう指示した。

- .1 RORO 貨物船及び RORO 客船について、EEDI データベース(加盟国、非政府組織、政府間組織により更新予定)から入手した情報に基づいて技術開発の状況を検討し、更に、MEPC 69 後に収集したものを含めたデータを使用してフェーズ 2 の期間に EEDI 低減率に関する事例研究を募集する事
- .2 規則 21 に定める期間、関連船舶のタイプに関する EEDI 基準線パラメータ、低減率を保持すべきかどうか、あるいは改正が必要であると判明した場合には、それらを適宜改正すべきかどうかについて現在の改訂プロセスの中で提言する事

- .3 「新規船舶のEEDIの算定方法に関する2014年ガイドライン」(決議MEPC.245(66)) (改訂版を含む)及び「EEDIと共に適用する基準線の算定に関する2013年ガイドライン」(決議MEPC.231(65))の改正案を策定する事を目的として、耐氷船, RORO 貨物船, RORO 客船の補正係数を詳細に見直す事
- .4 MEPC 70 に報告書を提出する事

二元燃料エンジン搭載船舶のEEDI算定方法

5.56 委員会は、作業部会が文書MEPC 69/5/1(パラグラフ 5.44を参照)の提案について原則として合意した事、並びに中国の代表団がMEPC 70へ提出する事を目的として関係加盟国政府及び／又は国際機関と連携して当該提案の更なる向上・改善を行う予定である事を銘記した。

通常は国際航海に従事しない船舶の免除

5.57 委員会は、MARPOL条約附属書VI第4章の要件から通常は国際航海に従事しない船舶を免除する事についての提言に関するMEPC.1/Circ.863を承認し、これに関連して、免除証書という形式と併せてMARPOL条約附属書VI第4章に免除規定を追加すべきであるという作業部会の見解を銘記した。

6 国際海運のエネルギー効率向上に関する技術面・運用面の今後の対策

背景

6.1 委員会は、MEPC 68において下記の付託事項(MEPC 68/21, パラグラフ 4.25)と併せて、2015年9月9日～11日にIMO本部で開催されたエネルギー効率向上に関する技術面・運用面の今後の対策に関する作業部会の会期間会合の開催が合意された事を想起した。

- .1 データ収集システムに組み込む事を目的として輸送業務及び／又は代行について更に検討する事
- .2 機密保持の問題について更に検討する事
- .3 本書で特定したガイドラインの策定について検討する事
- .4 報告書をMEPC 69を提出する事

検討する文書

6.2 委員会は下記の文書を検討した。

- .1 MEPC 69/6(事務局):①会期間作業部会の報告を提示。②任意適用又は強制適用としていつでも使用できるように燃料消費量に関するデータ収集システムの全用語を記載。③「移動距離」及び「業務時間」の定義には更に微調整が必要である事を銘記。④貨物を運搬する船舶タイプについて「設計載荷重量」を「貨物重量／容積」の代わりに使用する事を提言。⑤貨物を運搬しない部門の場合、運用面でのエネルギー効率を確定するために更なる検討が必要である事に言及。⑥詳細に検討できるようにSEEMPガイドラインの改正案を本会議に提出する事を日本に要請。(文書

MEPC69/6/1 を参照)

- .2 MEPC 69/6/1(日本及びノルウェー):委員会により現在検討中の船舶燃料消費量データ収集プログラムで想定される適合変更を組み込む事を目的とした「船舶エネルギー効率管理計画書(SEEMP)の策定に関する2012年ガイドライン」の改正案を提案したもの
- .3 MEPC 69/6/2(日本他):MEPC 70での採択を視野に入れて、本会合での承認を目的として、燃料消費量の強制的データ収集システムを組み込むというMARPOL条約附属書VI第4章の改正案を提案したもの
- .4 MEPC 69/6/3(IPTA):①燃料消費量及びエネルギー効率に関するデータの収集についての協議の背景としてケミカルタンカーの運航上の問題に対し意見を提示。②ケミカルタンカー部門の操業面の現状を踏まえて、ケミカルタンカーを比較し合う事、あるいは同じ船舶の異なる航行を比較する事はできないために燃料消費量及び海上・港湾内での滞在時間の観点から「標準的な」航行を設定する事は難しい旨、並びにケミカルタンカーに関して収集された燃料消費量データを基にしてエネルギー効率に関する結論を引き出す際には細心の注意払うべきである旨を示唆。
- .5 MEPC 69/6/4(インド):①既存船舶のエネルギー効率を向上させる効果的な手段が見つかるまでの期間に船舶の燃料消費量に関連するデータ収集について確固たる機構を確立する事を示唆。②船舶からの地球温暖化ガス排出量に関連するデータ収集の機構を開発する事を全面的に支持するが、既存船舶に限定した実施作業パラメータに基づいてエネルギー効率基準を設定する取り組みはさまざまな問題や影響を伴うため何らのメリットも生み出さない可能性があるという考えを提示。
- .6 MEPC 69/6/5(ICS 他):①委員会に対し、船舶ができるだけ早急に必要なデータを提供できるようにするために、本会合において世界規模のCO₂データ収集システムについて最終決定し、MARPOL条約附属書VIの改正を強制適用として承認する事を要請。②「三段階プロセス」に対する継続的支持について再確認。③委員会の今後の会合においてIMOデータ収集システムに基づいて収集されたデータを利用して詳細な温室効果研究を実施するという決定を下す事を示唆。
- .7 MEPC 69/6/6(アルゼンチン他):①文書MEPC 69/6に関するコメントを提示。②海運排出量を監視する指標を提案。③本議題に関連する技術面・商業面・操業面の問題に関する見解を提示。④海上輸送の効率性を監視するための適正かつ適切な指標を定めるという複雑な作業は難題である旨、並びに上記文書のパラグラフ7に定める式で定義されている通り、貨物重量/容積の代わりに設計載貨重量を適用する事が適切である旨について示唆。
- .8 MEPC 69/6/7(ICHCA):①作業部会がもたらした進展を評価。②IMOが海運業界のエネルギー効率を分析できるようにするデータ収集システムに収録すべき信頼できる輸送作業データを要求。③貨物容積/重量の代わりに「設計載貨重量」を適用するという提案には信頼できるデータが十分になく、誤解を招く事が予想されるという主張を表明。
- .9 MEPC 69/6/8(中国):文書MEPC 69/6, MEPC 69/6/2, MEPC 69/6/6に関する意見を提示し、燃料消費量に関するデータ収集システムの全用語の改正を提案したもの

- .10 MEPC 69/6/9(中国):①文書 MEPC 69/6/1 で提案されている SEEMP ガイドラインの改正案に関する意見を提示。②「暦年」はより簡潔で、かつ、船上での慣行である「データ報告期間」という用語と置き換えるべきである事を示唆。③「移動距離」には1 暦年の間の実際に航行した全距離(海里)を含めるべきである事を示唆。④「業務時間」は1 日 24 時間から、船舶が係留中、投錨中、乾ドックに入っている最中、修理中、使用不能期間中であつた時間を差し引いた時間数になるという見解の提示。⑤燃料油供給証明書(BDN)の使用は、エンジン日誌又はその他の公式記録帳に継続して記録して SEEMP ガイドラインに組み込むべきである定期的な燃料タンクの調査と組み合わせて行うべきである事を提言。

- .11 MEPC 69/6/10(オーストリア他):①文書 MEPC 69/6/2 に関する意見を示した上で、提出された MARPOL 条約附属書 VI の改正案を支持。②MEPC 70 での採択のため、文書 MEPC 69/6/2 で提案された MARPOL 条約附属書 VI の改正について速やかに承認するよう委員会に要請。③データ収集システムの実施を促すために更なる技術的取り組みが必要となり、文書 MEPC 69/6/1 で提案された SEEMP の改正案が重要な第一歩であるという主張を表明。

- .12 MEPC 69/7/3(CSC)パラグラフ 7 及び 8:①重要な第一ステップになるべきものとして海運 CO₂ 排出量に関する世界規模のデータ収集システムの適時確立について検討。②文書 MEPC 68/4/11 の中で市民社会及び海運サービスの利用者が求める必須の透明性が IMO のシステム案で抜け落ちたままになっている重要要素であるという主張を表明。③IMO の信頼を損なうような重大なリスクになるようなデータの機密レベルについて検討。このリスクによって、データから意図的に引き出された結論の信頼性が疑問視され、隠ぺいしようとしているのはどの産業なのか、IMO の規制的役割が損なわれているのかどうかという疑問を呈する事が外の世界に促される。

- .13 MEPC 69/INF.21(インド):インドの旗を掲げて世界規模の貿易に従事するオイルタンカー16 隻及びばら積み貨物船 7 隻のエネルギー効率を評価する際に輸送業務パラメータ(即ち、移動距離、業務時間、運搬した貨物の重量トン数・海里)を利用する事に関してインドが実施した研究の成果を記載したもの

- .14 MEPC 69/INF.26(ベルギー):船舶の CO₂ 排出量及びエネルギー効率運航指標(EEOI)について理解を深める事を目的として、2008 年~2014 年の期間にベルギー王立船主協会の船団から定期的に収集・報告されるデータを利用した研究を発表したもの

- .15 MEPC 69/INF.28(ブラジル):国際的な海運業からの CO₂ 排出量をモニタリングするための指標の決定、並びに本議題に関連のある技術面・商業面・操業面の問題に関する見解について追加情報を提供したもの

作業部会の報告

6.3 委員会は、エネルギー効率向上に関する技術面・運用面の今後の対策に関する作業部会が指示通りに、システムの任意適用又は強制適用のためすぐに利用できる燃料消費量に関するデータ収集システムの全用語の策定を進めた旨を銘記した上で、作業部会の会期間会合の報告(MEPC 69/6)を全体として承認した。委員会は報告書パラグラフ 65 に記載の通り、要請された措置について関連文書と併せて一つずつ検討し、以降に記述する通りの措置を講じる事に合意した。

6.4 報告書パラグラフ 65.1 を検討する際、委員会は下記を行った。

- 1 旗国主管庁から IMO に送付されたデータを匿名化する必要はなく、EEDI データベースに提供されるデータと同様、本データにも、データベースに入力されるデータの重複を IMO が防げるように IMO 番号を含めるべきだという事に合意した。
- 2 IMO が収集したデータの中でも特に輸送業務に関するものは機密扱いにして非公開とする必要がある事、並びに結果として生じた管理上の負担、業界への影響、エネルギー効率に影響を及ぼす可変要素に対処する必要性がある事について委員会が合意した事を想起した (MEPC 68/21 パラグラフ 4.12)。

6.5 文書 MEPC 69/7/3 パラグラフ 7 及び 8 と併せて報告書のパラグラフ 65.2 を検討する際、委員会は、報告書の付録 1 に定める全用語に関するパラグラフ 8 の規定を満たす程度に匿名性を確保するためにどのようなデータを提供したら良いか確立する必要がある事、並びに本事項を検討するために更なる作業が必要となる事に合意した。

6.6 文書 MEPC 69/6/6, MEPC 69/6/7, MEPC 69/6/8, MEPC 69/INF.28 と併せて報告書のパラグラフ 65.3~65.5 について検討する際、特に下記の意見が出された。

- 1 「移動距離」及び「業務時間」というパラメータを使用する事は支持するが、微調整が必要である。
- 2 「移動距離」というパラメータは対地距離ではなく、対水距離として定義すべきであり、後者の場合、船舶は SOLAS 条約第 V 章に基づいて計測器を搭載する事が義務付けられるのに対し、前者の場合、50,000 GT 以上の船舶のみ必要な計測器を搭載する事になり、他の規則との相乗効果を生み出す事が重要である。
- 3 「設計載荷重量」というパラメータは、信頼性が高く、使いやすく、機密保持できるものであり、貨物重量／容積の代用として適切である事から、使用を支持する。
- 4 「設計載荷重量」というパラメータは最大積載能力のみを示すもので、正確な船舶稼働率を示すものではない。
- 5 「総トン数」というパラメータを使用する事は RORO 船及び客船の代わりとなる輸送業務とみなさなくてはならない。
- 6 開発途上国の中でも特に後発開発途上国 (LDC) 及び小島嶼開発途上国 (SID) に与える影響には遠方の国々の市場までの距離、食品安全、考え得る経済効果などがあるが、その影響を考慮に入れるべきであり、この点について委員会は認識しており (MEPC 68/21, パラグラフ 4.16.2), 政策意思決定段階、即ち三段階アプローチのステップ 3 (パラグラフ 6.8 を参照) で検討される事になっている。
- 7 輸送能力の値について言及されている文書 MEPC 69/6/6 のパラグラフ 3.3 を重視する事は大切であり、バラスト航行によるものを含む能力転換は経済価値を創造する動きである事が明確に説明されている。
- 8 データ収集に利用される方法については各船舶から提供される情報に含めるべきである。

- .9 砕氷船及び北極圏を航行する船舶について更なる検討を行うべきである。
- .10 貨物の取り扱いは OSV/FPSO など必ずしも係留施設のある場所で行われておらず、係留を待つ時間についても更に検討する必要がある。
- .11 輸送業務に関するパラメータについて明確に定める必要があり、追加的な管理上の負担、能力強化要件、オンライン報告ツールの開発、更なる開発の精査について検討すべきである。
- .12 データの機密保持が不可欠であり、第三者によるデータへのアクセスは一切許可すべきではない。

6.7 委員会は、「移動距離」のパラメータを「係留場所から係留場所まで移動した距離」として定義付けて収集すべきであり、これに関して更に微調整が必要である事、「業務時間」のパラメータを「係留されていない時間」として定義付けて収集すべきであり、これに関して更なる微調整が必要である事、貨物を運搬する船舶タイプの場合、「設計載荷重量」を「貨物重量／容積」の代用として使用すべきである事を提言する作業部会の勧告を承認した。

6.8 委員会は、データ収集が三段階アプローチのステップ 1、データ分析がステップ 2、更なる措置が必要な場合には、それはどのような措置かについての意思決定がステップ 3 であるという合意を再確認した。

6.9 委員会は、文書 MEPC 69/6/3 には、輸送されるさまざまな貨物の操業面の需要が燃料消費量に多大な影響を与える可能性がある旨、並びに三段階アプローチのステップ 2 でデータを分析する際にこの事を考慮に入れるべきである旨が明示されている事を銘記した。

6.10 委員会は、船舶エネルギー効率指標を三段階アプローチのステップ 3 で検討すべきである事、その結果として、文書 MEPC 69/6/6 を次回の会合まで保留とすべきである事について合意した。

6.11 委員会は、IMO の技術協力活動が船舶エネルギー効率要件の実施について LDC 及び SID の特定のニーズに対応する事を目指すものである事を銘記した。

6.12 報告書のパラグラフ 65.6 について検討する際、委員会は、貨物を輸送しない海運業の場合、操業面のエネルギー効率を確認するためには更なる検討が必要である事に合意した。

6.13 文書 MEPC 69/6/1 及び MEPC 69/6/9 と併せて報告書のパラグラフ 65.7 について検討する際、委員会は、作業部会が SEEMP ガイドラインの改正案を MEPC 69 に提出して更なる検討を求めるよう日本に要請した旨、並びに日本及びノルウェーはその結果として文書 MEPC 69/6/1 の改正案を提出した旨を銘記した。委員会は、作業部会に対し、提出された上記改正案及び中国が提出した改正案 (MEPC 69/6/9) を転送して更なる検討を求める事に合意した。

6.14 報告書のパラグラフ 65.8 について検討する際、委員会は、作業部会が船主／旗国主管庁の名義変更に関するガイドライン案を本会合に提出するよう加盟国政府に要請したが、そうした提案を一切受領していない事を銘記した。

6.15 文書 MEPC 69/6/2, MEPC 69/6/4, MEPC 69/6/5, MEPC 69/6/10, MEPC 69/INF.21, MEPC 69/INF.26 と併せて報告書のパラグラフ 65.9 について検討する際、文書 MEPC 69/6 付録

1 に記載の会合間作業部会が達した合意を反映させるために、委員会はデータ収集システムの全用語の改正について協議した。

6.16 その後の協議では、特に下記の意見が出された。

- .1 IMO が継続的に指導力を発揮するためには、一日も早くデータ収集システムを導入する必要がある。
- .2 排出量削減の検証が必要であり、統一的で効果的な実施を支援するためには詳細なガイドラインの策定が急務である。
- .3 現時点における強制的なシステムに関する合意は三段階アプローチのステップ 3 で導入される可能性のあるエネルギー効率要件の性質に関する合意を示唆するものではなく、考え得るエネルギー効率指標の持つ強制的又は任意の性質という問題に関する今後の協議を妨げるものでもない事を銘記する事が重要である。
- .4 データ収集システムを強制的なものにすると決定した場合、透明性確保の対策に関するパリ協定(即ち、第 13 条)実施の基本的側面とみなされるものに即して開発途上国に対する支援及び柔軟性を認識して確保する事が重要である。
- .5 データ収集システムを包括的で確固たるものにするためには、強制化する必要があり、文書 MEPC 69/6/2 の付録に基づいて行うべきである。

6.17 委員会はデータ収集システムを強制化すべきであり、本合意を反映させるために文書 MEPC 69/6/2 の付録に記載の MARPOL 条約附属書 VI 第 4 章の改正案を利用する事に合意した。その結果として、委員会は作業部会に対し船舶の燃料消費量に関するデータ収集システムを最終決定するよう指示した。

作業部会の設置

6.18 委員会はエネルギー効率向上に関する技術面・運用面の今後の対策に関する作業部会を設置し、全体会議で出された意見及び決定を考慮した上で下記を実施するよう指示した。

- .1 文書 MEPC 69/6/2 の付録に基づき、文書 MEPC 69/6, MEPC 69/6/4, MEPC 69/6/8 を考慮に入れて、船舶の燃料消費量に関するデータ収集システムを確立するという MARPOL 条約附属書 VI 第 4 章の改正案の本文について最終決定する事
- .2 文書 MEPC 69/6/1 の付録に基づき、文書 MEPC 69/6/9 を考慮に入れて、「船舶エネルギー効率管理計画書(SEEMP)の策定に関する2012年ガイドライン」の改正案の本文について最終決定する事
- .3 燃料消費量に関するデータ収集システムを確立するという MARPOL 条約附属書 VI 第 4 章の改正案に関連する追加作業について助言する事

作業部会の報告

6.19 作業部会の報告(MEPC 69/WP.10)について検討した上で、委員会は報告書を全体として承認し、以降に記載の通りの措置を講じた。

船舶の燃料消費量に関するデータ収集システム

6.20 委員会は、付録 7 に記載の通り、船舶燃料消費量のデータ収集システムに関する MARPOL 条約附属書 VI の改正案を承認し、事務局に対し MEPC 70 での採択を視野に入れて MARPOL 条約第 16 条(2)に基づいて上記改正案を回章する事を要請した。

6.21 複数の代表団が、「登録所有者」の定義を「会社」の定義に置き換える事で要件を SEEMP ガイドラインの定義に合わせる事ができると考えられる事からこのような置き換えがより適切であるという見解、並びに船舶の安全管理システム(SMS)及び SEEMP の策定を担当する団体が「会社」であるという見解を示した。一方で、「登録所有者」は船舶に対する責任を有する法人であり、変更してはならない存在であるため、作業部会において広範な議論を行った結果としてその用語を使用したのだという意見を述べた代表団もいた。委員会は要件においては「登録所有者」を使用するという作業部会の勧告を支持した。

6.22 委員会は承認済み改正案の本文におけるさまざまな編集上・技術上の問題に関する意見を MEPC 70 に提出するというバハマの代表団の意向について銘記した。

6.23 三段階アプローチの一環として強制的データ収集システムについての承認を受け入れるというクック諸島の代表団が発表した声明の全文は付録 17 に記載されている。

非締約国の船舶からのデータの収集・提供に関する情報

6.24 委員会は、MARPOL 条約附属書 VI の締約国ではない加盟国政府に情報を提供する事を目的として、作業部会が非締約国船舶からのデータの収集・提供に関するガイダンスを策定する必要性について確認した事を銘記した。

データ収集システムに関連する今後の作業

6.25 委員会は、作業部会が船舶の燃料消費量に関するデータ収集システムを確立するという MARPOL 条約附属書 VI の改正案(MEPC 69/WP.10, パラグラフ 49)に関連する今後の作業についていくつか重要項目を特定した事を銘記した。

6.26 これに関して、委員会は管理上の負担を防ぐための簡便で効率的な手順を確保するガイドラインの必要性を銘記した上で、日本のコーディネーター⁴の下で船舶燃料消費量のデータ収集システムに関する通信部会を設置する事に合意し、当該部会に下記を行うよう指示した。

- 1 MEPC 70 での最終決定を視野に入れて、文書 MEPC 69/6/1 に基づき、文書 MEPC 69/6/9 を考慮した上で、MARPOL 条約附属書 VI の規則 22A.1 及び 22A.3 で義務付けられるデータの収集に利用する手法に関するガイダンス(定義上の問題及びデータの報告に利用するプロセスを含む)を SEEMP に盛り込むために SEEMP ガイドラインの改正案を詳細に策定する事

⁴ コーディネーター:
国土交通省海事局海洋・環境政策課
Mr. Kazuya Nakao
〒100-8918
東京都千代田区霞が関 2-1-3
電話:+81-3-5253-8118
メールアドレス:nakao-k24d@mlit.go.jp

.2 時間が許せば、下記を作成する事

- .1 規則 22A.7 に基づく管理データ検証手順に関するガイドライン案
- .2 規則 22A.9 に基づく電子通信及び標準化データ報告フォーマット
- .3 船舶を非匿名化した状態を保持し、データベースの完全性を確保するための手段を含め、規則 22A.9, 22A.11, 22A.12 に基づく IMO 船舶燃料消費量データベースの開発及び管理に関するガイドライン案
- .4 IMO 船舶燃料消費量データベースにデータを提出する非締約国船舶に対応するためのガイドライン案

.3 MEPC 70 に報告書を提出する事

6.27 MEPC 69 と MEPC 70 が近接していること(パラグラフ 19.16 を参照)について銘記し、部会の作業量を考慮した上で、委員会は 2016 年 8 月 5 日の 2 週間前まで MEPC 70 への報告書の提出期限を延ばす事に合意した。

7 船舶からの温室効果ガス排出削減

UNFCCC に関する事項

7.1 委員会は、2015 年 6 月、8 月、10 月にドイツのボン、並びに 2015 年 11 月 30 日～12 月 11 日にフランスのパリで開催された国連気候変動会議の成果に関する情報を提供した文書 MEPC 69/7(事務局)について検討した。

7.2 これに関連して、委員会は、付録 17 に記載の通り、パリ気候変動協定(パリ協定)の状況に関する UNFCCC(気候変動に関する国際連合枠組条約)事務局代表者の発言について銘記した。この点に関して、事務局長はパリ協定の成立について、UNFCCC 事務局、フランス政府、国連事務総長 Mr. Ban Ki-moon を称えた。また、気候変動に関する取り組みに対し加盟国に心からの謝意を示した上で、IMO の功績を誇りに思うと同時に、均衡のとれた発展を推進していきたいと考えている旨を表明した。

7.3 委員会は UNFCCC 事務局との提携を継続する事、関連 UNFCCC 会合に出席する事、必要に応じて適切な UNFCCC の機関・会合に対する IMO の取り組み成果を報告する事を事務局に要請した。

国際海運に関する削減目標

7.4 委員会は下記の文書について検討した。

- .1 MEPC 69/7/1(ICS) : UNFCCC-COP 21-パリ協定を考慮に入れて、国際海運業全体を対象とした CO₂ 削減に関する「自主的に決定する IMO 約束草案」を策定する事を提言したもの
- .2 MEPC 69/7/2(ベルギー他) : 温室効果ガス排出量の低減に向けた国際社会の取り組みについて国際海運における公平な分担を定める作業計画を策定するよう委員会

に要請したもの

- .3 MEPC 69/7/3(CSC):①文書 MEPC 69/5/5, MEPC 69/6, MEPC 69/7/2 に関する意見を提示。②IMO がパリ協定に関与し続け、適時に適切な形で対応していく場合、本会合での進展が必要な 4 つの重要分野(温室効果ガス排出量低減の海運業における公正な分担を特定する作業計画に関する合意, EEDI フェーズ 2 要件の改訂に向けた作業の継続, MBM などの既存船舶に関する施策の検討を進めるための合意, 透明性の高い世界規模のデータ収集システムの採択)を提言。
- .4 MEPC 69/7/4(CLIA 他):世界全体の炭素排出量の削減における国際海運の役割に関して文書 MEPC 69/7/2 で示された見解についての意見を提示したもの

7.5 その後の協議では、特に下記のような一般的な意見が出された。

- .1 パリ協定を出発点として言及していることから、三段階アプローチと並行して着手すべき海運業界の「公平な配分」に関して有意義なプロセス及び協議の必要性がある(パラグラフ 6.8 を参照)。
- .2 パリ協定では、気候変動に取り組んでいるか否かではなく、どのように取り組んでいるかが問題であり、全員が寄与しなくてはならない事は明確である事が確認された。IMO は海運に関する国際的な規制に対する責任があるため、全世界的な CO₂ 排出抑制貢献度の「公平な配分」を定める作業計画及び運送枠組みを策定すべきである。
- .3 海運業は独特な業界であり、IMO は優れた機関であるが、信頼できる存在であり続けるためには作業計画を策定する必要がある、そうしなければ、他の機関がこの問題に対応する事になる。
- .4 国際海運は世界規模の貿易にとって不可欠であるため、いかなる新規施策も国際貿易を制限するもの、あるいは炭素リーケージを容認するものであってはならず、開発途上国が財源及び技術を利用できるようにするために社会面、経済面、技術面、環境面の影響を検討する事が重要である。
- .5 加盟国政府は排出量の抑制・削減に寄与する事にすでに合意し、それを持続可能な方法で実施する必要がある事にも合意している。
- .6 パリ協定に記されている差異のある責任及び各自の能力と、IMO の非差別の理念との間で適切なバランスを取る必要がある。
- .7 パリ協定には 5 年ごとに貢献度の見直しをするという規定が盛り込まれており、これは IMO が海運業界のデジタル化をはじめとするイノベーションを奨励するために導入できる取り組みである。
- .8 IMO は国際海運からの温室効果ガス排出量に対応する明確な職能及び権限を有しており、実施中の三段階アプローチのステップ 1 が今後の活動に関する作業計画である事からデータ収集システムの最終決定に向けて順調に作業を進めている。
- .9 海上輸送は小島嶼開発途上国(SID)を支援する上で不可欠であり、SID と後発開発途上国(LDC)の両方の開発にとっても重要であるため、国際海運に課される追加費

用がこれらの国々に多大な経済的影響を及ぼす事が考えられる。このような事情から、特定の国のニーズに対応する必要性があった。

- .10 パリ協定は国際海運からの温室効果ガス排出量に対処するために IMO による重要な取り組みが実施されていた事を示すバランスのとれた成果であったが、本会合に提出された提案によって将来予想される方向性が示された。
- .11 海運業界の軽減見込み及び削減費用を反映させるために国際海運業界の適切な貢献度について対話を開始する必要性があり、国際的な経済及び貿易における海運業の役割を認識する必要がある。
- .12 国際海運がどの程度パリ協定の目標に貢献すべきであるかについては業界でも幅広い意見があり、長い時間をかけて達成しようとしている事について IMO は十分に議論した事がないため、これについて慎重に熟慮された議論の一環として三段階アプローチを実施すべきである。
- .13 京都議定書では「共通だが差異ある責任」の原則を国際海運に適用する事を義務付けられており、長期目標を検討する前に、論理的かつ熟慮された三段階アプローチの各ステップを遂行する必要がある。
- .14 長期目標は現実的なものであるべきで、IMO は先導役となるべきであり、作業計画の策定がこれを支える事になる。
- .15 作業計画には国際海運の必須排出削減努力、対象とすべき温室効果ガスの種類、基準年、長期目標、目標達成までの中間段階を定めるために利用する方法を記載すべきである。
- .16 UNFCCC の代表者の声明は次の3つの点について受け入れられた。温室効果ガス排出量の抑制／削減のためのボトムアップ・アプローチについて繰り返し述べている点、三段階アプローチのステップ3がステップ1及び2で収集・分析されたデータを基にして政策協議を行い、情報に基づいた決定を下すのに適切な時期であるという点、この段階で作業計画を策定するとデータ収集システムの開発に関する現在進行中の取り組みと合致しなくなるという点。
- .17 UNCTAD(国連貿易開発会議)において、海運が世界、特にLDCとSIDにとって不可欠のものであって、世界の持続可能性及び再生力を保つカギであり、海運が持続可能であるためには利益性を生むものでなくてはならず、そうなるためには経済的成長が必要であり、海運輸送費の高騰を回避する必要がある事が確認された。
- .18 求められる政策面での解決法が複雑になるため、海運には温室効果ガス排出量に取り組む柔軟なアプローチが必要である。
- .19 国際海運の温室効果ガス排出削減目標は意欲的であっても、法的拘束力はないものにすべきである。
- .20 作業計画の策定には利害関係者全員が参加すべきであり、その目的は、この計画が三段階アプローチを補完するものである事から、三段階アプローチを妨げずに海運業界の責任の範囲を検討する事にある。

- .21 データ収集システム, 効果的な EEDI の実施, 新技術のイノベーション, 技術移転, キャパシティ・ビルディングに重点を置くべきである。
- .22 行動計画の完成前にデータの収集・分析を完了し, 三段階アプローチの最初の 2 つのステップに関する時間枠を設定する必要性がある。
- .23 三段階アプローチによって長期目標に関する情報に基づいた科学的判断が可能となる。
- .24 作業計画の策定は IMO の優先事項とすべき三段階アプローチとは別の問題ではない。

7.6 アルゼンチン, ブラジル, インドの代表団が発表した関連声明の全文は付録 17 に記載されている。

7.7 表明された見解及びその結論をまとめると, 下記の通りである。

- .1 委員会は UNFCCC に基づくパリ協定を受け入れ, 協定締結における国際社会の大きな功績を認めた。
- .2 委員会は船舶のエネルギー効率向上を目的として現在進行中の取り組み及び IMO によって既に実施されたものを評価し, 称賛した。
- .3 委員会は, 海運の排出量に関連する更に適切な改善は推進できるものであり, 推進すべきである事を広く認め, 賛同した。
- .4 委員会は国際海運の温室効果ガス排出量の影響を軽減する上で IMO の役割を評価した。
- .5 委員会は, 船舶の燃料消費量に関するデータ収集システムについて本会議での承認及びそれに続く導入が優先事項であるという共通理解に合意した。
- .6 委員会はデータ収集・分析・意思決定から成る三段階アプローチについての承認を再度伝えた(パラグラフ 6.8 を参照)。
- .7 委員会は, 問題を進展させる方法についての徹底的な協議を目的として, 本会議に提出された全文書, 出された意見, その他関連提案を考慮に入れて, MEPC 70 において本項目に基づいて作業部会を設置する事に合意した。

7.8 ブラジルの代表団が表明した重要な声明はアンゴラ, アルゼンチン, 中国, サウジアラビアの代表団の支持を受け, その全文が付属書 17 に記載されている。

外部からの議題項目に関する報告

7.9 委員会は, 諮問資格を有する国際的非政府組織と提携する非政府組織に属するウェブサイトの記事の中で本議題項目に基づく委員会の審議について報告するという方法に懸念を示した上で, 他の一部の代表団からも支持を得た中国及びクック諸島の代表団の発言について銘記した。代表団は, その記事が加盟国の行った取り組みについて言及しておらず, とりわけ船舶の燃料消費量の強制的データ収集システムの大きな進歩を妨げるような極めて無責任で逆効果となる内容

であると判断した。特に、起こっている通りに審議内容を報告するためにIMOの会合の非公開性を侵害するような形でソーシャルメディアが利用された事、各国の立場が誤って伝えられている事、代表団は前後関係から外れて解釈される事なく自らの見解を自由に表明する必要があるため、このような行為を、委員会のこのような重要会合に出席する機会が与えられている特定の団体・個人の特権を侵害する行為であると見なした事についても銘記された。

7.10 これに関して中国及びクック諸島の代表団が発表した声明の全文は付録17に記載されている。

7.11 議長は、国際的な非政府組織との関係に適用される規則を監督する機関である理事会に本件について報告するという議長の意向を銘記した。更に、議長は、委員会の次回会合の冒頭でメディアの出席に適用されるIMOの規則を読み上げ、それを受けて加盟国はメディアの出席を決定できるようにする事に言及した。

8 廃棄物記録簿様式の改正

8.1 委員会は、MEPC 65において、MEPC 66での採択を視野に入れてMARPOL条約第16条(2)(a)に基づいて2013年6月4日付回章No.3370の標題で事務局長が回章した廃棄物記録簿に関するMARPOL条約附属書Vの改正案の検討及び承認がなされていた事を想起した。しかしながら、MEPC 66では、文書MEPC 66/6/9(バハマ)で確認された通り、条約の本文と「廃棄物記録簿様式」との間で認知されている相違点に基づき、本改正案の採択をMEPC 67に先送りする事が決定された。

8.2 また、委員会は、MEPC 67において、廃棄物記録簿様式の更なる修正を提案する文書MEPC 67/7/4(バハマ)及びMEPC 67/7/8(オランダ)を検討した上で、改正案を十分に検討するにはまだ作業が必要であるという合意に達し、MEPC 68の議題に「MARPOL条約附属書V(廃棄物記録簿様式)の改正」に関する項目が追加された事についても銘記した。

8.3 更に委員会は、時間的制約がある事から、MEPC 68では当該議題項目の下に提出された文書の検討が本会合に先送りされていた(MEPC 69/8)事についても想起した。

8.4 委員会は下記の文書について検討した。

- .1 MEPC 68/7(オーストラリア他):MEPC 65, MEPC 66, MEPC 67での協議の際に提示された意見を考慮に入れて、MARPOL条約附属書V(廃棄物記録簿様式)の改正に関する代替案を提起したもの
- .2 MEPC 68/7/1(バハマ):文書MEPC 68/7について意見を提示し、MARPOL条約附属書Vの規則10.3.2~10.3.4と既存の廃棄物記録簿様式のセクション4との相違点に関する決議の前に廃棄物記録簿のフォーマットについて更なる改善を行う事を提言したもの
- .3 MEPC 69/8(事務局):本議題項目においてMEPC 68に提出された文書に関する情報及び講じるべき措置を記載したもの。これについての検討は時間的制約により本会合に先送りされた。
- .4 MEPC 69/8/1(北朝鮮):文書MEPC 68/7及びMEPC 68/7/1について意見を提示し、MARPOL条約附属書Vの規則10.3.2及び廃棄物記録簿様式のパラグラフ4.1.1と4.1.3に「廃棄前の廃棄物の状態」についての追加入力を提案したもの

- .5 MEPC 69/8/2(インド):船舶の通常運転及び保守管理に不可欠な船上で発生する電子廃棄物／特殊廃棄物の処分を明瞭にすることと併せて、適切な陸上受入施設の開発、廃棄物記録簿の新フォーマットへの組み込み、電子記録簿の策定・利用の必要性を述べたもの

8.5 文書 MEPC 68/7 及び MEPC 68/7/1 で提案された改正案について検討した上で、委員会は原則として当該改正案を承認した。偶発的な廃棄又は紛失に関する MARPOL 条約附属書 V の規則 10.3.4 の修正案 (MEPC 68/7/1 付録 2) について、委員会は、「廃棄又は紛失した品目の詳細」及び「及びそのような廃棄又は偶発的紛失を防止又は低減するために講じる合理的な予防措置」という文言は保持すべきである事、並びに一貫性を保つために、その結果として廃棄物記録簿様式のパラグラフ 4.1.4.5 及び廃棄物記録簿改訂案 (MEPC 68/7, 付録 1) の関連記入欄も変更すべきである事に合意した。

8.6 協議中、委員会は廃棄物記録簿第 II 部案 (MEPC 68/7, 付録 1) に貨物の名前を記録する新たな記入欄の追加に関する提案、並びに立方メートル以外の各種計測単位の使用に関する提案について検討し、関係加盟国政府及び国際機関に対し、上記事項に関する詳細な意見及び提案を MEPC 70 に提出するよう要請した。

8.7 文書 MEPC 69/8/1 に「廃棄前の廃棄物の状態」について追加記入するという提案を検討する際、委員会は当該提案に何らかの利点があるかもしれない事を銘記しながらも、当該提案によって不要な記録作成という管理上の負担が生じ、「MARPOL 条約附属書 V の実施に関する 2012 年ガイドライン」(決議 MEPC.219 (63)) の関連ガイダンスを強制化する事になる可能性があると考えた。その結果、委員会は当該提案について合意しなかった。

8.8 文書 MEPC 69/8/2 に記載の提案について検討する際、委員会は「電子廃棄物」という新しいカテゴリを「MARPOL 条約附属書 V の実施に関する 2012 年ガイドライン」に追加する事を、MEPC 65 における「2012 年ガイドライン」に関する改正に関する決議 MEPC.239 (65) の採択により行った事、並びに電子廃棄物記録簿のフォーマット策定に関する提案が議題項目 9 (電子記録簿の使用) の検討事項の一部となる事について銘記した。

8.9 廃棄物記録簿の新たな廃棄物カテゴリとして「電子廃棄物」を追加するという提案について検討した上で、委員会は「電子廃棄物」の定義策定やオゾン層破壊物質を含む電子機器の処分の明瞭化など、更なる作業が必要になる事を銘記した上で、原則として当該追加に合意した。これに関連して、委員会は加盟国政府及び国際機関に対し、MEPC 70 に向けて追加の意見・提言を提出する事を要請した。

8.10 本議題項目において全提出物について検討した上で、委員会は、MEPC 65 において回章 No.3370 の標題で回章された MARPOL 条約附属書 V の改正案が承認された一方で、相当な数の更なる改正が生じたために当該改正案の再回章が必要となった事について銘記した。これに関連して、委員会は更に、MEPC 68 において貨物運送小委員会 (CCC) が海洋環境有害物質 (HME) として固体ばら積貨物を分類・申告する事に関する MARPOL 条約附属書 V 改正案を策定するよう指示されていたが、この改正案が議題項目 13 (他の小委員会の報告) で承認された事について銘記し、MARPOL 条約附属書 V の上記 2 組の改正を一緒に回章する事を決定した。

8.11 その結果として、委員会は付録 8 に記載の通り、廃棄物記録簿様式に関する MARPOL 条約附属書 V の改正案を承認した。そして、議題項目 13 (パラグラフ 13.17) で承認された MARPOL 条約附属書 V の修正案と併せて、管理上の負担を軽減して将来的な改正の実行を促す事を目的として、MARPOL 条約第 16 条 (2) に基づいて事務局長に当該改正案を回章し、採択を視野に入れ

て MEPC70 での検討を求めるよう要請した。

9 電子記録簿の使用

概要

9.1 委員会は、MEPC 66 において MARPOL 条約に基づき電子記録簿の使用に関する通信部会が再設置され、これに関して現在策定中のガイドライン案をまとめるよう指示した事を想起した。電子記録簿の使用を更に推進するため、通信部会は必要な MARPOL 条約の改正や統一解釈について検討・策定する事、並びに最終的には「2011 年ポートステートコントロール手順」(決議 A.1052 (27))について派生的改正の必要性について検討する事も指示された (MEPC 66/2, パラグラフ 7.5)。

9.2 委員会は、時間的制約により MEPC 68 において当議題項目の検討を本会合へ先送りした事も想起した。

9.3 委員会は、通信部会の報告 (MEPC 68/9, オーストラリアから提出) について検討し、当該報告のパラグラフ 24 で求められる措置について検討した。

MARPOL 条約に基づく電子記録簿の使用に関するガイドライン

9.4 MARPOL 条約 (MEPC 68/9 付録 1) に基づく電子記録簿の使用に関するガイダンス案を検討する際、委員会は、MEPC において、本来は証明書及び文書への電子アクセスに関する当該ガイダンス案について、簡易化委員会 (FAL) による現行の検討を考慮に入れて作成する事を目的として通信部会が設置された事を想起した。ガイダンスを仕上げるため、通信部会は委員会が決議すべき下記の問題についてその報告書の中で明らかにした。

1. ガイダンス (MEPC 68/9, パラグラフ 20~21) の非強制的性格を最も適切に伝える表現の使用
2. 電子記録簿の使用に関して MARPOL 条約の検査及び施行の位置付けを明確にする適切な文書 (MEPC 68/9, ガイダンス案パラグラフ 6.1.2)
3. 電子記録簿の様式及びレイアウトに関して許容される柔軟性 (MEPC 68/9, パラグラフ 22~23)

使用言語

9.5 委員会は、ガイダンス (MEPC 68/9, パラグラフ 20~21) の非強制的性格を最も適切に伝えるために使用する言語、即ち、「しなくてはならない (needs to)」か「すべきである (should)」かについて検討した上で、非強制的規定に対する通常の IMO の慣行に倣い、ガイドラインの本文全体に「すべきである (should)」を使用する事に合意した。

MARPOL 条約の検査及び施行

9.6 委員会は、角括弧内の文章、即ち、「電子記録簿を使用し、それを頼りにする事によって、船主が MARPOL 条約で義務付けられている検査の際に正確に記録を保持・作成するという既存の義務から解放される事はない」という部分を含めるか否かについてガイダンス案のパラグラフ 6.1.2 を検討した上で、ガイダンス案に上記文章を含める事に合意した。

フォーマット及びレイアウトの柔軟性

9.7 委員会は、電子記録簿のフォーマットが MARPOL 条約に定める紙媒体に限定される事なく、通信部会の報告書パラグラフ 22 及び 23 で提言されている通り、当該条約に準拠していると思なす事ができるか否かについて検討した上で、原則として、電子記録簿のフォーマットが MARPOL 条約に定めるフォーマットに従うべきである事に合意した。ただし、本事項に関する代表団のさまざまな見解を銘記した上で、本事項に関する更なる検討が必要であるという合意に達した。

9.8 その結果として、委員会は本事項の検討を第 4 回汚染防止及び対応小委員会 (PPR 4) に付託する事に合意し、PPR 小委員会の二年議題及び PPR 4 の暫定議題に「電子記録簿の使用」というアウトプットを記載し、PPR に対し下記を実施するよう具体的に指示した。

- .1 MARPOL 条約の記録簿様式が電子フォーマットに対応できるか否かについて検討する事
- .2 MARPOL 条約に基づく記録簿様式を電子化する際の柔軟性を持たせる範囲について検討する事

2011 年ポートステートコントロール手順の改正案

9.9 委員会は、部会が提案した「2011 年ポートステートコントロール (PSC) 手順」(決議 A.1052 (27)) の改正 (MEPC 68/9, 付録 2) について、具体的にはパラグラフ 2, 6, 12 に用いられる表現スタイルについて、委員会が下したガイダンス案関連の決定 (パラグラフ 9.5 を参照) を考慮に入れて、検討した。

9.10 本事項について検討した上で、ガイダンスに関する上述の協議に従い、委員会は PSC 手順の修正案の本文全体に「すべきである (should)」を使用する事に合意した。委員会は、PPR4 に対し、フォーマットの柔軟性に関する問題についての検討内容に基づき、PSC 手順に関する派生的改正についても適宜まとめるよう指示した。

MARPOL 条約附属書 I, II, V, VI の統一解釈案

9.11 委員会は、電子記録簿の使用を推進するために関連 MARPOL 条約の各附属書に対する統一解釈案が部会によって提案されていた事 (MEPC 68/9, 付録 3) を銘記した。提案された統一解釈案を検討した上で、委員会は、当該解釈案は短期的解決策であり、電子記録簿の使用を可能にするのに最適な長期的機構は MARPOL 条約の関連改正の策定と考えられる事に通部会の過半数が賛同した事を銘記した上で、PPR 4 に対し当該修正案を策定するように指示した。

追加的電子記録簿の許可についての検討

9.12 委員会は、エンジンパラメータの記録簿を電子記録簿として提示する事、及びこれを可能にするために NOx テクニカルコード 2008 に関するその後の改正案を作成する事について詳細に検討すべきである旨、並びに「ドック作業における労働安全衛生」に関する ILO 条約第 152 号に基づいて義務付けられている荷役装置記録簿を電子形態で提示できるようにする事についても検討すべきであるという旨の部会の提言 (MEPC 68/9, パラグラフ 19) について検討した。

9.13 ガイダンスの適用を NOx テクニカルコードに広げるという部会の提言に関して、委員会は NOx テクニカルコードも網羅できるようにガイダンスのパラグラフ 3.1 を改正する事に合意し、PPR 4

に対し必要な措置を講じるよう指示した。後者の提言に関しては、委員会は荷役装置記録簿に関する協議の成果について ILO に報告するよう事務局に要請した。

10 特別海域(SA)と特別敏感海域(PSSA)の指定及び保護

トゥバタハ岩礁海洋公園を PSSA として指定

10.1 委員会はフィリピン諸島と北ボルネオの間に位置するトゥバタハ岩礁海洋公園(TRNP)の名で知られる海洋区域を PSSA として指定する事を提案する文書 MEPC 69/10/1(フィリピン)について検討した。委員会は TRNP に関して次の 5 つの事項について銘記した。①重要な生態的・社会経済的・科学的・文化的特質のある区域であるが、その特性がスル海での国際海運活動によって著しい脅威にさらされている事。②1988年にフィリピン政府によって設置され、維持管理されている事。③現在、「コアゾーン」97,030ヘクタールとその周囲の「バッファゾーン」350,000ヘクタールからなる地域に及んでいる事。④1993年に世界遺産、1999年にラムサール条約登録湿地に指定された事。⑤2009年以降、フィリピン共和国法第10067号により国の海洋保護区(MPA)に指定されている事。

10.2 委員会は、国際海運活動による珊瑚礁及び関連生態系に対するリスク低減や被害防止を直ちに行うために最適な関連保護手段(APM)として新たな「避航水域(ATBA)」の設定が当該提案に盛り込まれている事についても銘記した。ATBAに関する提案は150総トンを超える船舶に適用され、岩礁内又は岩礁付近での衝突リスクを削減し、それによって運航上の排出又は偶発的排出による海洋汚染の影響を受けるリスクを低減させる事が期待され、生息している底生生物や珊瑚の物理的・化学的破壊につながるような船舶の座礁が発生するという TRNP の脆弱性を大幅に低減する事も考えられる。APMに関する提案は MSC 98 による最終承認(2017年6月)を視野に入れて NCSR 4(2017年3月)への提出を予定していた。

10.3 その後の協議の中で、一部の代表団が上記提案に対する支持を表明し、PSSA に関する技術部会に転送して精査を求める事を提言した。

10.4 その後、委員会は、「特別敏感海域(PSSA)の特定・指定に関する改定後のガイドライン」(決議A.982(24)、決議MEPC.267(68)による改正に従う)、「改訂版PSSAガイドライン」の規定を満たしているか否かについて評価する事を視野に入れて、PSSA に関する技術部会に対し、見直しを求めてトゥバタハ岩礁海洋公園を PSSA に指定するという提案(MEPC 69/10/1)を転送した。

PSSA に対する EBSA 基準の適用

10.5 委員会は、PSSA 指定プロセスを強化する事を目指して、既存の PSSA 又は PSSA 候補地の特定についての見直しに役立てるため、生物多様性条約(CBD)に基づいて策定された「生態学的あるいは生物学的に重要な海域(EBSA)」基準を適用する可能性を明らかにした文書 MEPC 69/10/2(WWF, IUCN, ACOPS)について検討した。EBSAとPSSAの基準の比較分析をしたところ、両者は環境への配慮に関連する共通の特徴を持っているが、社会経済的側面だけでなく国際海運による影響を受けやすい地域の評価を含むような PSSA 基準に代わるものがないという事が明らかになった。この事を考慮して、将来的な PSSA 候補地について検討する際、関係当事者は PSSA ガイドライン改訂版の適用を支持する有益な参考資料として EBSA を検討する事が推奨されている。

10.6 協議後、委員会は下記を行った。

- .1 提供された情報について銘記し、加盟国に対し、PSSA の特定・設置寄与できる可能

性に関して EPSA プロセスから得られる情報を利用するよう奨励した。

- .2 PSSA を有する加盟国政府に対し、海運による脅威のレベルが変化した場合には特に、PSSA ガイドライン改訂版の paragraph 8.4 に基づいて APM 又は PSSA 自体に対する追加的措置又は変更に関する懸念及び提言を IMO に示す事が義務付けられている事を再認識させた。
- .3 指定された PSSA の地域で操業する船舶を有する加盟国政府に対し、何らかの必要な調整が行われるように APM に関する懸念について IMO に示すよう促した。

クジラ類と船舶の衝突の低減

10.7 委員会は、2009 年の「クジラ類と船舶の衝突を低減するためのガイダンス文書」(MEPC.1/Circ.674)の承認以降、クジラ類と船舶の衝突の低減に関する開発に関連の情報を提供した文書 MEPC 69/10/3 (IWC)について検討した。これには、おそらく PSSA 及び APM を設置する提言によって委員会よりも先にリスク低減対策が行われている特定済み高リスク地域も含まれている。IWC は問題に対する理解を深めて低減策を周知するためにデータ収集に関する連携も模索している。

10.8 一部の代表団は船舶の衝突を削減する対策に関連して IWC が提供した情報、並びにとりわけクジラ類が集まる地域における船舶とクジラ類の分離に焦点を合わせた情報を歓迎した。委員会は、高リスク地域における軽微なルート設定の変更が衝突の大幅削減につながる可能性がある旨、並びにこれが船舶衝突を低減する最善策と考えられる旨について銘記した。これに関連して、委員会は、多くの加盟国が沿岸水域で減少しているクジラの個体数の保護を積極的に行ってきた事についても銘記した。

10.9 協議後、委員会は提供された情報について銘記し、問題に対する理解を深めて低減対策を周知するために、加盟国に対し、IWC 船舶衝突データベース⁵に事故について報告する事を含め、船舶衝突問題について船員及び関係当局の意識向上を促すよう奨励した。

PSSA に関する情報

10.10 委員会は下記の文書について銘記した。

- .1 MEPC 69/INF.12 (ベトナム) : タイトル「ハロン湾の保護(クアンニン省)ーカットバ海洋保護区(ハイフォン)」
- .2 MEPC 69/INF.14 (パプアニューギニア) : タイトル「ルイジアード諸島ジョマールエントランスの保護」
- .3 MEPC 69/INF.19 (モーリタニア) : タイトル「世界遺産バンダルギン国立公園及び隣接海域の保護」

PSSA に関する技術部会の設置

⁵ <https://iwc.int/ship-strikes>

10.11 委員会は、「PSSA ガイドライン改訂版」の規定を満たしているか否か、並びに「IMO への PSSA 関連の提案の提出に関するガイダンス文書」(MEPC.1/Circ.510)で義務付けられている全情報が提供されているか否かについて評価する事を目的として、PSSAに関する技術部会を設置し、当該部会に対し、トゥバタハ岩礁海洋公園(TRNP)を PSSA に指定するというフィリピンからの提案(MEPC 69/10/1)について見直しを行い、措置について委員会に適宜報告するよう指示した。

技術部会の報告

10.12 技術部会の報告(MEPC 69/WP.11)について検討した上で、委員会はその報告全体を承認し、下記の措置を講じた。

- .1 フィリピンからの提案(MEPC 69/10/1)は「PSSA ガイドライン改訂版」の要件を満たす事を銘記する事
- .2 2017 年の MEPC 71 での PSSA の最終指定のため委員会に対する勧告が行われる予定の MSC 98 による最終承認を視野に入れて、フィリピンが APM に関する詳細な提案内容を NCSR 4 に提出予定である事を銘記した上で、原則として TRNP を PSSA に指定する事

MARPOL 条約附属書 IV に基づくバルト海特別海域に関連する発効日の設定及びその他の問題

背景

10.13 委員会は、MEPC 68 において MARPOL 条約附属書 IV に基づいてバルト海特別海域の一部に関する発効日の設定を提案した文書 MEPC 68/10/2(デンマーク他)について検討された旨、並びに十分な届出書類が提出され、その結果として、上記文書に定める通り、当該地域の発効日を設定する事が可能であったが、法的意味については MARPOL 条約附属書 IV の関連改正(MEPC 68/21, パラグラフ 10.22)に関する提案の提出後に本会合で詳細に検討するという合意に達した旨を想起した。

10.14 委員会は、EU 加盟国であり、かつ、MARPOL 条約附属書 IV の加盟国でもある 28 の加盟国政府からの要請を受けて、MARPOL 条約第 16 条(2)(a)に基づき、附属書 IV の改正案を 2015 年 10 月 7 日付回章 No.3591 及び 2015 年 10 月 19 日付修正 1 という表題で事務局長が回章した事を銘記した。

提出された文書

10.15 委員会は本トピックを取り扱った 8 つの文書について検討した。そのうちの 4 つは本議題項目について提出されたもので、3 つが議題項目 3 のもの、1 つが議題項目 16 のものであった。委員会は議論を促すために上記文書を本議題項目において一緒に検討する事に合意した(パラグラフ 3.6 及び 16.2 参照)。更に、委員会は各文書の提出後に 9 つのバルト海沿岸諸国が見出した妥協点に関する情報について検討する事に合意した(MEPC 69/WP.12)。

受入港湾施設の十分性に関する十分な届出

10.16 ロシアの代表団は、バルト海のロシア港湾に客船からの汚水を回収する適切な受入施設がある事を言明した。そのため、ロシアは、MARPOL 条約附属書 IV の規則 13.2 が満たされており、特別海域規定の実施の発効日が上記附属書の枠組みの中でバルト海特別海域全体について設定される可能性があるという考えを示した。ロシアの声明の全文は付録 17 に記載されている。その

結果として、委員会は、MEPC 68 及び本会合においてバルト海沿岸諸国 9 か国が提供した情報を踏まえて、バルト海特別海域における汚水受入港湾施設の可用性に関する十分な届出が受理されており、そのため、特別海域要件の発効日が設定する事が可能である事を確認した。

特別海域及び関連する MARPOL 条約附属書 IV 改正の発効日

10.17 委員会は、文書 MEPC 69/10(オーストリア他)及び MEPC 69/3/3(事務局)として提出されたバルト海特別海域及び関連する MARPOL 条約附属書 IV の改正案の発効日案について、文書 MEPC 69/10/4, MEPC 69/10/5, MEPC 69/3/5 におけるロシアの詳細な意見と併せて、検討を進めた。ただし、バルト海沿岸諸国 9 か国(パラグラフ 10.15 を参照)が見出した妥協点を踏まえて、委員会は文書 MEPC 69/WP.12 を基にして検討する事に合意した。

10.18 その後の協議においては、発言した全代表団はバルト海沿岸諸国 9 か国に対し文書 MEPC 69/WP.12 の妥協案に導いた建設的な取り組み及び協力に感謝の意を表明した。その結果、委員会は、本会合において文書 MEPC 69/WP.12 で提案された発効日をバルト海特別海域に対し設定できる事に合意し、発効日設定に関する決議を最終決定するための義務要件の改正に関する起草部会に当該文書を転送した。一部の代表団は、決議(MEPC 69/WP.12, 付録 2)の主文パラグラフ 1.3 の明確性に欠ける可能性がある部分、即ち、特別海域を出入りする航行への適用性に関してより正確かつ明確に示す事ができる事に対する懸念を表明した。委員会は起草部会にこの問題についても検討するよう指示した。

10.19 委員会は、採択を目指す関連 MEPC 決議案(MEPC 69/WP.12, 付録 1)と併せて、MARPOL 条約附属書 IV の規則 1 及び 11 の関連改正案について詳細に検討し、起草部会に対し最終稿の作成を指示した。

ISPP 証書及び汚水処理設備の型式認定証書の派生的変更

10.20 文書 MEPC 69/3/4(IACS)について協議する際、委員会は文書内の 2 つの提案、つまり、国際汚水汚染防止 (ISPP) 証書の様式に対する派生的変更及び編集上の改善と、汚水処理設備の型式認定証書の新様式の作成についてそれぞれ検討する事に合意した。

10.21 ISPP 証書の様式に対する派生的変更及び編集上の改善に関する提案について、委員会は提案されている変更は派生的かつ軽微なものであると結論付けて、起草部会に対し MARPOL 条約附属書 IV の改正案(パラグラフ 10.19 を参照)に上記の変更を盛り込むよう指示した。

10.22 汚水処理設備の型式認定証書の新様式の作成に関する提案を検討する際、委員会は本事項について、「汚水処理設備の排水基準及び性能試験の実施に関する 2012 年ガイドライン」(決議 MEPC.227(64))の統一的施行を取り上げた IACS による関連提出物(MEPC 69/14)と併せて、議題項目 14(MARPOL 条約及び関連規則の実施及び施行の促進)においてより詳細に検討する事を決定した。委員会は、議題項目 14(パラグラフ 14.4 を参照)において本トピックについて検討した成果を考慮に入れて、文書 MEPC 69/3/4 付録 2 に基づき、MEPC 70 での検討のため、事務局に対し会期間に IACS と協力して 2012 年ガイドラインの改正案を提出するよう要請した。

10.23 これに関連して、一部の代表団は 2012 年ガイドラインの特定の派生的変更について本会合で合意に達する可能性がある事を示唆した。しかしながら、協議後、委員会は、事務局に対し 2012 年ガイドラインの派生的変更案(パラグラフ 10.22 を参照)を MEPC 70 に提出して検討を求める事を先に要請していた事を想起した上で、この段階では上記改正を進めない事に合意した。

義務要件の改正に関する起草部会に対する指示

10.24 委員会は起草部会に対し下記を実施するよう指示した。

- .1 文書 MEPC 69/WP.12 付録 1 に基づいて、バルト海特別海域に関連する MARPOL 条約附属書 IV の規則 1 及び 11 の最終稿を、それらの採択に関する関連 MEPC 決議と併せて、作成する事
- .2 文書 MEPC 69/WP.12 付録 2 に基づいて、特別海域規定の発効日の設定に関する MEPC 決議案の最終稿を作成する事
- .3 文書 MEPC 69/3/4 付録 1 に基づいて、MARPOL 条約附属書 IV の付録「国際汚水汚染防止証書の様式」の修正案の最終稿を作成する事

例外的排出規定

10.25 MARPOL 条約附属書 IV の規則 3 の要件に加えて例外的な排出規定を策定するという文書 MEPC 69/10/6 (CLIA) の提案を検討する際、委員会は CLIA に対し、MEPC 70 で検討できるように、当該提案が正当である事を証明する更なる情報、及びそうした例外的排出に関する規定を示した回章案を提出するよう要請した。

MARPOL 条約附属書 IV の改正案におけるキャパシティ・ビルディングについての示唆

10.26 委員会は、バルト海特別海域に関する MARPOL 条約附属書 IV の規則 1 及び 11 の改正案についてキャパシティ・ビルディングの必要性を評価するために策定された文書 MEPC 69/16/Add.1 (副議長) を検討した上で、上記改正案にはキャパシティ・ビルディングについて明確な示唆がなく、本会合でアドホック・キャパシティ・ビルディング必要性評価部会 (ACAG) を設置する必要性はない事に合意した (パラグラフ 16.3 も参照)。

バハマの代表団による声明

10.27 バハマの代表団は、客船が遅延する事も追加費用を負担する事もなく、環境的に持続可能な方法でサービスの計画立案及び実施を継続していけるようにするため、本事項を進展させる方法に対する懸念を再表明し、かつ、適切な港湾受入施設間の十分かつ適正な意思疎通を確保するようバルト海沿岸諸国に呼び掛ける発言をした。発言の全文は付録 17 に記載されている。

義務要件の改正案に関する起草部会の報告

10.28 バルト海特別海域に関連する起草部会の報告書 (MEPC 69/WP.7/Add.1) について検討した上で、委員会は当該報告書全般を承認し、以下に示す措置を講じた。

10.29 委員会は MARPOL 条約附属書 IV の規則 1 及び 11 の改正案の最終稿について、起草部会が作成した国際汚水汚染防止 (ISPP) 証書の様式に対する派生的改正案 (MEPC 69/WP.7/Add.1, 付録 1) と併せて検討し、付録 9 に記載の通り、決議 MEPC.274 (69) により当該改正案を採択した。

10.30 決議 MEPC.274 (69) の採択の際、委員会は、MARPOL 条約第 16 条 (2) (f) (iii) に基づき、採択された MARPOL 条約附属書 IV の規則 1 及び 11 の改正が 2017 年 3 月 1 日 (ただし、MARPOL 条約第 16 条 (2) (f) (iii) に定める通り、この日付よりも前に IMO 事務局長宛に異議が申し立てられた場合を除く) に受理されたとみなされるものとし、MARPOL 条約第 16 条 (2) (g) (ii) に基づき、

2017年9月1日に発効するものとする事を決定した。

10.31 委員会は、起草部会が作成したバルト海特別海域の発効日に関するMEPC決議案の最終稿(MEPC 69/WP.7/Add.1, 付録 2)を検討した上で、付録 10 に記載の通り、「バルト海特別海域に関するMARPOL 条約附属書 IV の規則 11.3 が発効する日付の設定」に関する決議 MEPC.275 (69)を採択した。

事務局に対する指示

10.32 上述の改正の採択において、委員会は、改正案の正本を作成する際に、番号が振り直されたパラグラフへの参照の更新など、適宜確認される可能性のある編集上の訂正を行う権限、及び MARPOL 条約締約国による措置を義務付ける誤謬又は脱漏について委員会に報告する権限を事務局に付与した。

11 受入施設の不十分性

受入港湾施設に関するマニュアルの改訂

11.1 委員会は、MEPC 68 において「受入港湾施設に関する IMO 包括マニュアル」の改訂案(MEPC 67/11)の検討が行われた上で、「受入港湾施設—実施方法」にマニュアルのタイトルを変更する事について合意が得られた事、バーゼル条約の事務局が MEPC 67 に提出した改正案(MEPC 67/11/1)を含め、詳細な検討を本会合に先送りした事、事務局に対し MEPC 68 で出された意見を考慮に入れて、本会合で検討するために改訂マニュアルの更新版を作成するよう要請していた事を想起した。

11.2 委員会は下記の文書について検討した。

- .1 MEPC 69/11(事務局):受入港湾施設に関する改訂マニュアルの更新版を提示したもの
- .2 MEPC 67/11/1(バーゼル条約事務局):バーゼル条約への相互参照に関する一貫性を確保する事を目的として改訂マニュアルの改正を提案したもの

11.3 協議後、委員会は、文書 MEPC 69/11 の付録に記載の通り、マニュアル「受入港湾施設—実施方法」を承認し、事務局に対し IMO 出版サービスを通じてマニュアルの最終的な編集を行い、出版するよう要請した。これに関連して、委員会は、加盟国政府に対し、マニュアルの編集上の改善点があれば、それについての追加提案を事務局⁶に直接提出するよう要請した。

バーゼル条約とIMOの連携

11.4 委員会は2015年5月に第12回会議で採択された「バーゼル条約と国際海事機関の協力」に関してバーゼル条約締約国会議の決定を示した文書 MEPC 69/11/1(バーゼル条約事務局)、並びに「一旦船舶から降ろした MARPOL 条約の適用範囲に該当する廃棄物が環境に優しい方法で管理されるようにするための陸海インターフェースの改善方法」に関するガイダンスマニュアル案について検討した。

11.5 委員会は事務局に対し、上述のマニュアル案を更に検討し、バーゼル条約事務局に意見を

⁶ 担当者:Mr. Jun Sun, Technical Officer, Marine Environment Division (jsun@imo.org)

提示するよう要請した。

HME 貨物の受入港湾施設

11.6 委員会は、A 29 において、「MARPOL 条約附属書 V に基づいて海洋環境に有害とされた貨物の適切な受入港湾施設」に関する回章 MEPC.1/Circ.810 に注目し、ガイドランス間の差異を残す事になるような 2015 年 12 月 31 日という有効期限に関して懸念を示す文書 A 29/12/1 (リベリア他) が検討された事を想起した。

11.7 更に、委員会は、A29 において、加盟国政府に対し、MEPC 69 によって追加措置が講じられるまで MEPC.1/Circ.810 の規定の適用を引き続き継続していく事が奨励された事、加盟国政府及び国際機関に対し、HME 残渣の受入施設の可用性に関する情報を MEPC 69 に提出する事が要請された事、MEPC 69 に対し、本事項を緊急を要する事柄と見なすよう要請された事を想起した。

11.8 これに関連して、委員会は、HME に分類される貨物残渣の受入港湾施設が不足している事に対する業界の懸念に対処する事を視野に入れて、新たな回章の発行を通じて 2019 年 1 月 1 日までに MEPC.1/Circ.810 に記載の既存の取り決めの継続を提案した文書 MEPC 69/11/21 (リベリア他) について検討した。

11.9 INTERCARGO のオブザーバーは HME 残渣の受入施設の可用性に関する調査を実施した事を委員会に報告した。その調査によれば、調査を実施した 55 の国・地域にある 204 箇所の港湾のうち、181 箇所の港湾において HME 貨物残渣及び HME 物質を含む貨物倉洗浄水の適切な受入港湾施設を見つけるのが困難である事がばら積み貨物船から報告された一方で、適切な受入港湾施設があると確認された港湾はわずか 23 箇所であった。

11.10 新たな回章の発行を支持した代表団は、適切な施設を用意するという MARPOL 条約附属書 V に基づく義務を港湾・ターミナルが果たすまで、できれば回章 MEPC.1/Circ.810 の適用を拡大するという形で適切な受入施設を探す際に船主及び運航者が体験した問題に対処する必要があるという見解を示した。

11.11 しかしながら、大多数の代表団は、HME 残渣の受入港湾施設の増設を港湾・ターミナルで実施しているという見解、並びに提案された MEPC.1/Circ.810 の適用拡大が港湾・ターミナルにとって必要な施設の設置を促すものにならないだけでなく、むしろ阻害要因になると判明する可能性があるという見解を示した。

11.12 検討後、委員会は MEPC.1/Circ.810 の適用を拡大するという提案を承認しなかった。また、加盟国政府に対し、申し立てるべき不十分性があれば、「受入港湾施設不十分性申立報告書様式」(MEPC.1/Circ.834, 付録 1) を使用して IMO に報告する事、並びにそのような不十分性の問題に関係者全員の注意を喚起するための該当提出物について委員会に付託する事を検討する事を要請した。

12 汚染防止及び対応

12.1 委員会は、汚染防止及び対応小委員会 (PPR) が 2016 年 2 月 15 日～19 日に第 3 回会合を開催し、その会合の報告書が文書 PPR 3/22 及び PPR 3/22/Add.1 として発行された事を想起した。

12.2 委員会は、PPR 3 と MEPC 69 が非常に近接している事から、委員会のガイドラインに従い、PPR 3 の成果が MEPC 70 に報告される事になっているが、委員会に求められる緊急対策 (MEPC

69/12, パラグラフ 2)は議題項目 19(パラグラフ 19.8 及び 19.9 を参照)で検討される予定である事を銘記した。

13 小委員会からの報告

III 2 の成果

13.1 委員会は IMO 規則の実施に関する小委員会(III)の第 2 回会合の報告(III 2/16, III 2/16/Add.1, MEPC 69/13)を概ね承認し, 下記に示す措置を講じた。

船内に備え置くべき証明書及び文書のリスト

13.2 委員会は, 現時点では「船内に備え置く事が義務付けられている証明書及び文書のリスト」(FAL.2/Circ.127-MEPC.1/Circ.817-MS.C.1/Circ.1462)を「電子証明書の使用に関するガイド」(FAL.5/Circ.39/Rev.1)に合致させる必要がないという III 2 の結論を承認した。

国別アンケート調査

13.3 委員会は, 本アンケートが主に海上災害に関する海上安全面をテーマとしている事を考慮に入れた上で, 「国別アンケート調査」(III 2/16, 付録 3)について銘記した。

調査者に対する現地業務の支援

13.4 委員会は GISIS 海難・事件(MCI)モジュールに調査者に対する現地業務支援(III 2/16, 付録 4)について掲載し, IMO モデルコース 3.1 を実施するための参考資料としてだけでなく, 将来的なコースの改訂版にもそれを含めるという III 2 での決定を銘記した。

ISM コードに関する外国船舶監督官向けガイドライン

13.5 委員会は「ISM コードに関する外国船舶監督官向けガイドライン」についての MSC-MEPC.4 回章案の承認を検討した。更に, 委員会は, 人的因子訓練当直小委員会(HTW)からの情報をその作成時に考慮していなかった事を銘記した上で, 事務局に対し, MEPC70 で情報に基づく判断ができるようにするため, HTW 2 の関連成果を MEPC 70 に提出する事, 並びにその旨を MSC 96 に報告して並行して措置を講じる事ができるようにする事を要請した。

CIC の結果

13.6 委員会は, CIC(集中検査キャンペーン)の報告に基づく勧告を関連 IMO 組織に提示するためのプロセス案が, 特に新たなアウトプットを目指す提案を提出する事に関して, 委員会のガイドラインを害するものであるべきではない事を考慮した上で, CIC の報告書に基づく勧告を関連 IMO 組織に提示するための改訂プロセスに関する III.2/Circ.1 は必要ない事に合意し, その結果, 回章の発行を承認しなかった。

2015 年版 HSSC に基づく検査ガイドライン

13.7 委員会は, III 2 が MEPC 67 及び MSC 94 で許可を得た通り, 「検査及び証明に関する調和システム(HSSC)に基づく 2015 年検査ガイドライン」の草案及び必要な総会決議案を直接 A 29 に提出した事, 更に, その結果として当該ガイドラインが決議 A.1104(29)をもって A29 において採択された事を銘記した。

2015年Ⅲコード関連規則に基づく義務に関する非網羅的リスト

13.8 委員会は、Ⅲ 2 が MEPC 67 及び MSC 94 で許可を得た通り、「IMO 規則実施コード決議 A.1070 (28)に関連する規則に基づく義務に関する非網羅的リスト」の 2015 年版草案及び必要な総会決議案を直接 A 29 に提出した事、更に、その結果として当該リストが決議 A.1105(29)をもって A 29 において採択された事を銘記した。

UNSP バージに対する MARPOL 条約の検査・証明要件の適用免除

13.9 委員会は、Ⅲ 2 において、MEPC 68 で要請された通り、委員会の承認を得る事を視野に入れて、無人非自航式 (UNSP) バージに対する検査及び証明要件の適用免除に関する MARPOL 条約の改正案、並びに UNSP バージに対する MARPOL 条約に基づく検査・証明要件の適用免除に関する関連ガイドライン案が最終決定された事を銘記した (MEPC 69/13, パラグラフ 2.6 及び 2.7)。

13.10 これに関連して、委員会は MARPOL 附属書 I, IV, VI の改正案及び関連ガイドライン案に対する意見を述べた下記の文書について検討した。

- .1 MEPC 69/13/2 (日本及び韓国): MARPOL 条約附属書 I, IV, VI の改正案、及び III 2 で合意を得た関連ガイドラインに対する実質的変更、並びにガイドライン案を決議にする事を提案したもの
- .2 MEPC 69/13/3 (インド): MARPOL 条約附属書 I, IV, VI の改正案及び関連ガイドライン案に対する意見を述べたもので、III 2 で提案されたような全関連 MARPOL 条約附属書を対象とした単一の免除証書の代わりに、個々の附属書に基づいて免除を付与する事を提案したもの

13.11 上述の文書における提案を検討する際、委員会は MARPOL 条約改正案及び関連ガイドライン案に関して提起されたいくつかの懸案事項について協議し、下記について合意した。

- .1 いかなる免除も 5 年以下に限定する事
- .2 各 MARPOL 条約附属書に基づいて免除証明書を付与する事
- .3 MARPOL 条約附属書 IV には検査及び証明要件の免除も含める事
- .4 油記録簿に関する MARPOL 条約附属書 I の規則 17.1 への参照は保持する事
- .5 委員会で一旦承認されたガイドライン案は MEPC 回章として発行する事

13.12 その結果として、委員会は、Ⅲ 3 に対し、UNSP バージに対する MARPOL 条約の検査・証明要件の免除に関する MARPOL 条約改正案及び関連ガイドライン案について、文書 MEPC 69/13/2 及び MEPC 69/13/3 並びに本会合で下された決定を考慮に入れて、MEPC 70 への提出のため最終決定するよう指示した。

CCC 2 の成果

13.13 委員会は貨物運送小委員会 (CCC) の第 2 回会合の報告書 (CCC 2/15 及び MEPC

69/13/1)を概ね承認し、下記に示す措置を講じた。

固体ばら積み貨物を HME として分類・申告する際の要件

13.14 委員会は、MEPC 68 において HME (海洋環境有害物質) 貨物の分類基準、及び固体ばら積み貨物について海洋環境有害物質か否かを明示するための荷主による申告を MARPOL 条約に基づいて義務化すべきであるという合意に達した事を想起した。しかしながら、委員会は、CCC 2 では貨物申告に関連のある国際海上固体ばら積み貨物規制 (IMSBC コード) のセクション 4 を MARPOL 条約附属書 V に基づいて義務化すべきか否かについて意見が分かれたため、本件の検討を委員会に求められていた事を銘記した。

13.15 複数の選択肢について検討した上で、委員会は、申告方法を指定する事はせずに、固体ばら積み貨物を HME に分類する基準と荷主の申告のみを MARPOL 条約附属書 V に基づいて義務化する事に合意した。

13.16 上記の決定に加えて、委員会は MARPOL 条約附属書 V の新規則案 4.3 及び 6.1.2.2 の文言(同一)を変更し、対応する脚注を下記の通り記載する事に合意した。

『海上における人命の安全のための国際条約 (SOLAS)』(1974 年、改正版に従う)の規則 VI/1-1.1 で定める固体ばら積み貨物は、穀物を除き、本条約の附属書の付録 I に基づいて分類され、海洋環境有害物質か否かについて荷主が申告*するものとする。

* 国際航海に従事する船舶の場合、国際海上固体ばら積み貨物規制 (IMSBC コード) のセクション 4.2.3 を参照する事。国際航海に従事しない船舶の場合、政府が定める通り、申告以外の手段が適用される事がある。」

13.17 改正案は SOLAS ではなく、IMSBC コードに記載の「固体ばら積み貨物」の定義を参照すべきであるという見解について、委員会は、定義が 2 つの規則において同一である事を銘記した上で、SOLAS への参照を保持する事を決定した。

HME に関連する MARPOL 条約附属書 V の改正案

13.18 新規則案 4.3 及び 6.1.2.2 の修正後の文言(パラグラフ 13.16 を参照)に合意した上で、委員会は、付録 8 に記載の通り、HME に関連する MARPOL 条約附属書 V の改正案を承認し、事務局長に対し、採択を視野に入れて MEPC 70 で検討される事を目指し、MARPOL 条約第 16 条(2)に従い、議題項目 8(パラグラフ 8.11 を参照)に基づいて承認された廃物記録簿様式の改正案と併せて、上記改正案を回章するよう要請した。

HME に関連のある IMSBC コードの改正案

13.19 委員会は CCC 2 で作成された HME に関連のある IMSBC コードの改正案 (CCC 2/15, 付録 8) について銘記し、CCC 3 に対し、MARPOL 条約附属書 V の承認済み改正案 (パラグラフ 13.18 を参照) を考慮に入れて上記改正案を最終決定するよう指示した。

MARPOL 条約附属書 V の実施に関する 2012 年ガイドラインの改正案

13.20 CCC 2 が作成した「MARPOL 条約附属書 V の実施に関する 2012 年ガイドライン」の改正案を検討した上で、委員会は CCC 3 に対し、これまでに承認された MARPOL 条約附属書 V の改正 (パラグラフ 13.18 を参照) に合致させる事を目的として当該改正案の見直しを行うよう指示した。

HTW 3 の成果

13.21 委員会は人的因子訓練当直小委員会 (HTW) の第 3 回会合が 2016 年 2 月 1 日～5 日に開催された事、並びに当該会合に関する報告書が文書 HTW 3/19 として回章された事を想起した。

旗国主管庁による ISM コード実施に関するガイドラインの改訂

13.22 委員会は HTW 3 の発案で要請された措置 (MEPC 69/13/4, パラグラフ 2) について検討し、その結果、MSC 96 での同時承認を得る事を条件として、採択を視野に入れて A 30 へ提出するため、「旗国主管庁による ISM コード実施に関するガイドラインの改訂」に関する総会決議案について承認した。

14 MARPOL 条約及び関連規則の実施及び施行の促進

14.1 委員会は、強制又は推奨を問わず、MARPOL 条約及びその他の関連規則の順守・実施を推進する事を目的として、これが作業計画の常時検討すべき議題項目とする事を想起した。

汚水処理設備に関する規定

14.2 委員会は IACS 統一解釈 (UI) 改訂版である MPC 88 を提示した文書 MEPC 69/14 (IACS) について検討した。その目的は、「汚水処理設備に関する排水基準及び性能試験の実施に関するガイドライン改訂版」(決議 MEPC.159(55)) に代わる「汚水処理設備に関する排水基準及び性能試験の実施に関する 2012 年ガイドライン」(決議 MEPC.227(64)) の主文パラグラフ 2.1 及びパラグラフ 1.2.2 に定める「2016 年 1 月 1 日以降設置される」という表現の統一の実施を促す事である。

14.3 委員会は、IACS 統一解釈の改訂版が「設置日」という用語に関してそれまでの決議 MEPC.159(55) の IACS 統一解釈と同じ原則を適用して策定されたものであった事を銘記した上で、MPC 88 に記載の説明を原則として承認した。

14.4 議題項目 10 に基づき、事務局に対し会期間に IACS と連携して「汚水処理設備に関する型式認定書の新様式に関する 2012 年ガイドライン」の派生的改正案を作成するよう要請した事 (パラグラフ 10.22 を参照) を想起した上で、委員会は事務局に対し、IACS UI MPC 88 に記載の説明を含めるための関連改正案を作成して、MEPC 70 に提出予定の改正案一式に当該改正案を盛り込む事も要請した。

船舶の機関室ビルジ汚染防止装置に関する規定

14.5 委員会は「船舶の機関室ビルジ汚染防止装置に関する改正ガイドライン及び仕様書」(決議 MEPC.107(49)) のパラグラフ 4.2.11 の統一実施を促進するために策定された IACS UI MPC 127 の本文を記載した文書 MEPC 69/14/1 (IACS) について検討した。当該パラグラフは、IACS の見解では、15ppm ビルジ警報の制度は 5 年以内の間隔で製造業者又は製造業者の許可を得た人物により較正及び試験された事を確認しなければならないと解釈されるものである。

14.6 検討後、委員会は IACS UI MPC 127 に記載の解釈を原則として承認し、事務局に対し、MEPC 70 で検討できるように「改正ガイドライン及び仕様書」の関連修正案を作成するよう指示した。

MARPOL 条約附属書 I の規則 28.6 で義務付けられる復原性計算機

14.7 委員会は、機械的推進力を持たない FPSO, FSU 及び無人船舶に対し MARPOL 条約附属書 I 規則 28.6 の復原性計算機の要件を適用する範囲の明確化を求めた文書 MEPC 69/14/2 (IACS) について検討した。

14.8 多くの代表団が、通常の条件下では MARPOL 条約附属書 I の規則 28.6 を FPSO 及び FSU に適用すべきではないという IACS の分析と同意見であったのに対し、場合によっては復原性計算機の要件を上記の船舶に適用すべきであるという慎重な態度を示す代表団も多かったため、本件については更なる検討が求められた。その後、委員会は関係加盟国政府及び国際機関に対し該当する新たなアウトプットに関する提案を次回会合に提出するよう要請した。

14.9 これに関連して、委員会は、MARPOL 条約附属書 I の規則 28.6, IBC コードのセクション 2.2.6, BCH コードのセクション 2.2.1.2 に基づき、タンカーに義務付けられる復原性計算機に関する承認文書のフォーマットを提案した文書 MEPC 69/14/3 (インド) についても検討した。提案されたフォーマットの任意性や、それを他の船舶タイプへ適用する事を含め、問題について更に明確化すべきである事に合意した上で、委員会は関係加盟国政府及び国際機関に対し該当する新たなアウトプットに関する提案を次回会合に提出するよう要請した。

IBTS 構想の実施

14.10 委員会は機関室統合ビルジ水処理システム (IBTS) 構想の適用及び実施についての検討を受けて INTERTANKO のメンバーの見解をまとめた文書 MEPC 69/INF.24 (INTERTANKO) に記載の情報を銘記した。

手続き上の問題

14.11 議長は加盟国政府及び国際機関に対し、新たなアウトプットに関する提案を提出する際に本議題項目の使用を避けるよう要請した (パラグラフ 19.15.4 も参照)。

15 海洋環境保全のための技術協力

15.1 委員会は総合技術協力計画 (ITCP) 及び外部資金調達による大型プロジェクトに基づいて 2015 年 2 月 1 日～2016 年 1 月 15 日に実施された海洋環境保護に関連する IMO の技術協力活動に関する文書 MEPC 69/15 (事務局) に記載の情報を銘記した。委員会は、上記の活動の目的が、ロンドン議定書も含めて、IMO 関連条約 (AFS, BWM, MARPOL, OPRC, OPRC-HNS, シップリサイクル条約) の規定を加盟国が実施できるよう支援する事である事、並びにいくつかの地域機関 (BSC, CPPS, PEMSEA, PERSGA, RAC-REMPEITC-Caribe, REMPEC, ROPME, SACEP, SPREP など) が事務局と提携関係を結び、とりわけ上記の活動の実施に寄与している事について銘記した。

15.2 更に委員会は、検討期間中、主に外部からの資金調達により海洋環境部の直接監督下で実施された GloBallast プロジェクトや GloMEEP プロジェクトをはじめとする多くの大型プロジェクトの実施に著しい進展が見られた事について感謝の意を込めて銘記した。また、委員会は「海運業界における気候変動緩和のためのキャパシティ・ビルディング」に関する世界規模の新規プロジェクトを実施するための欧州連合からの資金援助についても感謝の意を込めて銘記した。

15.3 GloBallast プロジェクトが 2017 年 6 月に終了する予定であることを銘記した上で、委員会はプロジェクトのいくつかの重要要素の延長の可能性、とりわけ GloBallast 研究開発フォーラムの継続

について二国間／多国間ドナーと協議するよう事務局に働き掛けた。

15.4 委員会は、船舶からの汚染防止及び緊急時の地中海の汚染対策への協力に関するバルセロナ条約の議定書の実施に関連して、REMPEC からの支援を受けて報告期間に実施した追加的活動に関して文書 MEPC 69/15/1(事務局)に記載の情報についても銘記した。

15.5 その後の協議において、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムの代表団は IMO-Norad プロジェクトに感謝の意を表し、これらのプロジェクトがもたらした多大な恩恵を明示した。インドネシア代表団は事務局に対し、海洋環境条約の実施面を支援する資金拠出拡大の可能性について Norad 及びその他のドナー候補と協議する事を要請した。

15.6 ブラジルの代表団は、生物付着の問題に対処して、関連 IMO ガイドラインの実施を支援するためにキャパシティ・ビルディングの取り組みを強化する必要性を強調した。また、事務局に対し、世界規模の関連プロジェクトへの資金提供の可能性に関して GEF などのドナー候補と協議を継続するよう要請した。更に、それらのプロジェクトにパイロット国として参加する事に興味を示し、他の関係加盟国にも同様の参加を検討するよう呼び掛けた。

15.7 総括として、議長は、ITCP を構成するプログラムが内部資金や外部ドナーの寄付によって必要な資金が確保できる場合のみにのみ実施できる事を想起した。また、ITCP 及び主要プロジェクトへの金銭及び現物の出資すべてに対する感謝の意を表明した。更に、プログラムの達成が成功するよう、IMO の技術協力活動に対する支援の継続、並びに可能であれば支援の強化を加盟国及び国際機関に呼び掛けた。

15.8 事務局長は、自らの選挙運動の中心テーマが国連の持続可能開発目標公約「誰も置き去りにしない(No one left behind)と類似の「一緒にする航海(A voyage together)」であった事を想起した上で、ルール作りが非常に重要であると同時に、効果的な実施ももっと重要である事、そして効果的に実施するためには、特に LDC や SID などの技術協力が不足している加盟国のために適切なキャパシティ・ビルディングプログラムを策定すべきである事を述べた。マルタの代表団はこの方針に対する支持を示し、世界規模で効果的に実施できるようにするための ITCP 活動の重要性を再度述べた。

16 新規則実施のためのキャパシティ・ビルディング

16.1 委員会は、MEPC 68(MEPC 68/21, パラグラフ 16.3)において、副議長に対し、議長と相談の上、事務局の補佐を受けて、義務要件の改正及び当該会合で承認された義務要件関連のアウトプットに関連してキャパシティ・ビルディングの影響及び技術支援の必要性についての予備評価を MEPC 69 に提出する事が要請されていた事を想起した。

16.2 委員会は、文書 MEPC 69/16/Add.1(副議長)が議題項目 10(パラグラフ 10.26 を参照)で検討されていた事を想起した上で、上記で言及された予備評価の成果を記載した文書 MEPC 69/16(副議長)について検討し、義務要件の改正及び義務要件関連のアウトプットに関する付録 2 及び 3 の項目には全体的としてキャパシティ・ビルディングの影響はない事が判明していた事を銘記した。しかしながら、IMO による加盟国への技術協力・支援によって実施可能な国内法令の改訂に関連する技術支援が必要である事が明確になった。

16.3 委員会はアドホック・キャパシティ・ビルディング必要性評価部会(ACAG)を設置する必要はない事に合意した上で、副議長に対し、議長と相談の上、事務局の補佐を受けて、義務要件の改正、及び本会合で承認される新規対策案に関する新たなアウトプットに関連のあるキャパシティ・ビルディングの影響又は技術支援の必要性についての予備評価を MEPC70 に提出する事を要請し

た。

17 管理上の負担削減のための勧告の分析及び検討

17.1 委員会は、MEPC 68 において、事務局がまとめた環境関連の IMO 規則の関連要件について、負担軽減の方法、及び公の協議で寄せられてその後 SG-RAR が分析した意見の概要に関する SG-RAR の提言 (MEPC 68/13/2, 付録) と併せて検討された事を想起した。

17.2 委員会は、MEPC 68 において、事務局に対し、「統合海運情報システム (GISIS) による通知・回章」に関する決議 A.1074 (28) 及び MARPOL 条約に基づく電子記録簿の利用に関する通信部会の作業結果 (セクション 9 を参照) を考慮しながら、文書 MEPC 68/13/2 の付録の情報を分析して、その成果を MEPC 69 に報告する事が要請された事についても想起した。

17.3 文書 MEPC 68/13/2 の付録の情報についての事務局による分析を提示した文書 MEPC 69/17 (事務局) を、SG-RAR により管理上の負担と特定された各報告義務に関する提言と併せて検討した上で、委員会は下記の通り対応した。

1. 加盟国政府に対し、決議 A.1074 (28) を考慮に入れて、適切な報告義務を果たすために GISIS モジュールを利用する事を奨励した。
2. 事務局に対し、防汚システムも対象に含めるために「汚染防止装置」に関する GISIS モジュールを拡張する事、並びに加盟国政府が自己管理できるようにするために「受入港湾施設」に関するモジュールのアクセス指定を変更する事を要請した。
3. 管理上の負担に対処するために電子記録簿を使用するという問題についての検討を、MARPOL 条約に基づく電子記録簿の使用に関するガイドラインの最終決定及び承認が行われる次回の会合へ先送りした。
4. PPR 4 に対し、電子文書使用の実現可能性について検討し、その結果について議題項目「電子記録簿の使用」(パラグラフ 9.8 を参照) において委員会に助言するよう指示した。
5. 状態評価スキーム (CAS) に関する報告義務に関して必要な作業はない事に合意した。
6. 条約改正の賛否に関する通知又は申告に関して必要な作業は当面ない事に合意した。
7. 加盟国政府及び国際機関に対し、文書 MEPC 69/17 の付録の表の項目 3, 8, 30, 31, 38, 44, 45 及び 49 に記載のその他の報告義務に関して認知されている管理上の負担に対処する最善の方法について追加的な意見及び提案を MEPC 70 に提出するよう呼び掛けた。これによって、提案がなかった場合、委員会はこの議題項目に関する作業を完了したものとみなす事となる。

18 委員会のガイドラインの適用

18.1 委員会は、A29 において特に「IMO 戦略的計画及びハイレベル行動計画の適用」に関する決議 A.1099 (29) が採択された事を銘記した。この決議によって、理事会及び委員会は 2016 年～2017 年の 2 年間に組織及び業務方法に関するガイドラインについて、適宜決議を考慮しながら見

直し及び改正を行うよう要請された。

18.2 委員会は、事務局が総会の要請に応じて、委員会で検討できるように委員会ガイドラインの関連改正案(MEPC 69/18)を作成した事も銘記した。

18.3 これに関連して、委員会は、FAL 40 において FAL.3 回章という形で回付するために、決議 A.1099 (29)に従って「FAL 委員会の組織及び業務方法に関するガイドライン」が改訂され、改訂版の内容が承認された事も銘記した。

18.4 委員会は、文書 MEPC 69/18 に類似の文書(MSC 96/22)が MSC 96 で検討できるように作成され、これを考慮した上で、委員会ガイドラインの改正案についての検討を、この問題に関する MSC 96 の成果が得られる MEPC 70 へ先送りした。

19 委員会及び小委員会の作業計画

新たなアウトプットに関する提言

19.1 委員会は「委員会ガイドライン」(MSC-MEPC.1/Circ.4/Rev.4)及び「IMO 戦略的計画及びハイレベル行動計画の適用」(決議 A.1099 (29))の規定を考慮に入れて新たなアウトプットに関する提案の評価を行った。これに関連して、委員会は、A29 において、決議 A.1099 (29)によって受理されたアウトプットに対する通常の作業を委員会の次期二年議題に入れるよう指示され事についても銘記した。

EGCS に関する 2015 年ガイドラインの見直し

EGCS の偶発的故障、実装上の不具合及び基準不適合の把握に関するガイダンス

19.2 委員会は、文書 MEPC 69/19(オーストリア他)及び MEPC 69/19/2(ノルウェー)として提出された新たなアウトプットに関する 2 つの提案が両方とも排ガス洗浄システム(EGCS)を取り扱っている事から相互に関連している事を銘記した上で、両方を一緒に検討する事に合意した。

19.3 その結果として、委員会は下記の文書について検討した。

- .1 MEPC 69/19(オーストリア他):「排ガス洗浄システムに関する 2015 年ガイドライン」(決議 MEPC.259 (68))の見直しについての新たなアウトプットを提案したもの
- .2 MEPC 69/19/2:EGCS の偶発的故障、実装上の不具合及び基準不適合の把握に関するガイダンスの必要性についての新たなアウトプットを提案したもの。本提案を支持する文書 MEPC 69/19/5 とともに検討。

19.4 2 つの提案を検討し、議長の予備評価(MEPC 69/WP.5)及び全体会議で示された見解を考慮に入れた上で、委員会は「排ガス洗浄システムに関する 2015 年ガイドライン(決議 MEPC.259 (68))の見直し」についての新たなアウトプットを次期二年議題に入れ、作業完了までに 3 回の会合を要する事に合意した。

19.5 新たなアウトプットに合意する際、委員会はアウトプットに基づく作業範囲が下記の通りとなる事にも合意した。

- .1 「EGC システム」及び「EGC ユニット」という用語の明確化を含め EGCS ガイドラインの

更なる精緻化, PAH(多環芳香族炭化水素)監視, 排出試験, スキーム A 及び B に基づくスクラバーの承認

- .2 必要に応じて, EGCS の偶発的故障, 実装上の不具合及び基準不適合の把握並びに一時的な性能に関する具体的なガイダンスの策定
- .3 「MARPOL 条約附属書 VI に基づくポートステートコントロールに関する 2009 年ガイドライン」(決議 MEPC.181(59))の派生的改正案の作成

複数のエンジン操作プロファイル(マップ)の使用に関するガイドライン

19.6 委員会は船舶の操作プロファイルに応じて燃料消費量を最適化するために複数のエンジン操作プロファイル(マップ)の使用に関するガイドラインの作成を提案した文書 MEPC 69/19/1(ノルウェー)について検討した。その際には, その提案が MARPOL 条約規則 13 の有効性を弱める事になる事, 複数のエンジンマップを使用する事によって NO_x 排出量の増加を招く事について述べた文書 MEPC 69/19/3(EUROMOT)及び MEPC 69/19/4(米国)も併せて検討した。

19.7 文書 MEPC 69/19/3 及び MEPC 69/19/4 で示された意見を支持した上で当該提案について慎重な対応を迫る代表団がいた一方で, 複数のマップを使用しているエンジンもあるという事実を考慮した上で本件について更に協議すべきであるという意見を示す代表団もいた。協議後, 議長の前備評価(MEPC 69/WP.5)を考慮に入れて, 委員会は文書 MEPC 69/19/1, MEPC 69/19/3, MEPC 69/19/4 及び全体会議で示された見解と共に, 検討して MEPC 71 へ報告できるように当該提案を PPR 4 に付託した。その目的は, 上記会議において新たなアウトプット案に関して情報に基づく決断を下す事ができるようにする事にある。

汚染防止及び対応小委員会(PPR)

2016 年～2017 年の二年議題及び PPR 第 4 回会合(PPR 4)の暫定議題

19.8 委員会は, 「電子記録簿の使用」に関するアウトプットの付託を考慮した上で, 付録 11 に記載の通り, 小委員会の二年状況報告及び PPR 4 の暫定議題を承認した(パラグラフ 9.8 を参照)。

19.9 文書 MEPC 69/12 のパラグラフ 2.3 の関連要請について考慮した上で, 委員会は理事会の承認を受ける事を条件として, 2017 年に ESPH 作業部会の会期間会合を開催する事についても承認した。

貨物運送小委員会(CCC)

2016 年～2017 年の二年議題及び CCC 第 3 回会合(CCC 3)の暫定議題

19.10 委員会は, 付録 12 に記載の通り, 二年状況報告を確認して, 2016 年～2017 年の 2 年間に於ける CCC の二年議題及び CCC 3 の暫定議題を承認し, 事務局に対しその旨を MSC 96 に報告するよう要請した。

IMO 規則実施小委員会(III)

2016 年～2017 年の二年議題及び III 第 3 回会合(III 3)の暫定議題

19.11 委員会は, 付録 13 に記載の通り, 二年状況報告を確認して, 2016 年～2017 年の 2 年間に

における III の二年議題及び III 3 の暫定議題を承認し、事務局に対しその旨を MSC 96 に報告するよう要請した。

各小委員会 (HTW, NCSR, SDC, SSE) の二年議題の環境問題に関する項目

19.12 委員会は、文書 MEPC 69/WP.3 について検討し、HTW 3, NCSR 3, SDC 3, SSE 3 の成果を考慮に入れた上で、当該文書の付録に記載の通り、2016 年～2017 年の 2 年間における各小委員会 (HTW, NCSR, SDC, SSE) の二年議題における環境関連項目のリストを銘記した。

2016 年～2017 年の 2 年間における MEPC のアウトプットの状況

19.13 アウトプットの状況が委員会の報告書の付録として会議後にしか作成されない事を想起した上で、「IMO 戦略的計画及び IMO ハイレベル行動計画の適用」(決議 A.1099(29)) のパラグラフ 9.1 に従い、作業が不必要に重複するのを防ぐため、委員会は、付録 14 に記載の通り、海洋環境保護委員会のアウトプットの二年状況報告を銘記するよう理事会に要請した。

MEPC 70 及び MEPC 71 の議題に含めるべき項目

19.14 委員会は、文書 MEPC 69/WP.4 について検討し、本会合で下された決定を考慮に入れた上で、付録 15 に記載の通り、MEPC 70 及び MEPC 71 の議題に含めるべき項目を承認した。

19.15 これに関連して、委員会は議題から特に下記の項目を削除する事に合意した。

- .1 項目 8 (MARPOL 条約附属書 V「廃棄物記録簿様式」の改正) : 本項目の作業が完了したため (セクション 8 を参照)
- .2 項目 9 (「電子記録簿の使用」) : 完了に向けてアウトプットが PPR 4 に付託されたため (パラグラフ 9.8 を参照)
- .3 項目 11 (「受入施設の不十分性」) : III の二年議題に「受入施設の不十分性の申し立てに関する検討及び分析」の項目が含まれており、III の会合の成果が委員会で検討されるため
- .4 項目 14 (MARPOL 条約及び関連規則の実施及び施行の推進) : 下記について検討するものであるため
 - .1 統一解釈に特化した議題項目において統一解釈に関する提言を関連小委員会に提出すべきである事。ただし、単なる技術的性質に関するものではなく、方針に関するものと考えられる提言であって、「その他」の議題項目もしくは関連重要項目において委員会に提案されるべき提言を除く。
 - .2 MARPOL 条約及び関連規則の世界規模での一貫した実施の明確化についての要求は「その他」の議題項目で委員会に提出する事が可能である事。ただし、そのような要求を出せば、懸案事項に対処するための実質的な作業が必要と考えられる場合に新たなアウトプットが必要になる事を認めた上で。

MEPC 70 及び MEPC 71 の暫定日程

19.16 委員会は暫定日程として MEPC 70 を 2016 年 10 月 24 日～28 日に、MEPC 71 を 2017 年

5月8日～12日に開催する予定であることを銘記した。

MEPC 70 で設置すべき部会

19.17 委員会は、各議題項目で下された決定を考慮に入れた上で、下記から選ばれる部会がMEPC 70 で設置される事を予測している。

- .1 大気汚染及びエネルギー効率作業部会
- .2 国際海運エネルギー効率化作業部会
- .3 船舶温室効果ガス排出量削減作業部会
- .4 義務要件改正に関する起草部会
- .5 バラスト水審査部会
- .6 PPSA 技術部会

そのために、議長は、各テーマに関して受理した提案を考慮した上で、上記部会の設置の最終準備についてMEPC 70 に間に合うよう委員会に知らせる予定である。

設置された通信部会

19.18 委員会はMEPC 70 又はMEPC 71 に適宜報告する事になっている下記の会期間通信部会を設置した事を想起した。

- .1 バラスト水管理システムの承認に関するガイドライン(G8)の見直しに関する通信部会(パラグラフ 4.37)
- .2 燃料油品質に関する通信部会(パラグラフ 5.21)
- .3 EEDI の見直しに関する通信部会(パラグラフ 5.40 及び 5.55)
- .4 船舶燃料消費量データ収集システムに関する通信部会(パラグラフ 6 .26)

承認された会期間会合

19.19 委員会は、各議題項目で下された決定を考慮に入れた上で、下記の会期間会合を承認し、理事会に対しこの決定を承認するよう求めた。

- .1 バラスト水管理システムの承認に関するガイドライン(G8)の見直しに関する作業部会:2016年10月17日～21日に開催(パラグラフ 4.38)
- .2 ESPH 作業部会:2017年に開催(パラグラフ 19.9を参照)

20 その他

IOPP 証書の改正案

20.1 委員会は、MEPC において国際油汚染防止証書 (IOPP) 証書の追補について様式 B のフォーマットの変更案に関する文書 MEPC 68/20/1 (リベリア他) が検討され、その提案が承認される前に見直しが必要となるような詳細な技術的質問が多く寄せられた事について銘記されていた事を想起した。時間的制約があるため、委員会は加盟国政府及び国際機関に対し本件に関する更なる意見及び提言を本会合に提出するよう要請していた。

20.2 これに関連して、委員会は、前回の協議を受けて、IOPP 証書追補の様式 B を一貫性のあるものに完成させる事に関する改訂後の提案を提示した文書 MEPC 69/20 (ノルウェー他) について検討した。短時間での協議後、委員会は、付録 16 に記載の通り、IOPP 証書追補様式 B に関する MARPOL 条約附属書 I 付録 II の改正案を承認し、事務局長に対し、MEPC 70 での採択を視野に入れて、MARPOL 条約第 16 条 (2) に基づき当該改正案を回章するよう要請した。

北極圏海域における重油の使用

20.3 委員会は北極圏海域を航行する船舶における重油の使用に関する懸念を示した文書 MEPC 69/20/1 (FOEI 他) について検討した。その後の協議において、当該文書と同じ懸念を示し、かつ、本件について更なる検討を支持する代表団がいる一方で、当該文書に概説されている北極圏海域における重油使用の影響が不正確に評価されているという見解を示す代表団もいた。

20.4 結論として、委員会は文書 MEPC 69/20/1 に記載の情報を銘記し、関係加盟国政府及び国際機関に対し、本件に対処するのに適した新たなアウトプット案を次回会合に提出するよう要請した。

油流出への準備及び対応に関するガイダンス

20.5 委員会は、油流出への準備及び対応に関する現行のガイダンスを見直す取り組みの成果に関する情報を提供し、IMO と共同で追加タイトルを発表する可能性を探る事を示唆した文書 MEPC 69/20/2 (IOGP 及び IPIECA) について検討した。提供された情報を銘記した上で、委員会は共同提案者に対し協力への感謝の意を示し、油流出への準備及び対応に関連する事項に対処する組織である PPR に情報に関する文書を転送した。追加タイトルを共同発表する可能性に関して、委員会は新たなアウトプットに基づいて検討する必要がある事を銘記し、関係加盟国政府及び国際機関に対し当該アウトプット案を次回会合に提出するよう要請した。

パナマ運河拡張工事の開始

20.6 パナマの代表団は 2016 年 6 月のパナマ運河拡張工事の開始について発表した。その際には、国際海運に起因する温室効果ガス排出量の削減にもたらされるメリットについて概説し、該当する温室効果ガス排出量について全世界の航路の評価を実施する事を委員会に報告した。発言の全文は付録 17 に記載されている。

21 委員会の報告の検討

21.1 理事会は第 116 回会合において下記を実施する事を要請された。

- .1 MEPC の第 69 回会合の報告書を検討し、IMO 条約第 21 条 (b) に従い、その報告書に意見や提言を添えて第 30 回総会 (A 30) に送付すること
- .2 A29 の成果に従って委員会が講じた措置 (セクション 2) について銘記すること

- .3 委員会が MARPOL 条約附属書 II, IV, VI 及び 2008 年 NO_x テクニカルコードの改正(セクション 6, パラグラフ 10.29, 付録 1~3, 9)を採択した事を銘記すること
- .4 バラスト水管理に関連する問題に関して委員会が講じる措置(セクション 4)について銘記すること
- .5 大気汚染及び船舶のエネルギー効率対策に関連する問題, 並びに「船舶の技術移転推進に関する専門家作業部会」の作業終了に関して委員会が講じた措置(セクション 5)について銘記すること
- .6 国際海運のエネルギー効率を向上させるための追加的な技術・運用施策に関連する問題, その中でも特に MARPOL 条約附属書 VI に基づく船舶燃料消費量に関する強制的なデータ収集システムについて MEPC 70 での採択を視野に入れて採択する事に関して委員会が講じた措置(セクション 6 及び付録 7)について銘記すること
- .7 国際海運に起因する温室効果ガスの削減に関連する問題, その中でも特に本事項の進め方についての深い議論を視野に入れて MEPC 70 において作業部会を設置するという合意に関して委員会が講じた措置(セクション 7)について銘記すること
- .8 議題項目「船舶からの温室効果ガス排出削減」における委員会の審議についてのメディアでの報道のされ方に対し代表団が示した懸念(パラグラフ 7.9~7.11)について銘記すること
- .9 委員会が, 関連保護手段 (APM) 案に関して NCSR 4 及び MSC 98 の成果が得られる予定である MEPC 71 での最終指定を視野に入れて, 原則としてトゥバタハ岩礁海洋公園 (フィリピン) を特別敏感海域 (PSSA) に指定した事 (パラグラフ 10.12) について銘記すること
- .10 委員会が MARPOL 条約附属書 IV に基づいてバルト海特別海域の発効日を設定し, 当該附属書の関連改正案を採択した事 (パラグラフ 10.29 及び 10.31, 並びに付録 9 及び 10) について銘記すること
- .11 小委員会の報告に関して委員会が講じた措置(セクション 12 及び 13, パラグラフ 19.8~19.11, 付録 11~13) について銘記すること
- .12 環境関連の IMO 規則における管理上の負担を軽減するための提言の分析及び検討に関して委員会が講じた措置(セクション 17) について銘記すること
- .13 委員会のガイドライン (MSC-MEPC.1/Circ.4/Rev.4) の見直し・改訂を行うという A29 での要請を受けて, 「IMO 戦略的計画及び IMO ハイレベル行動計画の適用」(決議 A.1099 (29)) を考慮に入れて, 上記ガイドラインに関して委員会が講じた措置(セクション 18) について銘記すること
- .14 2016 年~2017 年の 2 年間における MEPC の予定アウトプットに関する二年状況報告 (パラグラフ 19.13 及び付録 14) について銘記すること
- .15 バラスト水管理システムの承認に関するガイドライン (G8) の見直しに関する作業部会の会期間会合 (2016 年 10 月 17 日~21 日開催予定) 及び ESPH 作業部会 (2017

年開催予定)の開催(パラグラフ 19.19)を承認すること

21.2 海上安全委員会は第 96 回会合において下記を実施する事を要請された。

- .1 「GESAMP-BWWG に関する情報収集及び作業実施に関する方法」(BWM.2/Circ.13/Rev.3)のセクション 7.1 の改正を「すべてのタイプの船舶の専用海水バラストタンク及びばら積み貨物船の二重船側部に対する塗装性能基準(PSPC)」(決議 MSC.215 (82))に基づいて委員会が原則として承認した事を銘記すること。この改正案は GESAMP-BWWG の活動に関する第 7 回現状評価会合 (MEPC 69/4/3, 付録 3)において「GESAMP-BWWG 方法」の次回改定に組み込むべきであると提案されたものである(パラグラフ 4.35.7)。
- .2 委員会による燃料油品質に関する協議の成果, その中でも特に本事項に関する通信部会の再設置(パラグラフ 5.10~5.22)について銘記すること
- .3 委員会が, 関連保護手段 (APM) 案に関して NCSR 4 及び MSC 98 の成果が得られる事になっている MEPC 71 での最終指定を視野に入れて, 原則としてトゥバタハ岩礁海洋公園 (フィリピン) を PSSA に指定する事(パラグラフ 10.12)について銘記すること
- .4 必要に応じて行うべき並行作業として, III 2 の報告書に関して下された決定(パラグラフ 13.1~13.12)のうち, 特に委員会が行った事について銘記すること
 - .1 事務局に対し HTW 2 の関連成果を MEPC 70 に提出するよう要請した上で, 「ISM コードに関する外国船舶監督官向けガイドライン」についての MSC-MEPC.4 回章案の承認に関する検討を MEPC 70 に先送りしたこと(パラグラフ 13.5)
 - .2 「集中検査キャンペーン(CIC)の報告に基づく勧告を関連 IMO 組織に提示するための改訂プロセス」に関する回章 III.2/Circ.1 の発行を承認しなかったこと(パラグラフ 13.6)
- .5 必要に応じて行うべき並行作業として, CCC 2 の報告書に関して下された決定(パラグラフ 13.13~13.20)のうち, 特に委員会が行った事について銘記したこと
 - .1 MEPC 70 での採択を視野に入れて, HME に関連する MARPOL 条約附属書 V の改正案を承認すること(パラグラフ 13.20 及び付録 9)
 - .2 CCC 3 に対し, 上述の MARPOL 条約附属書 V 改正案を考慮に入れて, IMSBC コード及び CCC 2 で策定された HME に関連する「MARPOL 条約附属書 V の実施に関する 2012 年ガイドライン」をまとめるように指示すること(パラグラフ 13.19~13.20)
- .6 採択を視野に入れて A 30 へ提出するために, HTW 3 が策定した「旗国主管庁による ISM コードの実施に関する改訂ガイドライン」に関する総会決議案について同時に承認すること(パラグラフ 13.22)
- .7 委員会が, 委員会ガイドラインの改正案についての検討を, 本事項に関する MSC 96 の成果が得られる MEPC 70 に先送りした事を銘記すること(パラグラフ 18.4)

- .8 CCCの二年議題及びCCC 3の暫定議題を同時に承認すること(パラグラフ 19.10 及び付録 12)
- .9 IIIの二年議題及びIII 3の暫定議題を同時に承認すること(パラグラフ 19.11 及び付録 13)

21.3 技術協力委員会は第 66 回会合において下記を実施する事を要請された。

- .1 船舶の技術移転推進に関する専門家作業部会(TT-EG)が作業を完了した事(パラグラフ 5.2~5.7)を銘記すること
- .2 委員会がITCP及び外部資金調達による大型プロジェクトに基づいて2014年7月1日~2015年1月31日に実施された海洋環境保護に関連するIMOの技術協力活動についての情報を感謝の意を込めて銘記した事, 及び加盟国政府及び国際機関に対しIMOの技術協力活動に対する支援の継続, 可能であれば強化を呼び掛けた事(セクション 15)を銘記すること

Ⅱ 調査研究の内容

Ⅱ-2 MPEC70

海洋環境保護委員会第 70 回会合について

海洋環境保護委員会第 70 回会合では、2016 年 9 月 8 日のフィンランドの加盟によりバラスト水管理条約の発効条件が充足され、2017 年 9 月 8 日に発効する事が銘記された。活性物質を使用したバラスト水処理設備について、新たに 1 件の基本承認及び 1 件の最終承認が与えられた。また、改正 G8 ガイドラインについて最終化し、採択した。

燃料油の硫黄分規制について、2020 年から燃料油中硫黄分について現行 3.5%のところ 0.5%以下に強化する事が決定した。

燃費報告制度について、総トン数 5,000 トン以上の国際航海船を対象に、燃料消費量、航海距離及び航海時間を IMO に 2019 年から報告する制度が決定され、条約改正案が採択された。

本次会合の報告書のうち、付録を除く本文を翻訳し、次項以降に示す。なお、本報告書の原文及び各議題に対する提案文書については、IMO の web サイト (<http://docs.imo.org/>) を参照のこと。

1 議題の採択

1.1 海洋環境保護委員会 (MEPC) の第 70 回会合 (MEPC 70) が 2016 年 10 月 24 日～28 日に IMO 本部にて Mr. A. Dominguez (パナマ) を議長として開催された。副議長の Mr. H. Saito (日本) も出席した。

1.2 本会合には、文書 MEPC 70/INF.1 に記載の通り、加盟国及び準加盟国の代表団、国連プログラム・専門官庁・その他の団体の代表者、協力協定を結んだ政府間組織のオブザーバー、協議資格を有する非政府組織のオブザーバーが出席した。

1.3 本会合には、理事会議長 Mr. J.G. Lantz (米国) と簡易化委員会 (FAL) 議長 Mr. Y. Melenas (ロシア) も出席した。

事務局長による開会の辞

1.4 事務局長は出席者を歓迎し、開会の辞を述べた。その全文は IMO のウェブサイトへの下記のリンクから閲覧できる。

<http://www.imo.org/en/MediaCentre/SecretaryGeneral/Secretary-GeneralsSpeechesToMeetings>

1.5 議長は事務局長の開会の辞に対し謝意を示し、事務局長の助言及び要請が委員会の審議において十分に検討される予定であると述べた。

議題の採択

1.6 委員会は、日々の進展に応じて調整される可能性があるという了解の下で、本会合の議題 (MEPC 70/1) を採択し、その注記 (MEPC 70/1/1) を銘記した上で、当該文書の付録 2 に定める暫定日程に沿って進行する事に合意した。採択された議題は各議題項目の下で検討される文書のリストを含め、文書 MEPC 70/INF.42 に記載されている。

信任状

1.7 委員会は本会合に出席している代表団の信任状が正当かつ適切なものである事を銘記した。

2 他の機関の活動

2.1 委員会は、作業に関する FAL 40 (MEPC 70/2), MSC 96 (MEPC 70/2/1), C 116 (MEPC 70/2/2) 及び LEG 103 (MEPC 70/2/3) の決定について銘記した上で、関連する議題項目で適宜、下記に示す通り、措置を講じる事に合意した。

FAL 40 の成果

電子証書に関連する 2011 年 PSC 手順の改正案

2.2 委員会は、MSC 96 において、III 3 に対し、FAL 40 で承認された 2011 年ポートステートコントロール (PSC) 手順の改正案 (決議 A.1052 (27)) について、PSC 手順の現行の包括的見直しに照らして電子証書のより広範な受け入れの推進を目指して、検討するよう指示された事を銘記した。委員会は、時間的制約があるため、III 3 において改正案を検討する事ができず、採択を視野に入れて検討できるように上述の改正案に関する III 4 での作業成果を A 30 に直接報告する許可を委

員会に求めた事についても銘記した。委員会は MSC 96 及び III 3 で選択された行動指針に合意した(パラグラフ 10.22 も参照)。

MSC 96 の成果

IBC コードに関する統一解釈

2.3 委員会は、MSC 96 による同時決定(MSC 96/25, パラグラフ 11.30 及び付録 21)について銘記した上で、「IBC コード関連の統一解釈」に関する MSC-MEPC.5/Circ.11 を承認した。

酸素依存型重合防止剤が要求される製品の保護証明書

2.4 委員会は、MSC 96 による同時決定(MSC 96/25, パラグラフ 13.1 及び付録 23)について銘記した上で、「酸素依存型重合防止剤が要求される製品の保護証明書の例」に関する MSC-MEPC.2/Circ.16 を承認した。

C 116 の成果

IMO 加盟国監査スキーム

2.5 第 10 回統合監査サマリーレポートを検討するという C 116 による要請について、委員会は、当該レポートについて過去の全ての統合監査サマリーレポートと併せてすでに III 3 において分析済みである事、並びに委員会が結果に関する措置を講じるよう要請された事を銘記した上で、議題項目 10(パラグラフ 10.11~10.18 を参照)で本件について検討する事に合意した。

3 義務要件の検討, 採択

義務要件の改正

3.1 委員会は下記の文書について検討し、改正案を採択するよう要請された。

- .1 MARPOL 条約附属書 I 付録 II: 国際油汚染防止 (IOPP) 証書追補の様式 B に関して
- .2 MARPOL 条約附属書 V: 海洋環境有害物質 (HME) 及び廃棄物記録簿の様式に関して
- .3 MARPOL 条約附属書 VI: 燃料消費量に関するデータ収集システムに関して

3.2 委員会は、上述の改正案の本文が、MARPOL 条約第 16 条(2) (a)に従い、2016 年 4 月 22 日付回章 No.3635 によって全ての IMO 加盟国及び MARPOL 条約締約国に回章された事を銘記した。

MARPOL 条約附属書 I 付録 II の改正案

3.3 委員会は、MEPC 69 において、文書 MEPC 70/3(事務局)に記載の通り、本会合での採択を視野に入れて、IOPP 証書追補の様式 B に関連する MARPOL 条約附属書 I に対する改正案が検討され、承認された事を想起した。

3.4 委員会は、改正案に関して意見書が一切提出されていない事を銘記した上で、編集上の改

善が必要な場合にはそれを行う事を条件として改正案の内容を確認した。

3.5 委員会は、上述の改正の発効日を 2018 年 3 月 1 日とする事に合意した。

MARPOL 条約附属書 V の改正案

3.6 委員会は、MEPC 69 において、文書 MEPC 70/3/1(事務局)に記載の通り、本会合での採択を視野に入れて、海洋環境有害物質(HME)及び廃棄物記録簿の様式に関連する MARPOL 条約附属書 V の改正案が検討され、承認された事を想起した。

3.7 委員会は、文書 MEPC 70/3/4(事務局)に記載の通り、III 3 で提案された HME 貨物残留物の廃棄物カテゴリに関する承認済み改正案の修正について検討し、合意した。

3.8 文書 MEPC 70/17/8 及び Corr.1(インド)が MARPOL 条約附属書 V の承認済み改正に関係するものである事を銘記した上で、委員会は本議題項目で当該文書を検討する事に合意した。インドは上記文書において「MARPOL 条約附属書 V の実施に関する 2012 年ガイドライン」(決議 MEPC.219(63), 決議 MEPC.239(65)による改正に従う)に対し電子廃棄物の定義を盛り込むという修正を行う事、並びに電子廃棄物という新たなカテゴリの追加に伴って、「港湾受入施設への廃棄物輸送に関する事前連絡用紙の標準様式」(「港湾受入施設の設置者及び利用者向け統合ガイドランス」に関する MEPC.1/Circ.834 付録 2)について対応する変更を行う事を提案した。

3.9 委員会は、MEPC 69 において、廃棄物記録簿様式のカテゴリとして電子廃棄物を追加する事に原則として合意した事を想起した上で、MARPOL 条約附属書 V の承認済み改正案の一部として電子廃棄物の定義を含める事に同意した。インドから提案された定義について協議する際、委員会は、その定義が広すぎるため、文書 MEPC 65/7/7(インド)に記載の定義をその代わりとして検討すべきであるという見解を銘記した。「electronic waste」と「E-waste」という用語が上記 2 つの文書で使用されている事についても銘記した上で、委員会は電子廃棄物の定義を最終決定する手助けをってもらうために起草部会に両用語を付託する事に合意し、それに応じて改正案全体の用語を調整するよう当該部会に要請した。

3.10 更に、委員会は、MARPOL 条約附属書 V の改正の施行後に MEPC.1/Circ.834 の改訂版を発行する事を視野に入れて、上述の「電子廃棄物に関連する受入港湾施設への廃棄物輸送に関する事前通知用紙の標準様式」の派生的変更を事務局に委任する事に合意した。また、委員会は上記に加えて、事務局が結果的に国際統合海運情報システム(GISIS)港湾受入施設モジュールの構成を修正する予定である事に同意した。

3.11 委員会は、ある代表団から出された意見に従い、MEPC 69 において「廃棄物排出記録パート I」に記載の廃棄物カテゴリの表に一般廃棄物を入力欄の後にあるカッコ内の例を削除する事について MEPC 69 において合意済みである事を銘記した上で、当該削除に合意した。また、委員会は様式のパート I 及び II の表の見出しにある「運用上の(Operational)」という語を削除して「排出(Discharges)」という語のみ保持する事について、前者の語はすでに様式に「運用上の廃棄物(operational waste)」というカテゴリがあるために混乱を招くと考えられる事を銘記した上で合意した。

3.12 協議を終了し、編集上の改善が必要な場合にはそれを行う事を条件として MARPOL 条約附属書 V の改正案に対する上述の修正に合意した上で、委員会は当該修正の発効日を 2018 年 3 月 1 日とする事に合意した。

MARPOL 条約附属書 VI の改正案

3.13 委員会は、MEPC 69において、文書 MEPC 70/3/2(事務局)の付録に記載の通り、本会合での採択を視野に入れて、船舶燃料消費量に関するデータ収集システムに関連する MARPOL 条約附属書 VI の改正案について検討され、承認された事を想起した。

3.14 これに関連して、委員会は、当該規則の対象となる日付の範囲をより明確にするために、改正案の規則 22A にある「暦年(calendar year)」の定義を変更するとともに、規則 22A.4 及び 22A.5 の草案に対する編集上の修正を進めるという文書 MEPC 70/3/3(バハマ)の提案について検討し、合意した。

3.15 火力蒸気発生器及び運用時間に関する情報を改正案の付録 IX に盛り込む事に関する上記文書の提案については、当該提案の支持がなかった事を銘記した上で、委員会は本情報を改正案に盛り込まない事を決定した。しかしながら、委員会は付録 IX 案における燃料油消費量の報告に関連する「適合証明書」の有効期間に関する情報を盛り込むという提案に同意した。

3.16 委員会は、改正案の「登録所有者(Registered Owner)」の言及箇所をすべて「会社(Company)」に置き換える事を提案した文書 MEPC 70/3/6(インド他)について、同様の用語変更を示唆する文書 MEPC 70/3/3の一部と併せて検討した。その際、「船舶エネルギー効率管理計画書(SEEMP)」が構成要素の1つである船舶の安全管理システムに対する責任を有する法人が「会社」であり、かつ、ISM コードでも定義されている事を考慮した。

3.17 本提案に対し全体的な支持を得たため、委員会は改正案全体において「登録所有者(Registered Owner)」の言及箇所をすべて「会社(Company)」に置き換える事に合意した。

3.18 委員会は、特に移動距離を「対水」ではなく「対地」として解釈する事、並びに船舶の技術特性リストに「建造年」を追加する事について改正案の付録 IX の修正を提案した文書 MEPC 70/3/5(中国)について更なる検討を加えた。

3.19 移動距離を「対水」ではなく「対地」として解釈するという提案、並びにこれを反映させるために対応する改正案の脚注 5 の削除を行う事、及び「移動距離」に関する定義を改正案に盛り込む事について全体的な支持を得た事を銘記した上で、委員会は、議題項目 6(パラグラフ 6.10 を参照)で見直しが行われる事になっている「船舶エネルギー効率管理計画書(SEEMP)の策定に関する 2012 年ガイドライン」において本件について詳述する事に合意した上で、上記改正案に合意した。

3.20 しかしながら、委員会は、この事がデータ収集に関して船舶の匿名性を損なう可能性がある事を銘記した上で、付録 IX 案に船舶の建造年を記載する事に合意しなかった。

3.21 委員会は、改正案において、改正案の中で現在表示されている「燃料(fuel)」ではなく、MARPOL 条約附属書 VI の規則 2.9 に記載の定義済み用語「燃料油(fuel oil)」に言及すべきであるという IMarEST のオブザーバーからの意見を銘記した。これは編集上の問題であるという事に合意した上で、委員会は「燃料(fuel)」という用語を「燃料油(fuel oil)」に置き換えるために必要な改正案の本文に対する修正を行う事を起草部会に課した。

3.22 また、委員会は、船舶及び主管庁が 2019 年 1 月の予定開始日までにデータ収集プロセスに習熟できるようにするため、データの収集及び提出について任意の早期実施を促すパラグラフを対象となる MEPC 決議案に盛り込む事にも合意した。更に、委員会は、今期中に提出されたデータが何らかの分析の一部を成す事はなく、単に新たな要件の実施のための準備を促す目的で作成されたものである事に合意した。その結果として、委員会は決議にこの内容を反映させるよう起

草部会に要請した。

3.23 委員会は MARPOL 条約附属書 VI 規則 5 パラグラフ 4.5 及び規則 22 パラグラフ 2 という新規パラグラフ案について IACS のオブザーバーからの意見を銘記した。上記パラグラフ案は、特に主管庁、又はそれらの代理として業務を行う権限が与えられた認定機関が、全ての SEEMP にデータを収集する際に利用する方法及びそれを報告するプロセスに関する記述を盛り込むという要件の順守を検証する必要性に関するものであった。委員会は、主管庁又は認定機関が最初の報告期間の開始直前に見直しを求めて提出される大量の SEEMP に直面し、その事が大きな管理上の負担となるのではないかという IACS の懸念について特に銘記し、加盟国政府に対し、本件について認識する事を呼び掛けた。

3.24 上記パラグラフに記載の通り、編集上の改正が必要な場合にはそれを行う事を条件として、改正案に対する修正に合意した上で、委員会は上述の改正の発効日を 2018 年 3 月 1 日とする事に合意した。

起草部会の設置

3.25 前述の理由により、委員会は、義務要件の改正に関する起草部会を設置し、当該部会に対し、全体会議で出された意見・提案・決定を考慮に入れて、採択を求める必須 MEPC 決議と併せて下記改正案の最終版を作成するよう指示した。

- .1 MARPOL 条約附属書 I 付録 II
- .2 MARPOL 条約附属書 V
- .3 MARPOL 条約附属書 VI

起草部会の報告

3.26 草案作成部会の報告 (MEPC 70/WP.6) を検討した上で、委員会は当該報告を概ね承認し、下記に記載の通り対応した。

MARPOL 条約附属書 I 付録 II の改正

3.27 委員会は起草部会が策定した IOPP 証書追補様式 B に関連する MARPOL 条約附属書 I 付録 II の改正案の最終版 (MEPC 70/WP.6, 付録 1) について検討し、付録 1 に記載の通り、決議 MEPC.276 (70) をもって改正案を採択した。

3.28 決議 MEPC.270 (70) の採択の際、委員会は、MARPOL 条約第 16 条 (2) (f) (iii) に従い、採択された MARPOL 条約附属書 I 付録 II の改正案について、2017 年 9 月 1 日に受理したと見なす (ただし、MARPOL 条約第 16 条 (2) (f) (iii) に定める通り、この日付以前に IMO 事務局長宛に異議が申し立てられた場合を除く) 事、並びに MARPOL 条約第 16 条 (2) (g) (ii) に従い、2018 年 3 月 1 日に施行する事を決定した。

3.29 MARPOL 条約附属書 I の改正案の採択の結果として、「既存の証書を IMO 規則における証書に関する改正の発効後に発行された証書に交換する時期に関するガイダンス」 (MSC-MEPC.5/Circ.6) に改定が必要となる事を銘記した上で、委員会は MEPC 71 で検討できるように当該ガイダンスの改訂案を策定するよう事務局に要請した。

MARPOL 条約附属書 V の改正

3.30 委員会は起草部会が策定したHME及び廃棄物記録簿様式に関連するMARPOL条約附属書Vの改正案の最終版(MEPC 70/WP.6, 付録2)について検討し, 下記について合意した。

- .1 廃棄物記録簿様式のパートI及びIIの角括弧を削除し, サブタイトルを残しておく事
- .2 広義過ぎるという見解がある事から改正案の「電子廃棄物(E-waste)」の定義を削除する事
- .3 「MARPOL条約附属書Vの実施に関する2012年ガイドライン」(決議MEPC.219(63))の改正を通じて, 改正によって生じる他の派生的変更と併せて, 電子廃棄物の定義に対処する事, 並びに事務局に対し, MEPC 71 で検討できるように当該ガイダンスの改訂案を策定するよう要請する事

3.31 結果として, 委員会は, 付録2に記載の通り, HME 及び廃棄物記録簿様式に関連するMARPOL条約附属書Vの改正案について決議MEPC.277(70)をもって採択した。

3.32 決議MEPC.277(70)の採択の際, 委員会は, MARPOL条約第16条(2)(f)(iii)に従い, 採択されたMARPOL条約附属書Vの改正案について, 2017年9月1日に受理したと見なす(ただし, MARPOL条約第16条(2)(f)(iii)に定める通り, この日付以前にIMO事務局長宛に異議が申し立てられた場合を除く)事, 並びにMARPOL条約第16条(2)(g)(ii)に従い, 2018年3月1日に施行する事を決定した。

MARPOL 条約附属書 VI の改正案

3.33 委員会は, 船舶燃料油消費量に関するデータ収集システムに関連して起草部会が作成したMARPOL条約附属書VIの改正案の最終版(MEPC 70/WP.6, 付録3)について検討し, 下記の決定を下した。

- .1 改正案の規則22における角括弧内のデータ範囲の参照について検討した上で, 角括弧を削除して内容を残す事に合意した。
- .2 大気汚染及びエネルギー効率に関する作業部会が2016年SEEMPガイドラインの本文(パラグラフ6.10を参照)を最終決定する際に「係留場所から係留場所まで移動した距離」という表現を「移動距離」に, 「係留されていない時間」を「航行時間」と変換する事に合意した事を報告した当該作業部会の議長の発言について検討した上で, 調和を目的として附属書VI改正案の付録IXに同様の変更を適用する事に合意した。
- .3 規則6, 8, 22Aの「認定機関」という用語に付記された「認定機関コード(ROコード)」を参照する脚注(決議MSC.349(92)及びMEPC.237(65))について検討し, MARPOL条約附属書I・IIのみに基づきROコードが強制的なものである事を銘記し, 「主管庁の代理として業務を行う組織の権限付与に関するガイドライン」(決議A.739(18))並びに「主管庁の代理として業務を行う認定組織についての調査及び認証に関する規定」(決議A.789(19))を参照する別の脚注がMARPOL条約附属書VIの他の規定で使用されている事を考慮に入れた上で, 調和を目的として現改正案の後者の脚注を使用する事に合意した。

3.34 結果として, 委員会は付録3に記載の通り, 船舶燃料油消費量のデータ収集システムに関

連する MARPOL 条約附属書 VI の改正案について決議 MEPC.278(70)をもって採択した。

3.35 決議 MEPC.278(70)の採択の際、委員会は、MARPOL 条約第 16 条(2)(f)(iii)に従い、採択された MARPOL 条約附属書 VI の改正案について、2017 年 9 月 1 日に受理したと見なす(ただし、MARPOL 条約第 16 条(2)(f)(iii)に定める通り、この日付以前に IMO 事務局長宛に異議が申し立てられた場合を除く)事、並びに MARPOL 条約第 16 条(2)(g)(ii)に従い、2018 年 3 月 1 日に施行する事を決定した。

事務局への指示

3.36 上述の改正案の採択の際、委員会は、正文を作成する際に、振り直された項目番号への言及箇所を更新など、確認される可能性のある編集上の修正を行う権限、及び MARPOL 条約締約国による措置を必要とする何らかの誤謬又は脱落について委員会に報告する権限を事務局に与えた。

4 バラスト水中の有害水生生物

概要

4.1 委員会は、フィンランドの加盟により BWM 条約の発効条件が 2016 年 9 月 8 日時点で満たされており、そのため、当該条約が 2017 年 9 月 8 日に発効する事を銘記した。更に委員会は、締約国政府の数が本報告書の日付時点で 53 となり、世界の商船隊総トン数の 53.28%を占めている事も銘記した

バラスト水管理システムの検討及び承認

4.2 委員会は、GESAMP バラスト水作業部会の第 33 回会合(GESAMP-BWWG 33)が 2016 年 5 月 23 日～26 日に IMO 本部にて Mr. J. Linders を議長として開催されたこと、並びにその報告書が MEPC 70/4/6 として発行されたことを銘記した。当該会合において、GESAMP-BWWG はデンマーク及び韓国が提出した活性物質を利用するバラスト水管理システム(BWMS)の承認を求める 2 つの提案を再検討した。

基本承認

4.3 委員会は GESAMP-BWWG 33 の報告書(MEPC 70/4/6)を概ね承認し、報告書の付録 4 に記載の推奨事項について検討した上で、文書 MEPC 70/4 でデンマークが提案した ClearBal バラスト水管理システムに基本承認を与える事に合意した。

4.4 委員会はシステムの更なる開発において上述の GESAMP-BWWG 33 の報告書(MEPC 70/4/6, 付録 4)で出されたすべての提言を考慮に入れるようデンマークの主管庁に要請した。

最終承認

4.5 委員会は、GESAMP-BWWG 33 の報告書(MEPC 70/4/6)の付録 5 に記載の提言を考慮に入れた上で、文書 MEPC 70/4/1 で韓国が提案した ECS-HYCHEMTMシステムに最終承認を与える事に合意した。

4.6 委員会は韓国の主管庁に対し GESAMP-BWWG 33 の報告書(MEPC 70/4/6, 付録 5)に記載の全提言事項について型式認定書の発行前に完全に対処されている事を検証するよう要請し

た。

処理済みバラスト水に最も関連のある化学物質についての GESAMP-BWWG データベース

4.7 GESAMP-BWWG 33 の関連提言事項 (MEPC 70/4/6, パラグラフ 3.3) を検討した上で, 委員会は申請者及び旗国主管庁に対し, 処理済みバラスト水に最も関連のある化学物質についての GESAMP-BWWG データベースのオンライン版が完成し, GISIS 上で利用可能になり次第, 利用する事を奨励した。

GESAMP-BWWG の今後の会合

4.8 委員会は, 回章 BWM.2/Circ.58 に定める通り, GESAMP-BWWG の次回定例会合 (即ち, 第 34 回会合) が 2016 年 12 月 5 日～9 日に予定されている旨, 並びに加盟国に対し, 承認を求める提案 (申請書類) 及びその BWMS に関する非機密資料を 2016 年 10 月 21 日までに MEPC 71 へ提出する事が要請された旨を銘記した。

4.9 更に, 委員会は, 万一 GESAMP-BWWG が MEPC 71 による見直し及びその後の承認を求めて提出された提案の全ての見直しができない場合には, できるだけ多くの提案に対応するために追加の会合 (GESAMP-BWWG 35) (暫定日程: 2017 年 2 月 6 日～10 日) を行う可能性について, 上記会合の開催に必要な全条件を満たす事を条件として, 表明していた事も銘記した。承認を求める提案のうち, 時間的制約があるために, 第 34 回会合及び追加会合 (即ち, 第 35 回会合) で精査できないものは MEPC 71 の後の最初の部会の会合で見直しが行われ, MEPC 72 に報告される (MEPC 70/4/6, GESAMP-BWWG 33 の報告書のセクション 3)

型式認定を受けた BWMS

4.10 委員会は下記の文書において, 中国, シンガポール, フランスが提出した型式認定を受けた最新 BWMS に関する情報について銘記した。

- .1 MEPC 70/INF.4 (中国): PACT Marine™ バラスト水管理システムの型式認定について
- .2 MEPC 70/INF.5 (中国): LeesGreen® バラスト水管理システムの型式認定について
- .3 MEPC 70/INF.22 (シンガポール): Semb-Eco LUV 500 バラスト水管理システムの型式認定について
- .4 MEPC 70/INF.24 (フランス): BIO-SEA® バラスト水処理システムの型式認定について

上述の情報によれば, 型式認定を受けた BWMS の総数は 69 に増加している。

BWMS の評価及び承認に関連する組織内での準備

4.11 BWMS の最終承認及び最終承認に伴う BWMS の淡水性能試験に関する新データの収録に関するノルウェーによる提案 (MEPC 70/4/13) について検討した上で, 委員会は GESAMP-BWWG の作業負荷及び基本・最終承認を求める新規提言の評価遅延を避ける必要性について懸念を表明した。委員会は GESAMP-BWWG に対し上記提案について検討する事, 並びに必要に応じて GESAMP-BWWG 方法の改訂版として最終承認に伴う淡水性能試験に関する新データの提出手順を策定する事を要請した。

BWMS 承認に関するガイドライン(G8)の見直し

会期間作業部会の報告

4.12 委員会は、ガイドライン(G8)の見直しに関する会期間作業部会(IWG)が2016年10月17日～21日にIMO本部にてMr. C. Wiley(カナダ)を議長として開催された旨、並びにその報告書がMEPC 70/WP.5として発行された旨を銘記した。

4.13 委員会は、関連のある通信部会の報告書(MEPC 70/4/3, 英国が提出)及び文書 MEPC 70/4/7 及び MEPC 70/INF.18(中国)の関連箇所に基づいてIWGがガイドライン(G8)の見直しを継続していた事も銘記した。

4.14 IWGの報告書(MEPC 70/WP.5)を検討した上で、委員会は編集上の改善を行う事を条件として報告書の付録に記載のガイドライン(G8)の改訂版に合意した。しかしながら、ガイドライン(G8)改訂版の採択に関するMEPC決議案に関して意見が出され、具体的には「設置予定の(to be installed)」という表現が異なる意味に解釈できるという意見があった。ポートステートコントロールの意味及び決議で言及されている日付に関しても、BWM条約のB-3規則について現在行われている見直しとの関連性も検討した上で、意見が出された。

4.15 協議後、委員会はバラスト水審査委部会(BWRG)に対し、出された意見を考慮に入れた上で、ガイドライン(G8)改訂版の採択に関するMEPC決議案の見直しを行う事を指示した。

4.16 更に、委員会は下記に示す対応を取った。

- 1 適切と判断される場合には「バラスト水管理システムのスケージングに関するガイダンス」(BWM.2/Circ.33)の緊急見直しを視野に入れて、BWMS スケージングに関する旗国主管庁の経験についての情報を記載した書類をMEPC 71へ提出するよう要請した。
- 2 PPR 4 に対し、ガイダンス(G8)との併用を目的として「システム設計制限」マトリックスのいずれかのオプションが有効に個別のガイダンスになり得るかどうかを判断するため、通信部会の報告書の付録1(MEPC 70/4/3)を検討するよう指示した。
- 3 BWM条約のD-2規則の順守が各BWMSの委託にあたって検証すべきである事に合意し、MEPC 71で検討できるよう本件に関する書類の提出を募った。
- 4 ガイドライン(G8)改訂版を踏まえて、「検査と証書の調和システムに基づく船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(BWM条約)の適用上における中間調査ガイドライン」(決議 A.948(23))に関する見直しを開始する事に合意し、見直しをスケジュール化する方法についての書類をMEPC 71へ提出するよう要請した。

ガイドライン(G8)の強制化に関する状況

4.17 委員会は、MEPC第68回会合(MEPC 68)において、原則として、ガイドライン(G8)を強制力のある指針を示すものにすべきであるという見解が支持されながら、強制化の可能性について判断する前にガイドラインの見直しを完了させるべきであるという合意に至った事(MEPC 68/21, パラグラフ 2.22)を想起した。その結果的として、MEPC 68では、どのようにすれば強制化が実現できる

かという問題を含め、本件について将来的に再検討する事が合意された。

4.18 協議後、委員会は、BWM 条約の発効後、「IMO 規則参照のための統一表現」に関する決議 A.911(22)を考慮に入れた上で、ガイドライン(G8)改訂版を強制化して、「バラスト水管理システム承認コード」と改称すべきである事に合意した。その結果として、委員会は、事務局に対し、条約発効時の回章を目的として、MEPC 71 で検討できるように強制化を反映したガイドライン(G8)の派生的改正及び条約の D-3 規則の改正案を策定する事を指示した。

通信部会の報告

4.19 IWG によってすでに対処されているパラグラフ 75.1 を除き、ガイドライン(G8)の見直しに関して通信部会から要請された措置(MEPC 70/4/3, パラグラフ 75)について検討した後、委員会は下記に示す対応を取った。

1. ガイドライン(G8)の見直しの成果及び文書 MEPC 69/WP.8 のパラグラフ 28 に記載の指針を考慮に入れた上で、生きた水生生物を定める際に適用可能な方法に関する書類を PPR 4 に提出するよう要請した。
2. 2016 年 11 月 25 日の 2 週間前まで上記の PPR 4 への提出期限を延ばす事に合意した。
3. GESAMP-BWWG に対し、次回の現状評価会合において、ガイドライン(G8)と手順(G9)との整合性を確保するために、どのような種類の前駆物質が消毒副生成物(DBP)の生成及び総残留オキシダント(TRO)の消費という過程に関与していて、手順(G9)の評価時に重要とみなされるかについて見直しを行うよう要請した。

4.20 委員会は試験施設及びサンプリング・分析装置の性能評価に関するラウンドロビン方式の施設を建設するプロジェクトに関して文書 MEPC 70/INF.16(ドイツ)に記載の情報について銘記した。

BWM 条約実施のためのロードマップ

4.21 委員会は、MEPC 68 において「BWM 条約の実施に関するロードマップ」(MEPC 68/WP.8, 付録 2)が合意された事を想起した。本ロードマップでは、先行者を非処罰化するという合意が盛り込まれている他、委員会に対し、緊急対応措置に関する指針を策定する事、並びに「BWM 条約及びガイドライン(G2)に基づく試験利用のためのバラスト水のサンプリング・分析に関するガイダンス」(BWM.2/Circ.42/Rev.1)に関連する試用期間を経験蓄積期間まで広げる事を要請している。

経験蓄積期間

4.22 委員会はロードマップに関連する経験蓄積期間のスケジュール作成に関する文書 MEPC 70/4/14(カナダ他)及び文書 MEPC 70/4/14 で提案されているデータ収集に関して意見を述べた文書 MEPC 70/4/18(ICES)について検討した。

4.23 委員会は経験蓄積期間のスケジュール作成に関する提案を支持した一方で、表明された追加的見解の中には下記の内容があった。

1. 経験蓄積期間を実施するための明確な予定表を作成する必要がある。

2. 提案された「条約見直し段階」も関連ガイドラインに適用すべきである。
3. 条約の「重要な改正」に関する合意は条約の他の改正に関する提案を妨げるものとなつてはならない。
4. ICES によって開発される標準データ収集は経験蓄積期間での使用前に委員会の承認を得なくてはならない。
5. データが豊富な環境 (MEPC 70/4/14, パラグラフ 9) を整備するためには、あらゆるステークホルダー間の信頼関係が必要である。データ収集、特に経験蓄積期間におけるデータ収集を目的としたサンプリングは PSC サンプリングとは切り離す必要がある。サンプリング・分析及びその結果は、船主の守秘義務を尊重し、かつ、船舶の運航に悪影響がない状態を確保した上で、関与するステークホルダー間で極めて慎重に管理する必要がある。

4.24 協議後、委員会は、BWM 条約に関連する経験蓄積期間のデータ収集・分析期間について体系的な計画を策定するよう BWRG に指示する事に合意した。策定の際には、BWRG と事務局の役割を定めて、データ提出の標準テンプレートを記載すべきであるという文書 MEPC 70/4/14 及び MEPC 70/4/18 の提案を考慮に入れるよう指示した。

緊急対応措置

4.25 委員会は BWM 条約に関連する緊急対応措置に関する下記の文書について検討した。

1. MEPC 70/4/5 (インド) : 船舶が BWM 条約に準拠するための緊急対応措置について
2. MEPC 70/4/7 (中国) (パラグラフ 15.2) : TSS 又は温度に関する極端な状況による BWMS のバイパス配置及び警報が作動するような状況における緊急対応措置について
3. MEPC 70/4/9 (韓国) : BWMS と併せてバラスト水交換を利用する補助的処理方法について

4.26 協議の中で緊急対応措置に関するガイダンスの必要性が確認されたが、上記文書の特定の提言に関する懸念も表明された。具体的な懸念として、バラスト水交換の適用、及びシステム設計の限界を自動的なバイパス配置に関連付ける事に関する側面などがあつた。

4.27 その結果、委員会は BWRG に対し、全体会議で出された意見を考慮に入れた上で、文書 MEPC 70/4/5, MEPC 70/4/7, MEPC 70/4/9 に記載の提言を盛り込んで、BWM 条約に基づく緊急対応措置に関するガイダンスの策定を開始し、MEPC 71 での当該ガイダンスの緊急最終決定に向けて講じるべき方策を提案するよう指示した。

BWM 条約の改正案

4.28 委員会は、MEPC 68 において BWM 条約の B-3 規則の改正案及び B-3 規則で言及された日付の決定に関する関連 MEPC 決議案 (改正に従う) が承認され、事務局に対し上述の MEPC 決議との同時採択を視野に入れて、条約の発効後直ちに回章できるように当該改正案を保留にしておくという指示がなされていた事を想起した。

4.29 委員会は B-3 規則の更なる改正を提案した文書 MEPC 70/4/15(インド他), 及び B-3 規則で言及された日付の決定に関する MEPC 決議案の改訂を提案した文書 MEPC 70/4/17(リベリア) について検討した。

4.30 広範囲にわたる協議の中で、発言した代表団の大半が、「BWM 条約の適用」に関する決議 A.1088(28)に基づき MEPC 69 において承認された改正案について文書 MEPC 70/4/15 及び MEPC 70/4/17 の選択肢の 1 つに従って更に改正すべきであるという見解を示した。また、上記の代表団の多くが、本件については BWRG において詳細に検討すべきであるという見解を支持した。

4.31 他の代表団は B-3 規則を更に改正するという提案を支持しなかった。特に、MEPC 69 において承認された改正案は総会の決議に基づくものであるため、B-3 規則に定める実施日程の変更には改めて総会からの指示が必要となるという見解が示された。

4.32 問題を掘り下げて検討するために BWRG に与えられた期限が少ない事を考慮した上で、議長は、BWRG に対し明確な方針指示が出せないであろうと判断し、その日程が原因で、承認済み改正案の合意済み回章日以前に次回総会から詳細な指示を得る事ができない可能性を指摘した。そのため、議長は B-3 規則に関する MEPC 69 の決定を留保する事を提案した。

4.33 更に検討を重ねた後、委員会は議長が提案した下記の方策に合意した。

- .1 BWM 条約の発効後に回章するため、B-3 規則の承認済み改正案に関する MEPC 69 の決定を維持する。
- .2 本報告書の付録として、B-3 規則の更なる改正を支持した代表団が策定した B-3 規則に関する代替改正案及び関連 MEPC 決議案を収録する。
- .3 B-3 規則の改正案の回章日(2017年9月8日)までに最終決定する事を視野に入れて MEPC 71 において本件について再検討する。

4.34 上記の合意を受けて、関係者は、付録 4 に記載の通り、B-3 規則の代替改正案(MEPC 70/WP.12)の本文を策定した。委員会は MEPC 71 で妥協案を策定する事を視野に入れて加盟国及び関係ステークホルダーに対し提案を MEPC 71 へ提出するよう呼び掛けた。

BWM 条約に基づく例外・除外事項

4.35 委員会は、時間の制約があるために、MEPC 69 において、文書 MEPC 69/4/11, MEPC 69/INF.25, MEPC 69/4/12, MEPC 69/4/15, MEPC 69/INF.20/Rev.1 を含む BWM 条約の例外・除外事項についての検討を本会合に先送りしていた事(MEPC 70/4/2)を想起した。

A-4 規則(除外事項)

同リスクエリア

4.36 委員会は MEPC 69 において先送りされた文書について検討し、本会合にそれぞれ提出した。これらの文書は下記に示す通り、BWM 条約の A-4 規則(除外事項)に関して提案された同リスクエリア(SRA)の構想に関連するものである。

- .1 MEPC 69/4/11 及び MEPC 69/INF.25(デンマーク及び INTERFERRY): エリア別のリ

スク対応策の仕組みを提案したもので、「同リスクエリア」を明確化するという 2 か国以上の沿岸国の間での決定を正当化するためにリスク評価のパラメータの概要を示し、同リスクエリアの構想に関する包括的調査を発表したもの

- .2 MEPC 69/4/15(カナダ):文書 MEPC 69/4/11 に記載の SRA 構想に関する提案に対する意見を述べたもの
- .3 MEPC 70/4/8 及び MEPC 70/INF.21(シンガポール):調査内容を記載し、文書 MEPC 69/4/11 及び MEPC 69/INF.25 に合致する「同リスクエリア」適用のための一般的な系統的手法を提示し、本件に関する指針を策定する際には BWRG に対し同リスクエリアに関するガイドライン案(MEPC 70/INF.21, 付録)の検討を指示する事を提案したもの
- .4 MEPC 69/INF.20/Rev.1(インドネシア他):短距離の海上輸送に関する SRA 構想について協議した BWM 条約に関する地域技術ワークショップについて報告したもの
- .5 MEPC 70/INF.11(マレーシア):マレーシアの港湾で実施されている基礎研究に関して報告したもの
- .6 MEPC 70/INF.25(デンマーク):SRA 算定のためのウェブサイト及びデンマークとスウェーデンの海域で実施すべき研究の計画を策定する事を含め、デンマークで実行されている同リスクエリアの構想に関連する取り組みについて報告したもの

4.37 特に短距離海上輸送に関して、SRA 構想を支持しながらも、下記に示す問題を強調する意見が複数出された。

- .1 リスク評価を実施する必要性
- .2 生物種別のモニタリングの重要性
- .3 二次的拡大(付着生物の拡散を含む)のリスク
- .4 対象種の選定
- .5 同リスクエリアの範囲を慎重に決定する事の重要性

4.38 協議後、委員会は SRA 構想を支持し、BWRG に対し、文書 MEPC 69/4/11 の付録を基にして、文書 MEPC 70/INF.21, MEPC 69/4/15, MEPC 69/INF.25, MEPC 70/INF.25 に記載の意見及び情報を考慮に入れて本件に関する指針を策定するよう指示した。

特定海域のみで独占的に航行する船舶に関する基準

4.39 特定海域のみで航行する船舶に関する代替基準を提案した文書 MEPC 70/4/12(ブラジル)を検討した上で、委員会は、回章 BWM.2/Circ.44(BWM 条約に準拠したオフショア支援船のバラスト水管理に関する選択肢)及び回章 BWM.2/Circ.52(単一の締約国の管轄下にある海域内での独占的航行による船舶の入港又は再入港に関するガイダンス)にはブラジルが行った提案に対応する指針がすでに盛り込まれている可能性がある事を銘記した。

4.40 上記の内容を考慮に入れた上で、委員会は BWRG に対し、1 つのエリアのみで航行する船

船がドライドックでの修理又は保守管理のために国際的なポジショニング・リポジショニング航行を行う際のバラスト水管理に関するガイダンスについて記載した BWM 回章を策定するために文書 MEPC 70/4/12 で提示された提案を検討し、必要に応じて委員会に報告するよう指示した。

A-3 規則(例外事項)

4.41 委員会は MEPC 69 から先送りされていたオイルタンカーの貨物タンクで運搬されるバラスト水を例外的に排出する事に関する文書 MEPC 69/4/12(インド)について検討し、BWRG に対し当該文書の提案を検討して委員会に適宜報告するよう指示した。

バラスト水管理に関するその他の方法

4.42 委員会は下記の文書について検討した。

- .1 MEPC 70/4/4(インド):BWM 条約の B-3.7 規則に基づいてバラスト水管理に関するその他の方法としてバラスト水処理船(BWT 船)を利用するためのガイダンス案について
- .2 MEPC 70/4/19(イラン):文書 MEPC 70/4/4 についての意見を述べたもの

4.43 協議後、委員会は BWRG に対し、文書 MEPC 70/4/19 の意見を考慮に入れた上で、処理済みバラスト水受入施設の利用に関する文書 MEPC 70/4/4 の提案について検討し、委員会に適宜報告するよう指示した。

B-4 規則の実施のための統一解釈

4.44 委員会は、BWM 条約の B-4 規則(バラスト水交換)を実施するための統一解釈を提案した文書 MEPC 70/4/10(韓国)について検討した上で、PPR 4 に対し、「IMO 環境関連条約の規定に対する統一解釈」に関する議題項目で本件を検討して、その結果を委員会に報告するよう指示した。

BWMS のサンプリング、分析、モニタリング

4.45 適合性判定のためのバラスト水サンプリングに関連する不確実性についての文書 MEPC 70/4/16(トルコ)を検討した上で、委員会は PPR 4 に対し、「バラスト水のサンプリング及び分析に関するガイダンス改訂版」に関する議題項目で本件を検討して、その結果を委員会に報告するよう指示した。

4.46 委員会は BWMS の作業ログのデータに関する標準フォーマットについての文書 MEPC 70/4/11(韓国)についても検討した上で、PPR 4 に対し「バラスト水のサンプリング及び分析に関するガイダンス改訂版」に関する議題項目で文書 MEPC 70/4/11 の提案を検討して、その結果を MEPC 71 に報告するよう指示した。

4.47 更に委員会はバラスト水試験手順の信頼性に関するプロジェクトの成果についての文書 MEPC 70/INF.17(カナダ及びドイツ)、並びにバラスト水管理システムの連続作動する自己監視装置についての文書 MEPC 70/INF.26(デンマーク)に記載されている情報についても銘記した。

バラスト水審査部会の設置

4.48 委員会は全体会議で出された意見及び決定を考慮に入れた上で、バラスト水審査部会を設

置し、当該部会に下記を実施するよう指示した。

- .1 ガイドライン(G8)改訂版の採択に関する MEPC 決議案(MEPC 70/WP.5, 付録)について、ガイドライン改訂案と併せて委員会での採択を目指して見直す事
- .2 文書 MEPC 70/4/14 及び文書 MEPC 70/4/18 の提案を考慮に入れて BWM 条約に関連する経験蓄積期間のデータ収集・分析段階に関する体系的計画を策定し、バラスト水審査部会及び事務局の役割を明確に定め、データ提出のための標準テンプレートを盛り込む事
- .3 文書 MEPC 70/4/5, MEPC 70/4/7, MEPC 70/4/9 に記載の提案を取り入れながら BWM 条約に基づく緊急対応措置に関する指針の策定に着手し、MEPC 71 において当該指針を緊急最終決定する方策を提案する事
- .4 文書 MEPC 69/4/11 の付録を基にし、文書 MEPC 70/INF.21, MEPC 69/4/15, MEPC 69/INF.25 に記載の意見及び情報を考慮しながら、BWM 条約の A-4 規則に基づく除外事項に関する指針を策定する事
- .5 単一の海域のみで航行する船舶がドライドックでの修理又は保守管理のために国際的なポジショニング・リポジショニング航行を行う際のバラスト水管理に関する指針を策定するという文書 MEPC 70/4/12 の提案を検討し、委員会に適宜報告する事
- .6 オイルタンカーの貨物タンクで運搬されたバラスト水の例外的排出に関する文書 MEPC 69/4/12 の提案を検討し、委員会に適宜報告する事
- .7 文書 MEPC 70/4/19 の意見を考慮に入れて、処理済みバラスト水受入施設の利用に関する文書 MEPC 70/4/4 の提案について検討し、委員会に適宜報告する事

バラスト水審査部会の報告

4.49 バラスト水審査部会の報告書(MEPC 70/WP.10)について検討した上で、委員会はその報告を概ね承認し、下記に概説する通り対応した。

ガイドライン(G8)の見直し

4.50 委員会は、付録 5 に記載の通り、決議 MEPC.174(58)によって採択されたガイドラインを置き換えるものとして、「バラスト水管理システムの承認に関する 2016 年ガイドライン(G8)」についての決議 MEPC.279(70)を採択した。

BWM 条約の実施に関するロードマップ

経験蓄積期間

4.51 委員会はカナダによるコーディネーター¹の下で BWM 条約に関連する経験蓄積期間の進展促進に関する通信部会を設置し、付託事項を下記の通りとした。

¹ コーディネーター:カナダ運輸省海洋政策局 Dr. Colin Henein
メールアドレス:colin.henein@tc.gc.ca 電話:+1 (613) 991 9871

- .1 経験蓄積期間におけるデータの収集・分析に関する計画の策定
- .2 データの収集・分析・審査段階の予定案の策定
- .3 文書 MEPC 70/4/14 及び文書 MEPC 70/4/18 を考慮に入れて経験蓄積期間のスケジュールを定める文書の起草
- .4 MEPC 71 への報告書の提出

緊急対応措置

4.52 委員会は概要及び文書 MEPC 70/WP.10 の付録 2 に記載の関連トピックを考慮に入れた上で、BWM 条約に基づく緊急対応措置に関する指針の草案と共に、MEPC 71 における指針の最終決定を目指して、MEPC 71 への提言を募った。

4.53 委員会は決議 A.868(20)の付録 1 に記載のバラスト水報告用紙をガイドラインの付録として盛り込むために「バラスト水交換に関するガイドライン(G6)」を改正する事に合意した。これに関連して、委員会は事務局に対し、MEPC 71 で検討及び採択できるように、関連 MEPC 決議案と併せて、ガイドライン(G6)の改訂案を策定するよう指示した。

BWM 条約に基づく例外・除外事項

A-4 規則(除外事項)

4.54 委員会は、同リスクエリア(SRA)構想が「BWM 条約の A-4 規則に基づくリスク評価に関するガイドライン(G7)」に合致している旨、本事項に関する更なる指針は必要ない旨、SRA 構想に基づいて A-4 規則に基づき、このような除外事項の影響を受けると考えられる国家間での協議及び協定を条件として、主管庁が除外事項を認める可能性があるという旨の BWRG の見解を支持した。

4.55 これに関連して、委員会は、MEPC 71 での採択を視野に入れて、ガイドラインと SRA 構想との関連性をより明確にする事を目的として、ガイドライン(G7)の軽微な改正を提案する提言を MEPC 71 へ提出するよう呼びかけた。具体的には、SRA の定義、及びガイドライン(G7)の枠内で SRA が適用される事の明確化が必要となる。

4.56 委員会は、文書 MEPC 70/4/12 で提案された指針がすでに「単一の締約国の管轄下にある海域内での独占的航行による船舶の入港又は再入港に関するガイダンス」に関する回章 BWM.2/Circ.52 で取り上げられているという理由から必要ないという BWRG の見解を支持した。

A-3 規則(例外事項)

4.57 委員会はオイルタンカーの貨物タンクで運搬されたバラスト水の例外的排出がすでに MARPOL 条約附属書 I で取り上げられている旨、並びにこの点に関して BWM 条約に何らの改正も必要ない旨の BWRG の結論を支持した。

バラスト水管理に関するその他の方法

4.58 委員会は、「処理済みバラスト水供給施設」という概念が BWM 条約の規制枠組みの中に含まれており、BWM 条約の B-3.7 規則に従って「その他の方法」としての承認は必要ないという

BWRG の見解を支持した。

今後の作業

4.59 委員会は BWM 条約の D-5 規則の規定に従い、MEPC 71 において BWRG を再設置する事に合意した。

5 船舶からの大気汚染防止

5.1 委員会は提出された 53 の文書に加えて、下記の文書についても本議題項目で検討する事に合意した。

- .1 MEPC 70/9(事務局), MEPC 70/9/2(IMarEST), MEPC 70/9/3(IACS), MEPC 70/9/4(IBIA) : PPR 3 の成果に関する議題項目 9 で提出された 4 つの文書
- .2 MEPC 70/10/2(事務局) : 「MARPOL 条約附属書 VI に基づくポートステートコントロールに関する 2009 年ガイドライン」に関する III 3 の成果について

PPR 3 の成果

5.2 委員会は大気汚染防止に関して汚染防止及び対応小委員会 (PPR) 第 3 回会合 (PPR 3) から要請された措置 (MEPC 70/9, パラグラフ 3.6, 3.8, 3.9, 3.12) について検討した。

国際海運から排出される黒色炭素が北極圏に与える影響

5.3 委員会は、MEPC 68 において国際海運における黒色炭素の定義 (Bond らの定義) について承認された事、データを収集するための任意の測定調査に関する手順の必要性に合意が得られた事、関係加盟国及び国際機関に対し追加の関連提案・情報を PPR 3 に提出する事が要請された事について想起した。

5.4 委員会は、PPR 3 において黒色炭素に関する任意のデータ収集のための測定報告手順が策定され、関係加盟国及び国際機関に対し当該手順を適用してデータを PPR 4 に提出する事が要請された旨を銘記した。

MARPOL 条約附属書 VI の規則 14 に準拠しない燃料油供給

5.5 委員会は、MEPC 67 において MARPOL 条約附属書 VI の付録 V (バンカーデリバリーノート (BDN) に記載すべき情報) に追加の文章を挿入するという提案について検討し、上記付録の規則 4 に定める「同等の」規定を考慮に入れた上で、PPR 2 に対し当該提案を検討し、関連する MARPOL 条約改正案を策定するよう指示されていた事を想起した。

5.6 また、委員会は、MEPC 68 において文書 MEPC 68/12/14 (インド) と併せて本事項に関する PPR 2 の成果について検討した上で、PPR 3 に対し問題を詳細に検討するよう指示されていた事についても想起した。これに関連して、委員会は、PPR 3 においてその後の採択を視野に入れた本会合での承認を目指して MARPOL 条約附属書 VI 付録 V の改正案に対する合意が得られた事について銘記した。

5.7 これに関連して、委員会は、法律文書に関して生じる可能性のある誤解及び誤謬を防ぐ事、並びに船舶及び燃料油供給業者の責任を明確にする事を目的として、PPR 3 で策定された上述

の改正案に対する更なる修正を提案した文書 MEPC 70/9/4 (IBIA) について検討した。

5.8 一部の代表団は様々な理由から改正案の更なる修正についての提案を支持しなかった。具体的には、PPR 3 で策定された改正案は適切である事、提案された修正によって燃料油供給業者から船舶へ責任を移す事になる事、船舶の管理上の負担を増す事になる事などが理由であった。

5.9 その結果として、委員会は付録 7 に記載の通り、MARPOL 条約附属書 VI 付録 V の改正案を承認し、事務局長に対し MEPC 71 での採択を視野に入れて MARPOL 条約第 16 条 (2) に従って当該改正案を回章するよう要請した。

船上での使用を目的とした燃料油の硫黄分濃度の船上サンプリング及び検証に関するガイドライン

5.10 委員会は、MEPC 68 において PPR 3 に対し、船上での使用を目的とした燃料油の硫黄分濃度の船上サンプリング及び検証に関するガイドライン (MEPC 68/21, パラグラフ 3.58.1) の策定作業を開始するよう指示されていた事を想起し、本会合での承認を目指して PPR 3 において「船上での使用を目的とした燃料油の硫黄含量の検証のための船上サンプリングに関するガイドライン」に関する MEPC 回章案が最終決定されていた事を銘記した。

5.11 これに関連して、委員会は下記の文書について検討した。

- .1 MEPC 70/9/2 (IMarEST) : ガイドライン案に沿った実施が求められる船上燃料油サンプリングの安全性について意見を述べ、船上燃料油サンプリングが安全かつ確実な方法で実施される日常機関室業務にすでになっている事を報告したもの
- .2 MEPC 70/9/3 (IACS) : ガイドライン案の修正を提案したもの

5.12 パハマの代表団はパナマの代表団の支持を受けて、「サンプリング及び検証」を加えるために委員会が示したアウトプットのタイトルを PPR 小委員会が誤って修正したという見解、更には本件が船舶の安全性に影響を及ぼす可能性がある事から、PPR 3 が完成した通りのガイドライン案について MSC の適切な小委員会で検討すべきであるという見解を再度述べた。

5.13 一部の代表団は、IACS が提案した修正 (MEPC 70/9/3) を盛り込む事と併せて PPR 3 で策定されたガイドライン案の承認を支持した。その理由は、一部の船級協会規則にはすでにサンプリングに関する規定が盛り込まれており、修正案は論理的かつ適切な技術上の追加だという事である。

5.14 協議後、委員会はガイドライン案に IACS が提案した修正を組み込む事に合意した上で、「船上での使用を目的とした燃料油の硫黄含量の検証のための船上サンプリングに関するガイドライン」に関する MEPC.1/Circ.864 を承認した。

5.15 委員会は、委員会から指示がない限り、提示されたアウトプットのタイトルを修正すべきではない事を PPR に再認識させる事に合意し、海洋の安全に責任を有する IMO 機関の精査を受けずに本回章の発行に対しパハマとパナマの代表団が示した懸念 (パラグラフ 5.12 を参照) について銘記した。

SCR システムの承認に関連した NOx テクニカルコード 2008 の統一解釈

5.16 委員会は、PPR 3 において本会合での承認を目指して SCR システムの承認に関連する NOx

テクニカルコード 2008 の統一解釈に関する MEPC 回章案が策定されていた事を銘記した。

5.17 検討後、委員会は SRC システムの承認に関連する「NOx テクニカルコード 2008 の統一解釈」に関する MEPC.1/Circ.865 を承認した。

III 3 の成果

MARPOL 条約附属書 VI 改訂版に基づくポートステートコントロールに関する 2009 年ガイドライン

5.18 委員会は、III 3 において、「船舶のエネルギー効率に関する規制に関連して MARPOL 条約附属書 VI 改訂版に基づくポートステートコントロールに関する 2009 年ガイドライン」(決議 MEPC.181(59)) (「2009 年 PSC ガイドライン」) の改正を提案した文書 III 3/5/3 (中国他) について検討された上で、提案された改正案では MARPOL 条約附属書 VI の全面的な改訂に対応しておらず、付属書に記載の制限されたコントロール範囲を超えるものである事が明記されていた旨、並びに委員会に対し、本件について検討して、PSC 手順の作成の際に III の調整的役割及び PPR による関連技術審査について詳細な指示を出す事が要請されていた旨を銘記した。

5.19 これに関連して、委員会は、MEPC 68 において NOx Tier III 排出規制海域の運用上の順守に関する記録要件についての MARPOL 条約附属書 VI 規則 13 の修正案が承認され、III に対し関連改正 (MEPC 68/21, パラグラフ 3.92) を踏まえて必要に応じて 2009 年 PSC ガイドラインの見直し及び改正を行うよう指示されていた旨を想起した。委員会は、III がまだ本事項について検討していない事を銘記した。

5.20 検討後、委員会は 2009 年 PSC ガイドラインの改正には作業の範囲を定めるための新たなアウトプットが必要になる事に合意し、関連加盟国政府に対し該当する新たなアウトプットに関する提案を委員会の次回会合に提出するよう要請した。

船舶のエネルギー効率

MARPOL 条約附属書 VI 規則 21.6 に基づいて義務付けられる EEDI の見直し

背景

5.21 委員会は、MARPOL 条約附属書 VI 規則 21.6 に基づき、フェーズ 1 の開始時及びフェーズ 2 の中間点において、IMO には技術開発の状況について見直しを行い、必要であると判明した場合には、期間、関連船舶のタイプに関する EEDI 基準線パラメータ、低減率を改正する事が義務付けられている事を想起した。

5.22 委員会は、MEPC 69 において、MEPC 67 で設置された EEDI の見直しに関する通信部会の中間報告書を検討した上で、下記の対応を取った事 (MEPC 69/5/5) についても想起した。

- 1 通信部会に対し、文書 MEPC 69/21 のパラグラフ 5.5 に記載の通り、付託事項に基づいて作業を継続し、本会合に報告書を提出するよう指示したこと
- 2 EEDI データベースに収録すべき追加情報及び部会が提案した耐氷船の容量補正係数についての検討を本会合まで保留とする事に合意したこと

通信部会の報告書及び関連提出書類

5.23 委員会は日本から提出された以下の EEDI の見直しに関する通信部会の報告書について検討した。

- .1 MEPC 70/5/15: 報告書の要約を記載したもの
- .2 MEPC 70/5/16: RORO 貨物船及び RORO 客船に関するフェーズ 2 基準及び補正係数の達成度に関する報告及び協議のパート 1 を記載したもの

これに関連して、委員会は文書のパラグラフ 6.2.4 の第 2 段落を次に示す内容と差し替えるべきである事を銘記した。

「RORO 貨物船の基準線が 345 トンから 22,437 トンまでの載荷重量である限られた数の船舶に基づくものである事を銘記すべきである(図 4)。設計事例のうちの 2 件が基準線を構成するものよりも大幅に大きい事から、22,437 トンを超えるカーブデータの外挿が有効であるかどうかは明確ではない。」

- .3 MEPC 70/5/17: 耐氷船の補正係数に関する報告及び協議のパート 2 を記載したもの
- .4 MEPC 70/5/18: 期間, EEDI 基準線パラメータ, 低減率(文書 MEPC 70/5/15 のパラグラフ 13 で言及されている通り)に関連するフェーズ 2 見直しに関する提言についての報告及び協議のパート 3 を記載したもの
- .5 MEPC 70/INF.29: 部会で提示された出席者の意見及び情報を記載したもの

5.24 また、委員会は意見を提示した下記の文書についても検討した。

- .1 MEPC 70/5/14 及び MEPC 70/INF.32(オランダ): ばら積み貨物船, コンテナ船, 一般貨物船の EEDI 低減係数に関する調査結果に関する概要及び完全版をそれぞれ示したもの
- .2 MEPC 70/5/21(フィンランド他): 造船所及び船主が妥当性を検証したデータセットを基にして, MEPC 71 へ提出するために追加調査が共同スポンサーによって実施される予定である事を銘記するよう委員会に要請した上で, RORO 貨物船及び RORO 客船の EEDI 基準線に関する最初の評価の結果を示したもの
- .3 MEPC 70/5/22 及び MEPC 70/INF.37(INTERFERRY): RORO 貨物船及び RORO 客船の基準線を定めるために使用するデータの質を向上させる事を目的として包括的なデータ妥当性検証を実施した成果を示したもの。その成果から, 現行の基準線を大幅に上げるべきだという事がわかった。
- .4 MEPC 70/5/34(INTERFERRY): 通信部会の報告について意見を提示し, RORO 貨物船及び RORO 客船の要件については本会合で最終決定すべきではないという見解を示し, これらの船舶タイプに対しフェーズ 1 が終了するまで MARPOL 条約附属書 VI 規則 19 の免責の延長を提案したもの
- .5 MEPC 70/5/28(デンマーク): 文書 MEPC 70/5/21 及び文書 MEPC 70/5/22 について意見を提示したもの。RORO 貨物船及び RORO 客船の基準線の修正について, 並びにこれらの船舶タイプのエネルギー効率の承認のための目標に基づく取り組みに関する特殊な用語を MARPOL 条約附属書 VI 第 4 章に記載する事について, こ

の取り組みを裏付けるガイドラインの策定と併せて提案したものを。

- .6 MEPC 70/5/31 及び MEPC 70/INF.36 (CSC) :2020 年に向けた容易に達成可能な EEDI 要件に関する調査に基づいて、ばら積み貨物船、タンカー、一般貨物船、コンテナ船のフェーズ 2 要件の低減率を修正する事を提案したもの

5.25 委員会は韓国の造船所が納入した、又は建造中の RORO 貨物船の EEDI 値の算定結果に関する事例研究の結果を示した文書 MEPC 70/INF.27 (韓国)についても銘記した。

RORO 貨物船及び RORO 客船

5.26 委員会は、通信部会が特定した RORO 貨物船及び RORO 客船の 4 つの選択肢 (MEPC 70/5/15, パラグラフ 22.1) について検討し、特に下記について銘記した。

- .1 一部の代表団が低減率の保持を支持した一方で、他の代表団はフェーズ 1 で適用可能な 5%という低減率をフェーズ 2 でも適用できるように延長する事などの改正を提案した。
- .2 一部の代表団が基準線の改正を支持した一方で、他の代表団は基準線及び補正係数の改正によって規則の根拠が変わり、将来の船舶を現在建造されている船舶と比較する事が難しくなり、更に基準線の対象範囲を積載トン数が大きい船舶まで広げない事の実現可能性及び合理性を検討する必要があると考えた。
- .3 複数の代表団が MARPOL 条約附属書 VI の規則 19.4 の免責条項の改正を支持せず、上記船舶タイプの要件の保留を支持する代表団もいた。
- .4 複数の代表団が CON-RO 船を除外するという提言を支持した。
- .5 複数の代表団が目標に基づく取り組みの適用を支持したが、他の代表団は船舶のエネルギー効率に対処するために適用される上述の取り組みについて懸念を示した。
- .6 レーン 1 m 当たりの二酸化炭素 (g) など、RORO 貨物船及び RORO 客船のエネルギー効率に関する代替基準の適用について検討すべきである。

5.27 協議後、委員会は、その後の協議で詳細な情報・経験・データの必要性が確認された事を銘記した上で、関係加盟国政府及び国際機関に対し、EEDI 要件及び／又は RORO 貨物船・RORO 客船に関する関連ガイドラインの関連改正に関する具体的な提案を MEPC 71 に提出するよう要請した。

アイスクラス船の補正係数

5.28 委員会は通信部会が特定したフェーズ 2 のアイスクラス船の係数 (MEPC 70/5/15, パラグラフ 22.2) について検討し、特に下記の意見について銘記した。

- .1 追加的研究が実施されており、成果として提出されたものを MEPC 71 で報告できるように 2016 年末までに完了すべきである。
- .2 アイスクラス船の能力補正係数を他の船舶タイプにも拡大適用する事について検討

すべきである。

5.29 協議後、委員会はその後の協議について銘記した上で、関係加盟国政府及び国際機関に対し、アイスクラス船に関する関連ガイドラインの具体的な改正案を MEPC 71 に提出するよう要請した。

EEDI 基準線パラメータ, 低減率, 期間

5.30 委員会は RORO 貨物船及び RORO 客船を除く関連船舶タイプの調整の可能性を含め、EEDI 基準線パラメータ及び期間を保持すべきかどうか (MEPC 70/5/15, パラグラフ 22.3 及び MEPC 70/5/18, パラグラフ 23) について検討し、低減率に関する通信部会のコーディネーターの勧告 (MEPC 70/5/15, パラグラフ 20) についても検討し、特に下記の意見について銘記した。

- .1 一部の船舶タイプのエネルギー効率設計の改善は予想よりもかなり優れたものであったが、最新の船舶の複雑な構造はフェーズ 2 要件の改正による影響を受ける可能性を認識する必要がある事を示しているため、より厳格なフェーズ 3 低減率、フェーズ 3 の早期開始、要件へのフェーズ 4 の追加について検討すべきである。
- .2 より高い意欲を示すためにはその他の船舶タイプと併せてコンテナ船の低減率を強化する事も考えられる。
- .3 最もエネルギー効率の高い船舶は容易に要件を満たす事ができる事を示す研究があるが、現行の基準線は回帰直線平均値によって決定されているため改正すべきではない事を想起すべきである。
- .4 特定の船舶タイプ、その中でも特にスピードの遅いアイスクラス船に関する固有の課題を認める達成可能な要件を設定する事が重要であるため、統計的手法のみを用いて改正を検討すべきではない。最低出力要件について考慮に入れる必要がある。流体力学に基づくエンジン改修によってフェーズ 2 要件を満たす事ができる可能性もあるが、フェーズ 3 の場合、革新技術及び代替燃料を導入する事が必要になる。
- .5 安全面の懸念があるため、アイスクラス船の出力に関する補正係数について再検討すべきである。
- .6 要件を定める事で、特に燃料油のコストが開発意欲をそぐため、排出量を更に低減するためのエネルギー効率化技術を取り入れる事を奨励する必要がある。そのため、コンテナ船、ばら積み貨物船、タンカー、一般貨物船などの船舶に関する低減率要件を強化するために見直し内容を適用する事が重要であり、これは本会合で検討すべき事項である。
- .7 フェーズ 2 要件を改正する場合、建造契約がすでに締結されている船舶に対し適用除外を検討する必要があると考えられる。
- .8 EEDI データベースに提出されるデータの見直しによって、ばら積み貨物船がフェーズ 2 及びフェーズ 3 における EEDI 要件の順守に関して非常に大きな問題に直面している事がわかる。
- .9 業界に規制上の確実性を与える事に加えて、策定された船舶設計が示す安全レベルでの確実性が必要であり、運用経験が考慮されるべきである。そのため、現行の要

件は改正すべきではなく、改正するとしても、新たなフェーズ 4 の一環として行うべきである。

- .10 基準設計速度を維持しながら、エンジン出力を更に低減する能力、又はエネルギー効率を高めるための費用効果の高い省エネルギー技術を適用する能力には限界があり、この事は小型のエンジンを複数搭載する事を意味する。
- .11 要件の厳格化によって適切なリードタイムを設定すべきであり、フェーズ 2 の低減率及び期間は保持すべきである。

5.31 協議後、委員会は、RORO 貨物船及び RORO 客船についてこれまでに検討されていた事(パラグラフ 5.27 を参照)を想起した上で、RORO 貨物船及び RORO 客船以外の船舶タイプに関するフェーズ 2 要件における現行の低減率、期間、EEDI 基準線パラメータを保持する事に合意した。また、委員会は、フェーズ 3 の期間を 2022 年まで延期するという米国の提言を検討する事、並びに EEDI の枠組みにフェーズ 4 を組み込む事にも合意した。更に、作業部会に対し提出書された書類及び全体会議で出された意見・決定を検討する事、並びにフェーズ 2 以降の EEDI 低減率及び日付に関する提言及び選択肢を検討する事を指示した。

EEDI データベース

5.32 委員会は EEDI データベースのデータ及び情報の要約を記載した文書 MEPC 70/INF.14 (事務局)について銘記し、事務局に対し本情報を委員会に提出する事を継続するよう要請した。

5.33 委員会は、MEPC 69 において EEDI データベースに収録すべき追加情報に関する提言について検討されていた事、並びに、当該追加情報を MARPOL 条約附属書 VI の規則 21.6 で義務付けられるフェーズ 2 の中間点における見直しに使用すべきであるという合意に達した上で、本会合まで本事項を保留とする(MEPC 69/21, パラグラフ 5.42)という合意に達していた事を想起した。現行の EEDI の見直しではフェーズ 2 についての検討を完了した事を銘記した上で、委員会は作業部会に対し上述の追加情報を EEDI データベースに収録する事を検討するよう指示した。

新規船舶に関する EEDI 到達値の算定方法に関するガイドライン

ガス燃料を主燃料としない船舶の EEDI の算定方法

5.34 委員会は下記文書について検討した。

- .1 MEPC 70/5/4(中国):「新規船舶のエネルギー効率設計指標(EEDI)到達値の算定方法に関する2014年ガイドライン(2014年EEDI算定ガイドライン)」(決議MEPC.245(66)(改正に従う))に盛り込む事を目的として、ガス燃料を主燃料としない二元燃料エンジンを搭載した船舶のEEDI到達値の算定方法の改善を提案したもの
- .2 MEPC 70/5/9(EUROMOT): 文書MEPC 70/5/4について意見を提示し、EEDI到達値の算定に関する基準低位発熱量の割当を提案したもの
- .3 MEPC 70/5/23(米国): 文書MEPC 70/5/4で提案されたガス燃料を主燃料としない二元燃料エンジンを搭載した船舶に関するEEDIの調整がEEDI基準の目的に合致せず、環境効果を弱めるものになるという見解を示したもの

5.35 その後の協議の中で、特に下記の意見が提示された。

- .1 設計パラメータのみについて二元燃料船舶の計算式を設定する事はできないため、ガイドラインは主管庁のために柔軟性を持たせるものにし、船舶燃料としてガスを導入する事を奨励するものになってもよい。
- .2 船舶ごとに行うべき検討よりもガイドラインが参照される可能性が高いため、現在、ガスを燃料として使用する船舶はよりクリーンな燃料の使用を目的とする EEDI 算定では評価されず、提案された方法は管理上の負担を低減できると考えられる。
- .3 二元燃料の船用ディーゼルエンジンを搭載した船舶に対するデュアル認証の取得について検討すべきである。
- .4 改善後の EEDI 到達値を達成するという目的のために、ガスを燃料として使用できる高価なガス燃料機器及び保管庫を装備した船舶が建造される事態、並びに、それによって船舶が液体燃料を使用する事態(このような状況はガイドラインの改正を行う前にすでに発生する可能性がある)は考えにくい。

5.36 協議後、委員会は作業部会に対し、文書 MEPC 70/5/4 を基に、文書 MEPC 70/5/9 及び文書 MEPC 70/5/23 を考慮に入れて、ガス燃料を主燃料としない二元燃料エンジンを搭載した船舶の EEDI 算定法に関して提案された「2014 年 EEDI 算定ガイドライン」の改正案について検討し、その結果について委員会に報告するよう指示した。

木材チップ運搬船の補正係数

5.37 委員会は、木材チップ運搬船には積載重量が少なく、容積が大きいという EEDI 到達値に悪影響を与えるような構造設計上の特徴があるため、その補正係数を含めるという 2014 年 EEDI 算定ガイドラインの改正案を提案した文書 MEPC 70/5/19(オーストラリア他)について検討した。

5.38 その後の協議の中で、特に下記の意見が出された。

- .1 木材チップ運搬船にはばら積み貨物船との重要な相違点が 2 つある。それは、木材チップ運搬船がばら積み貨物船よりも軽量で低密度の貨物を輸送する事と、積み下ろしがより画一的である事であり、結果として船舶の構造に与えるストレスが少なくなる。そのため、この取り組みは好ましく、時宜に適合しており、ケミカルタンカーなどの他の船舶タイプの補正係数を承諾するという委員会の過去の決定にも合致している。
- .2 「ばら積み軽量貨物船」は喫水が浅めであるため、ばら積み貨物船が EEDI 要件を順守できるようにするための大型スクリューを設置するのは難しいことから、このような船舶の容積補正係数は適切である。
- .3 当該提案によってあらゆるタイプの貨物運搬船舶が利用できるわけではない抜け道が存在する可能性が明らかになった。
- .4 特定の船舶タイプの補正係数について検討する際は、MEPC 61(MEPC 61/24, パラグラフ 5.27)で合意した通り、文書 MEPC 61/5/17 のパラグラフ 21 に定める基準を考慮に入れるべきである。

5.39 協議後、委員会は作業部会に対し、木材チップ運搬船の補正係数案に関する文書 MEPC 70/5/19 の見直しを行い、文書 MEPC 61/5/17 のパラグラフ 21 に定める基準を考慮に入れて、そ

の結果について委員会に報告するよう指示した。

悪条件下で船舶の操作性を維持するための最低限の推進力

5.40 委員会は、MEPC 68 において「悪条件下で船舶の操作性を維持するための最低限の推進力を定める 2013 年暫定ガイドライン(2013 年暫定ガイドライン)」(決議 MEPC.262(68))の改正が採択された上で、関連する国際的な研究プロジェクトが完了するまでレベル 2 の評価の改正を支持しないという合意に達していた事を想起した。

5.41 これに関連して、委員会は下記の文書について銘記した。

- .1 MEPC 70/INF.33(デンマーク他):研究プロジェクト「エネルギー効率安全運航に関する欧州プロジェクト(SHOPERA)」の背景情報及び結果を提示したもの
- .2 MEPC 70/INF.35(日本):悪条件下での最小限の推進力を決定するための日本船舶海洋工学会(JASNAOE)研究プロジェクトの報告を提示したもの

更に、委員会は下記について検討した。

- .3 MEPC 70/5/20 及び MEPC 70/INF.30(デンマーク他):SHOPERA 及び日本のプロジェクトの進捗状況、並びに 2013 年暫定ガイドライン改訂案の概要に関する情報を提供し、全文が MEPC 71 に提出される予定である事を報告し、補足情報を示したものの
- .4 MEPC 70/5/30(ICS):文書 MEPC 70/5/20 に関する意見を提示し、「悪条件」の定義を定めるための土台として使用する環境条件の根拠には更に慎重な検討が求められる事を提言したもの
- .5 MEPC 70/5/13 及び MEPC 70/INF.28(オランダ):載荷重量 20,000 トン未満の船舶に関する最低限推進力要件について理解を深める事を目的として、研究プロジェクト「悪条件及び波浪中抵抗増加時における操作性の維持(MacRAW)」による最低限推進力要件に関する研究結果について概要と詳細報告をそれぞれ示したもの

5.42 その後の協議の中で、特に下記の意見が出された。

- .1 これまでの作業から、ビューフォート風力階級で階級 9 よりも強い風によって海の状態に航海上の問題が生じる事がわかっているが、このような問題は船舶の動力よりも船舶の規模の方に関連するものである事、波の高さと風速との関係は沿岸地域では複雑である事、2013 年暫定ガイドラインに定める気候条件は適切である。
- .2 検討すべき重要事項は「操作性の維持」と「悪条件」であり、研究から、「横波」の際に重大リスクが生じる事がわかっている。その代替概念として認められているのが「陸岸曳航力」で、スクリューが十分な推進力を生み出せるように設計時に適用されるスクリューによって生まれる力を示す。
- .3 船舶は 2013 年暫定ガイドラインで定められ、研究で使用される分析では「極限条件」とみなされるような環境条件よりも過酷な条件に定期的に遭遇する。そのため、位置を保つ必要性が不可欠である事から、現行の動力レベルが船舶の安全確保に適切である事を再確認する必要がある。

- .4 悪条件がビューフォート風力階級で階級 9 及び 10 に設定されている場合、船舶は EEDI 要件を満たす事ができなくなるため、安全性と環境パフォーマンスとの関連性を切り離す必要がある。このような場合に十分な動力を確保するためには、適切なサイズのエンジンで EEDI 規制値が固定されているが緊急事態でのみ必要な出力が使用可能なものを搭載すべきである。
- .5 環境条件について徹底的に議論されており、かつ、航海上の問題が動力不足に関係ないと判明している事から、MEPC は本事項を検討するのに適切な組織である。
- .6 他の IMO 条約には極めて過酷な海上条件に関して適切に設けられている満載喫水線及び非損傷時復原性に関する規定が盛り込まれている。重要な留意事項は沿岸地域における十分な推進力である。IACS 勧告 34 では、ビューフォート風力階級の階級 8 よりも大きい風力を対象として設計する事、並びに階級 8 を超える可能性は極めて低い事が明示されている。
- .7 2013 年暫定ガイドラインの適用範囲は同じままで保持すべきであり、他の船舶タイプ・規模への拡大については今後協議すべきである。「陸岸曳航力」は適用するのに適切な概念である。6 ノットの速度を維持するという要件案は適切とみなされていない。
- .8 フェーズ 3 評価は重要課題である。というのも、現行要件によって大型のスクリューを回す軽量の推進軸の設計にすでに向かいつつあるため、この推進軸が従前の船舶にはない技術的問題を引き起こす可能性がある。

5.43 委員会は、MEPC 68 において研究プロジェクトの成果を待つという合意がなされた事 (MEPC 68/21, パラグラフ 3.81)、並びに、2013 年暫定ガイドラインの改訂案の全文については MEPC 71 に提出される予定であった事 (MEPC 70/5/20, パラグラフ 14) について想起した上で、本事項に関して本会合に提出された全文書について銘記する事に合意し、関係加盟国政府及び国際機関に対し、2013 年暫定ガイドラインの改訂案の全文を作成する際にそれらの文書及び示された見解を考慮に入れるよう要請した。

大規模改修を行った現存船舶に関する低減係数の見直し

5.44 委員会は、現存船舶が大規模な改修を行った場合に、大規模改修の時期に関わらず、EEDI 低減係数としてフェーズ 0 要件を船舶に適用する事を提案した文書 MEPC 70/5/10 (韓国) について検討した上で、作業部会に対し、当該文書について検討して、その結果を委員会に報告するよう指示した。

MARPOL 条約附属書 VI 改正案及び免除証書案

5.45 委員会は MARPOL 条約附属書 VI 第 4 章の要件から船舶を免除するという MARPOL 条約附属書 VI の改正案を提案した文書 MEPC 70/5/12 (韓国) について検討した。その改正案には、通常は国際航行に従事しない船舶が 1 回限りの国際航行を行う際の免除証書案も盛り込まれていた。

5.46 本事項が新たなアウトプットになるという MEPC 68 での決定 (MEPC 68/21, パラグラフ 3.85.2) について想起した上で、委員会は韓国及び他の関係加盟国政府に対し、委員会のガイドラインに従って次回会合に関連提案を提出するよう要請した。

船舶のエネルギー効率向上技術の情報ポータル

5.47 委員会は、MEPC 69 において要請された通り、事務局が作成した船舶のエネルギー効率向上技術の情報ポータルについて報告した文書 MEPC 70/5/8(事務局)について検討した。本ポータルは既存のエネルギー効率化技術に関する情報をユーザーに提供し、船舶燃料消費量を低減する可能性のある幅広い方法を紹介するものである。

リンク(<http://glomeep.imo.org/resources/energy-efficiency-technologies-information-portal/>)から GloMEEP プロジェクトのウェブサイト上でアクセスできる。上記情報を銘記した上で、委員会は関係加盟国及び国際機関に対し、本ポータルを活用する事、並びに収録すべき提案事項や追加技術についてウェブサイト上で入手できる連絡フォームを使用する事を呼び掛けた。

船舶に起因する大気汚染

MARPOL 条約附属書 VI 規制 14.8 で義務付けられる燃料油の入手可能性についての見直し

背景

5.48 委員会は下記について想起した。

- 1 MEPC 68 において、MARPOL 条約附属書 VI の規則 14.8 で義務付けられている燃料油の入手可能性の見直しに関する付託事項が承認された事。運営委員会が設立された事。事務局に対し、MEPC 70 へ最終報告書を提出する事を視野に入れて、合意済みの付託事項に従い、見直しに着手するよう要請した事。
- 2 MEPC 69 において、運営委員会が実現した進展について銘記し、原則として、硫黄分濃度規制値 0.50%の実施日に関する最終決定が本会合で下されるべきであるという合意に達した。

提出書類

5.49 委員会は運営委員会のコーディネーターと事務局が提出した下記の文書について検討した。

- 1 MEPC 70/5/6:燃料油の入手可能性の再検討に関する運営委員会の最終報告を記載し、下記について明記したもの
 - 1 運営委員会は、一部の反対意見はあったものの多数決により、燃料油の入手可能性についての評価が付託事項に適合するという事に合意した。
 - 2 受託者(CE Delft Consortium)が実施する評価は世界的な硫黄分濃度規制値 0.50%の実施に関して下された決定を知らせるものでなくてはならないというのが過半数の意見であった。
 - 3 そのため、その評価は MEPC 70 への提出に合わせて完成させ、提出にふさわしいものであると考えられなくてはならない。
- 2 MEPC 70/INF.13:評価に関する付託事項のパラグラフ 6.4.5(「報告書案に関する意見を受理した後、受託者は意見に対応し、最終報告書を発行すべきである。」)に沿

って策定され、最終報告書の発行後、運営委員会のメンバーから出された意見を提示したもの

3. MEPC 70/5/3 及び MEPC 70/INF.6: 燃料油の入手可能性についての評価に関するエグゼクティブ・サマリー及び完全版の最終報告をそれぞれ記載したもの。あらゆるシナリオにおける主な結論として、船用以外の燃料の需要も満たすと同時に、船用燃料の需要を満たせるほど十分な量の船用燃料を、硫黄分含有量 0.50% m/m 以下と硫黄分含有量 0.10% m/m 以下で、供給する能力が石油精製業にはある。

これに関連して、委員会は文書 MEPC 70/5/3 及び文書 MEPC 70/INF.6 の付録の表 26 に対する下記の訂正について銘記した。「ガソリン⁽⁴⁾」と「中間留分⁽⁴⁾」を「ガソリン⁽³⁾」と「中間留分⁽³⁾」にそれぞれ差し替え、「その他⁽⁵⁾」を「その他⁽⁴⁾」に差し替える。

4. MEPC 70/INF.39: 文書 MEPC 70/INF.13 に関して受託者が作成した追加説明を記載したもの

5.50 委員会は下記の意見書についても検討した。

1. MEPC 70/5/5 及び MEPC 70/INF.9 (BIMCO 及び IPIECA): 燃料の入手可能性に関する補足調査の結果について要旨及び詳細版をそれぞれ記載したもの。この調査は IMO 評価の付託事項に基づいて行われたものであるが、その所見は IMO 評価のものとは異なり、具体的に言うと、2020 年には世界の石油精製業にはある重要な点において、つまり、硫黄工場、及びそれよりも影響は少ないとは言え水素工場において、世界的な硫黄分規制値に完全に対応できる十分な能力がない事を指摘している。
2. MEPC 70/5/24 (ISO): 特にモデルとした燃料がどの程度 ISO 8217:2012 に関連付けられているかに関するモデル化手法について燃料油入手可能性の評価に関する最終報告の結果に対する意見を示したもの
3. MEPC 70/5/25 (ベルギー他): 委員会に対し燃料油の入手可能性の評価を承認するよう要請し、現在入手可能な最大硫黄分規制値 0.10% の超低硫黄燃料油で得られた経験を理解する上での手掛かりを示したもの
4. MEPC 70/5/26 (韓国): 評価内容として、シミュレーション研究から 2020 年までに世界の石油精製業が低硫黄燃料油 0.50% を満たす事ができるようになる事、並びに世界のあらゆる地域における船舶に関する燃料油の需要・供給に対する期待について十分なデータが提出されている事が記述されているが、石油精製業の実際の状況に関するいくつかの局面については最終報告書に反映されておらず、地域別の供給量を推定する代わりに、精製所ごとの硫黄分濃度 0.50% の燃料油の供給可能性を推定する方が適切かつ実際のなものになるだろうという見解を示したもの
5. MEPC 70/5/27 (日本): 燃料油の入手可能性の見直しに関する異なる結論を出している文書 MEPC 70/5/3 及び文書 MEPC 70/5/5 について意見を提示し、結論の背景にある重要な前提を比較したもの
6. MEPC 70/5/33 (CSC): 文書 MEPC 70/5/5 及び MEPC 70/INF.9 について意見を提示し、燃料の入手可能性に関する補足調査の範囲内で認識された 4 つの大きな弱点を明らかにしたもの。4 つの弱点とは、使用されたモデルがこの種の分析に不適切である事、そのモデルが精製所に関するビジネス、経済、環境面の規制に反するもので

ある事、経済的な影響が大きく誇張して述べられている事、精製所が必要な量の適合燃料を精製できない事について報告書が明示していない事である。

- .7 MEPC 70/5/35 (IBIA) : 現行の硫黄分濃度制限値 3.50%から 0.50%への移行を急ぎよ実現しようとする場合に生じると予想される問題を簡潔に概説し、規制が意図する恩恵を保持しながらスムーズな移行を促すような段階的アプローチの方法を提案したものの
- .8 MEPC 70/5/2 (日本他) : 硫黄分濃度制限値 0.50%の実施によって生じると予想される問題を簡潔に概説し、委員会に対しこの制限を効果的に実施できる方法を検証するプロセスについて検討するよう要請したもの

更に下記の文書について銘記した。

- .9 MEPC 70/INF.34 (フィンランド) : 0.50%という世界的な硫黄濃度基準の実施が 2020年から 2025 年に延期される事によって考え得る健康面の影響に関する重要所見を示す研究結果を提示し、主要な海上交通路に近い沿岸地域に微粒子物質濃度が与える悪影響に焦点を合わせたもの
- .10 MEPC 70/INF.41 (EC) : バルト海及び北極海 SO_x 排出規制海域に適用される更に厳しい燃料油硫黄制限値を含め、EU 海域において EU 加盟国が硫黄規制を義務化した 18 か月間の成果及び経験を提示したもの

5.51 委員会は文書を紹介する際に出された意見のうち特に下記について銘記した。

- .1 IMO 評価の結論に異議を唱えるものではないが、需給バランスが崩れる可能性について検討する必要がある、今後の分析では地域別の評価を行うよりも個別の精製所の供給能力を検討してほしいという見解が示された。
- .2 混合燃料油を使用すれば需要が全体的に満たされるという前提で評価の結論が出されていたが、補足調査では需要の一部を満たすために MDO を検討していた。
- .3 評価において次の 3 点が確認されていた。意思決定の明確性を指示するような十分な適合燃料油はあるだろうという事。2025 年まで延期する事を決定すれば、IMO の評判に影響するリスクがある事。妥協案では混乱を招く事になる事。
- .4 モデル化に確実性がなく、将来について予測を立てる事が難しい。どの日付が選ばれるとしても、決定を先延ばしにする理由はほとんどなく、使用燃料油の種類 of 急ぎよ転換という過去に例のない移行問題や、海運及びその他の市場の価格急騰を招く深刻な市場の歪みが生じる可能性といった大きな懸念事項がある。
- .5 議題の範囲は実施についての事前打ち合わせが必要であることを示している。

5.52 委員会は、運営委員会のコーディネーターである Mr. H. Conway (リベリア) 及び運営委員会のメンバーに謝意を示すとともに、燃料油の入手可能性の評価に対する財政支援に対し、オーストラリア・英国・米国の代表団へ感謝の意を表した。

実施の発効日に関する検討及び決定

5.53 その後の協議の中で、特に下記の意見が示された。

- .1 需要を満たすために提案された燃料油の混合が適切であるかどうかは疑問である。そのような燃料油を使用する事が船舶の安全面のリスクを高める可能性がある。燃料補給大国では2020年までにそのような大きな移行を実行できないため、2020年は時期尚早である。不安定な市場は不公平な競争を招く可能性がある。排出規制海域(ECA)は低硫黄燃料油の実施における困難を克服する事に苦勞しており、2025年までの猶予があれば、EU海域においてEUが硫黄分濃度制限値0.50%を実施した経験を可能にする事ができる。
- .2 混合燃料油に関する問題は明確には示されていないが、低硫黄燃料油による健康上のメリットは文書MEPC 70/INF.34に明確に記載されていた。安全性は非常に重要であり、ECAにおいて得られた経験は有益である。現時点で決定を下す事によって海運業界にとって準備期間があと3年ある事になり、その間に公平な場を作るために高リスクの船舶を特定する義務化手順の調整を進める事もできる。
- .3 人の健康に関する側面は非常に重要であり、世界的な硫黄分濃度制限値 0.50%が2008年に採択されているため、意識が高まっている海運業界にとって同調していないと見なされないようにする事は重要であるため、2020年について確固たる決定がなされれば、海運業界の認識改善が促される事になる。
- .4 法律面及び実際面での確実性が求められており、本会合での決定が必要である。これまで新燃料を使用した有益な経験もあった。安全面の懸念は対処できると考えられるが、まだ検討が必要である。文書MEPC 70/5/2では一貫性のある効果的な実施には更なる検討が必要であると確認されている。
- .5 排出ガス清浄システムのない船舶の場合、バンカー船として高硫黄燃料油(硫黄濃度 0.50%を超える燃料油)の運搬を特別に禁止する事が検討されるべきであり、文書MEPC 70/5/2の paragraph 7で提案された協議に向けて考え得る措置に追加すべきである。
- .6 IMO 評価でモデル化されたあらゆる燃料油は安全とみなされ、かつ、選択日にかかわらず、決定を受けて実施について協議する事が必要になる。
- .7 IMO 評価から、十分な量の燃料油が供給可能である事、評価が結論を裏付けるような健全で徹底的に分析された考察の成果である事、世界規模の規制値によって公平な競争ができるようになる事がわかった。
- .8 需要・供給のモデル化は実際の市場データに基づくものではなく、原油価格下落を背景として理論と現実には大きな違いがある。「燃料油入手可能性」という用語は定義されておらず、この用語について IMO による明確な解釈は示されていない。輸送によって不均衡を是正しながらも、余剰がある国もあれば、不足している国もあるという状況になるが、燃料油価格に及ぼす可能性のある影響や輸送コストの上昇を理由に、このような状態を想定する事はできない。資本支出と便益との間に妥協点があるはずである。規制遵守が義務付けられるのはすべての沿岸諸国ではないため、潜在的な競争の問題を招く事になる。海運は国際貿易のニーズに左右されるため、運送コストが上昇して貨物の流れが分化する可能性がある。
- .9 IMO 評価で提示された情報は、加盟国によって下される予定の決定を示すものとな

り得る。環境面のメリットは明らかであるが、実施に関する疑問及び安全上の懸念に対処する必要がある。2020年の合意によって持続可能な海運が強化される。

- .10 燃料油の不安定性や混合油の大量使用に対する深刻な懸念があり、SOLAS 非適合燃料油の使用などの燃料油の品質問題や安全問題につながる。このような問題の原因は、低引火点のカッター材を使用する事や、石油精製用触媒微粒子が存在する可能性が高まる事にある。
- .11 早期に実施する事によって代替燃料の使用が奨励されると考えられる。粘度と相溶性に対する ISO の懸念には対処が可能であり、ECA での経験も考慮に入れる事ができる。エンジン製造業者は段階別に燃料油の管理に関する指示をすでに出している。
- .12 IMO 評価で立てた仮説、特に必要とされる十分な量の適合燃料油を製造するのに必要な水素・硫黄工場の不足について、結論では明確にされていない。
- .13 IMO 評価は委員会が承認した付託事項に従って実施された。その明白な結論は、2020年に所要燃料油が入手可能となるという必須の証拠となる。公平な場によって環境面のメリットを確保できる。
- .14 入手不能を報告するための標準化システムは効果的な実施に有益である。支援のために移行準備を導入する事も可能である。
- .15 提起された懸念は2025年まで実施を延期するほど重大なものではないが、そのような懸念の提起は現時点で十分に理解されているレベルまで意識を高めるのに役立っている。
- .16 2020年の実施に技術的な障害はない。硫黄工場の設備能力不足は工場の低コスト化、及び精製業者には制約を回避する余剰能力があるという事実によって解決できる。精製業界は低硫黄燃料油の製造方法を知っているが、不確実性を低減させて明瞭性を示す必要がある。
- .17 補足調査は、混合燃料油の使用・供給ができない事を裏付ける明確な根拠を示すものではなかった。2008年の要件の採択以降、精製業が準備を行うのに十分な時間があった。MARPOL 条件附属書 VI の規則 18.1 に従い、事務局には適合燃料油の入手可能性について照合して報告するよう要請すべきである。
- .18 分析結果は、適合燃料油に対する海運業の需要を満たすためには他業界から1日当たり100万バレル譲り受ける事が必要となり、ECAで使用されている新燃料の安全性を評価するにはまだ時間が必要だという事を示唆している。
- .19 効果的な実施の一環として、ポートステートコントロールに関して、製造及び保管の面でキャパシティ・ビルディング推進について検討する必要がある。
- .20 問題は非常に複雑であり、完全な確信を持つ事は不可能である。というのも、燃料油の入手可能性は海運業が必要としている事を行う他の業界によって決まるもので、その業界が提供してくれる事を期待するしかないためである。IMO 評価によって確認できるのは、どちらかと言えば能力を持てるようになる可能性があるという事のみである。硫黄規制値の段階的低減はより適切な方法と考えられるが、その選択肢がな

ければ、燃料油供給業界に確実性を示す必要がある。適合燃料油を入手できない船舶に対応するためには堅固なプロセスが必要となる。

- .21 全地域において同等の燃料油製造能力がない状態では、2020 年は時期尚早である可能性がある。適切な低減技術に適合する地域に供給を保証するための戦略が必要である。0.50%を超える燃料油を使用する船舶に対しポートステートコントロールによって認められた免除の標準フォーマットが必要である。
- .22 開発途上国が受ける影響、その中でも特に生活水準を脅かす可能性のある経済的影響について検討する必要がある。
- .23 2020 年の実施日を支持する上で、SOLAS に基づく義務、その中でも特に最低引火点 60° C という要件について十分かつ完全な効力を維持できると事実上確信を持つ必要がある。
- .24 新たな燃料配合物に関する開発、試験、市場導入には時間がかかる事を認識する必要がある。

5.54 クック諸島の代表団、並びにINTERCARGO 及び IPIECA のオブザーバーによる関連発言の全文は付録 22 に記載されている。

5.55 協議後、委員会は以下の対応を取った。

- .1 運営委員会の最終報告書について銘記した。
- .2 文書 MEPC 70/5/3 及び文書 MEPC 70/INF.6 に記載の通り、燃料油の入手可能性に関する評価を承認した。
- .3 MARPOL 条約附属書 VI の規則 14.1.3 に記載の通り、船舶に対し硫黄分濃度 0.50% m/m という燃料油要件の順守義務を実施する発効日を 2020 年 1 月 1 日とする事に合意した。
- .4 実施に関して表明された懸念を認識する上で、文書 MEPC 70/5/2 及び全体会合で出された関連意見を PPR 4 へ回付して更なる検討を求める事、並びに世界的な硫黄分濃度規制値 0.50%の一貫した実施を推進するためにはどのような追加施策が策定できるかについての新たなアウトプットの根拠及び範囲を起草して MEPC 71 での検討を求める事に合意した。

5.56 その結果、委員会は事務局に対し、MARPOL 条約附属書 VI の規則 14.1.3 の基準が 2020 年 1 月 1 日に発効するものとするという決定に関する MEPC 決議案を作成するよう要請した。更に事務局が作成した決議案(MEPC 70/WP.11)を検討した上で、付録 6 に記載の通り、「MARPOL 条約附属書 VI の規則 14.1.3 に定める燃料油基準実施の発効日」に関する決議 MEPC.280(70)を採択した。

NOx Tier III に関する追加規制の対象となる追加 ECA の指定案

5.57 委員会は下記文書について検討した。

- .1 MEPC 70/5/Rev.1(ベルギー他):MARPOL 条約附属書 VI の規則 13 及び付録 III

に基づき、北海をNO_x規制が適用される排出規制海域(ECA)に指定して、2021年1月1日に発効させる事を提案し、かつ、NO_x Tier III 要件に適合しない船舶の建造・改修・修理、上記船舶に行われる予定の保守管理作業をNO_x Tier III 適用 ECA に位置する造船所で実施する事を認めるという除外事項を盛り込む事を提案したもの

2. MEPC 70/5/1(デンマーク他):MARPOL 条約附属書 VI の規則 13 及び付録 III に基づき、バルト海をNO_x 規制適用 ECA に指定して、2021年1月1日に発効させる事を提案し、かつ、NO_x Tier III 要件に適合しない船舶の建造・改修・修理、上記船舶に行われる予定の保守管理作業をNO_x Tier III 適用 ECA に位置する造船所で実施する事を認めるという除外事項を盛り込む事を提案したもの

これに関連して、委員会は文書に対する下記の訂正について銘記した。付録 2 の図 5-18 のタイトルを「Tier II (NECA を除く) と Tier III (NECA を含む) との間の排出シナリオに関する NO_x 濃度 99 パーセントイル値の違い(単位: $\mu\text{g}\cdot\text{h}/\text{m}^3$)」に差し替えて、付録 2 のパラグラフ 5.4.1 の「図 5-12」を「図 5-21」に校正する。

3. MEPC 70/5/29(米国):二元燃料エンジン又は Tier II エンジンのみを搭載した船舶に対し、一定の条件付きでNO_x Tier III 適用 ECA に位置する造船所で建造・改修・修理・保守管理を実施する事を認める MARPOL 条約附属書 VI の改正の必要性を支持し、当該規定を盛り込むという MARPOL 条約附属書 VI の改正案を提案したもの
4. MEPC 70/5/32(CSC):北海及びバルト海にNO_x Tier III 適用 ECA を設置するという提案を支持し、NO_x 排出量の予測に関する調査、並びに軽減技術の実現可能性及び利用についての評価に関する情報を提供したもの

更に、委員会はNO_x Tier III 基準に適合する利用可能な技術に関する補足情報を記載した文書 MEPC 70/INF.3(デンマーク他)について銘記した。

5.58 その後の協議の中で、特に下記の意見が出された。

1. 検討を求めて提出された提案が元になっているハイレベルアクションプラン(HLAP)のアウトプットはその提案内容に適切なものではないため、不明瞭なところがあれば、参考にしたアウトプットは明瞭性を確保できるように修正すべきである。また、前回のNECA に関する提案が出された時の状況と異なり、今回の提案の承認について検討するプロセスには内容を検討する適切な評価が含まれていない。
2. 提案の承認は支持され、参考にしたアウトプットは適切である。特に、当該提案ではMARPOL 条約附属書 VI 付録 III に記載されているECA の指定に関する基準及び手順の修正を求めている事が理由である。
3. 全体的に明確でない場合、アウトプットの修正を検討する必要があると考えられるが、新たなアウトプットは必要ではなく、指定基準に適合している。
4. 文書 MEPC 70/5/29 の付録に記載の Tier III 非適合船舶の免除を設けるという提案はより詳細で適切に策定された MARPOL 条約附属書 VI の改正案になる。
5. Tier III 非適合船舶の免除は支持できるが、提案された通りに貨物輸送を禁じる代わりに商契約上の条件の適用について検討するべきである。

5.59 協議後、委員会は下記の対応を取った。

- .1 文書 MEPC 70/5/Rev.1 の付録 1 及び文書 MEPC 70/5/1 の付録 1 にそれぞれ記載の通り、北海及びバルト海を、2021 年 1 月 1 日を発効日として NOx Tier III 規制が適用される排出規制海域に指定するという提案、並びに MARPOL 附属書 VI の関連改正案に合意した。
- .2 文書 MEPC 70/5/29 の付録に記載の通り、二元燃料エンジン又は Tier II エンジンのみを搭載した船舶に対し NOx Tier III 適用 ECA に位置する造船所で建造・改修・修理・保守管理を実施する事を認める除外規定の必要性、並びに MARPOL 条約附属書 VI の関連改正案に合意した。
- .3 付録 7 に記載の通り、2021 年 1 月 1 日を発効日として北海及びバルト海を NOx Tier III 適用 ECA に指定するという MARPOL 条約附属書 VI の規則 13 の改正案(二元燃料エンジン又は Tier II エンジンのみを搭載した船舶に対し NOx Tier III 適用 ECA に位置する造船所で建造・改修・修理・保守管理を実施する事を認める除外規定を含む)を承認した。更に、事務局長に対し、MEPC 71 での採択を視野に入れて、MARPOL 条約第 16 条(2)に基づいて当該改正案を回付するよう要請した。
- .4 「HLAP アウトプット 7.1.2.2」というタイトルを修正して「指定特別海域・排出規制海域・PSSA 及び関連保護措置」と校正する事に合意した。

航海船に使用されるオゾン層破壊物質

5.60 委員会は、MEPC 68 において、事務局に対し、情報提供のみを目的としてオゾン層破壊物質に関する文書 MEPC 68/3 を技術経済評価パネル(TEAP)に転送する事、オゾン事務局と連絡を取り続ける事、本会合で検討できるようにモントリオール議定書の取り組みに関する最新情報を提供する事が要請された事(MEPC 68/21, パラグラフ 3.64)を想起した。

5.61 事務局が講じた措置に関する情報及びモントリオール議定書締約国の取り組みに関する最新情報を提示した文書 MEPC 70/5/7(事務局)について銘記した上で、委員会は事務局に対し、オゾン事務局と連絡を取り続ける事、並びに MEPC 71 で検討できるようにモントリオール議定書の取り組みに関する最新情報を提供する事を要請した。

5.62 また、委員会は、モントリオール議定書に関する最近の動向について事務局が提供した情報、その中でも特に、ルワンダのキガリで 2016 年 10 月 10 日～14 日に開催された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第 28 回締約国会合(MOP 28)」において、ハイドロフルオロカーボン(HFC)に関する規制施策及び規制 HFC を一覧にした新たな附属書 F を盛り込むために議定書を改正するという「キガリ改正」が採択された事についても銘記した。

船舶用ディーゼルエンジンへの NOx Tier III 基準の適用に関する MARPOL 条約附属書 VI の解釈

5.63 2016 年 1 月 1 日以降に交換された異なる船用ディーゼルエンジン又は追加設置された船用ディーゼルエンジンに対し適用可能な NOx 排出基準に関する MARPOL 条約附属書 VI の解釈を提案した文書 MEPC 70/5/11(韓国)を検討した上で、委員会は、MARPOL 条約附属書 VI の要件が本件に十分に対応したものである事から、何らの解釈も必要ない事に合意した。

船舶による大気汚染に関する関連調査

5.64 委員会は下記の文書について銘記した上で、文書 MEPC 70/INF.12 を燃料油の品質に関する通信部会 (MEPC 69/21, パラグラフ 5.21) に検討を求めて転送する事に合意した。

- 1 MEPC 70/INF.12 (INTERTANKO) : 試験結果に基づいて船舶に納入される船舶用燃料の品質に関する調査について報告し、規格外燃料の納入を招く原因と影響について調査したもの
- 2 MEPC 70/INF.40 (EC) : LNG を燃料とする船舶及びそれに関連する燃料供給インフラに関する EU フレームワークの完了に関して EC から委託された調査の最終結果について報告したもの

作業部会の設置

5.65 委員会は大気汚染及びエネルギー効率に関する作業部会を設置し、全体会で出された意見及び決定を考慮に入れて当該部会に下記の対応を取るよう指示した。

- 1 フェーズ 2 以降の EEDI 低減率及び日付に関する提案及び選択肢を検証するため、全体会で作成された文書及び出された意見・決定を検討する。
- 2 フェーズ 2 の中間点で見直しを行うために EEDI データベースに収録すべき追加情報について検討する。
- 3 文書 MEPC 70/5/4 を基にして、文書 MEPC 70/5/9 及び文書 MEPC 70/5/23 を考慮に入れて、ガスを主燃料としない二元燃料エンジンを搭載した船舶の EEDI 算定方法について提案された「新規船舶の EEDI 到達値の算定方法に関する 2014 年ガイドライン」の改正案を検討し、その結果を委員会に報告する。
- 4 木材チップ運搬船について提案された補正係数に関する文書 MEPC 70/5/19 についての見直しを行い、文書 MEPC 61/5/17 のパラグラフ 21 に定める基準を考慮に入れた上で、その結果を委員会に報告する。
- 5 大規模改修を行った現存船舶の低減係数に関する文書 MEPC 70/5/10 について検討し、その結果を委員会に報告する。

作業部会の報告

5.66 作業部会の報告書 (MEPC 70/WP.8) を検討した上で、委員会は当該報告書を概ね承認し、下記に示す対応を取った。

フェーズ 2 以降の EEDI 低減率及び日付

5.67 委員会は下記の対応を取った。

- 1 フェーズ 2 以降の EEDI 低減率及び日付に関する作業部会の協議内容について銘記した。
- 2 EEDI フェーズ 3 要件及びそれらの早期実施について、並びにフェーズ 4 を設定する可能性について徹底した見直しを MEPC 71 直後に開始する事が必要になる事に合

意した。

- .3 2022年にフェーズ3の早期実施を視野に入れて、MARPOL条約附属書VIに対する必要な改正の採択に間に合うように上述の見直しを終了すべきである事について、合意済みである場合はできるだけ早期のフェーズ4の導入について合意した。
- .4 一部の代表団から、今後、委員会がフェーズ2以降のEEDI低減率及び日付について協議するための時間を作業部会にもっと多く割り当てるよう要請された事を銘記した。

今回のEEDI見直しに向けてEEDIデータベースに収録すべき情報

5.68 委員会は下記を行った。

- .1 付録8に記載の通り、次回EEDI見直しに向けてEEDIデータベースに収録すべき情報を承認した。
- .2 EEDIデータベースへ収録するためにすでに提出されているデータは追加のデータや情報がデータベースに追加された時に更新する必要がない事に合意した。
- .3 追加データ項目を含むEEDI情報は2017年4月1日以降に提出すべきである事に合意し、加盟国政府及び認定機関に対し、強制的なEEDI見直しを支援するために事務局へのEEDIデータの提出を継続するよう呼び掛けた。

新規船舶のEEDI到達値の算定方法に関する2014年ガイドラインの改正

5.69 委員会は、付録9に記載の通り、「新規船舶のEEDI到達値の算定方法に関する2014年ガイドラインの改正」(決議MEPC.245(66)(決議MEPC.263(68)による改正に従う))に関する決議MEPC.281(70)を採択し、事務局に対し、MEPC.1/Circ.866として配布するため、改正された通りに当該ガイドラインの統合版を発行するよう指示した。

大規模改修が行われた現存船舶の低減係数

5.70 委員会は、大規模な改修が行われた現存船舶の低減係数に関する作業部会の協議内容(MEPC 70/5/10)について銘記した(パラグラフ5.44を参照)上で、本提案を保留とする事に合意し、加盟国政府及び国際機関に対し、十分な背景情報のある具体的な提案をMEPC 71に提出するよう呼び掛けた。

6 国際海運のエネルギー効率向上に関する技術面・運航面の今後の対策

6.1 委員会は、MEPC 69において、データ収集が三段階アプローチのステップ1、データ分析がステップ2、更なる措置が必要な場合には、それがどのような措置かについての意思決定がステップ3であるという合意について再確認された事を想起した。また、委員会は、MEPC 69において、船舶が行う「輸送業務」の代行に関する追加データと共に、燃料消費量の記録及び報告を行うという船舶の義務要件を定める新たな規則22Aを追加したMARPOL条約附属書VI第4章の改正案が承認された事を想起した。更に、委員会は、MEPC 69において、文書MEPC 69/21のパラグラフ6.26に記載の付託事項と併せて、日本のコーディネートの下で燃料消費量のデータ収集システムに関する通信部会が設置された事も想起した。

6.2 委員会は、MEPC 69 において、船舶エネルギー効率指標を上述の三段階アプローチのステップ 3 で検討すべきである事、その結果として、文書 MEPC 69/6/6(アルゼンチン他)を次回会合まで保留のままにすべきである事について合意された旨を銘記した。

6.3 委員会は下記の文書について検討した。

- .1 MEPC 70/6 及び MEPC 70/INF.15(日本):SEEMP ガイドラインの改正案(MEPC 70/6, 付録 1), 主管庁へのデータ検証手順に関するガイドライン案(MEPC 70/6, 付録 2), 電子通信及び標準化データ報告フォーマット案(MEPC 70/6, 付録 1 別表 C), IMO 船舶燃料消費量データベースの開発及び管理に関するガイドライン案(MEPC 70/INF.15, 付録 3)を含め, 燃料消費量のデータ収集システムに関する通信部会の報告を提示したもの
- .2 MEPC 70/6/1(中国):通信部会の報告に関する意見を提示し, ガイドラインの策定時に従うべき一連の原則を明確化し, SEEMP ガイドラインの改正案及び主管庁へのデータ検証手順に関するガイドライン案の改正に対する修正を提案したもの
- .3 MEPC 70/6/2(韓国):通信部会の報告, その中でも特に収集したデータの信頼性の確保に関して意見を提示し, 検証ガイドライン統合版には検証を実施する主管庁間における公平な立場の確保に役立つ「重要性」と「リスク評価」に関する明確な定量的基準を盛り込むべきである事を示唆したもの
- .4 MEPC 70/6/3(インドネシア):「vessel」ではなく, 「ship」という用語を使用する事, 並びに EEDI の欄に単位を入力する事(MEPC 70/6, 付録 1 別表 C)など, SEEMP ガイドラインの改正案について意見を提示し, 改正を提案したもの
- .5 MEPC 70/6/4(ブラジル):LNG 燃料エンジンに発生するメタンスリップの問題, 並びに海運からの排出量を適切に評価するためにデータ収集システムで考慮すべきメタンスリップの排出量に関する情報の必要性について意見を提示したもの
- .6 MEPC 70/6/5(CSC):IMO 及び海運業界の要求を適切に満たすデータ収集システムについて, 委員会が透明性の問題を再検討して, 提案された代替データに対立するものとして実際の輸送業務に関するデータが確実に収集されるようにする事を示唆したもの

6.4 委員会はまず, ガスを燃料として使用する各船用ディーゼルエンジンについて C_E メタンスリップ係数をデータ収集システムで報告・記録し, メタンスリップ係数を MARPOL 条約附属書 VI 改正案の付録 IX 案(IMO 船舶燃料油消費量データベースに提出すべき情報)に盛り込むというブラジルの提案(MEPC 70/6/4)について検討した。その後の協議において, メタンスリップの問題の重要性が確認され, 一部の代表団が当該提案に賛成した。しかしながら, 今回は本提案を支持できないという見解を示す代表団もいた。その理由は, 温室効果ガス排出量の詳細なリストを作成するのではなく, システムを簡便で実際的なものに保ちながら船舶のエネルギー効率を分析するというデータ収集システムの目的に沿わなくなるというものであった。

6.5 結論として, 委員会は MARPOL 条約附属書 VI 改正案に C_E メタンスリップ係数を盛り込む事に合意しなかったが, メタンスリップが重要課題であり, これに総合的に取り組む方法に関する今後の提案について適切な時期に検討する可能性がある事を銘記した。

6.6 通信部会の報告に関する意見を提示した残りの文書に記載されていた提案について検討する

際、委員会は下記の決定を下した。

1. 文書 MEPC 70/6/5 で提起された透明性の問題に関して、本事項についてはこれまでの会合で詳細に議論され、結論が下されている事を改めて述べ、既存の関連決定を保持する事に合意し、その結果として、本文書を大気汚染及びエネルギー効率作業部会に転送しない事に合意した。
2. 一部の代表団が支持した文書 MEPC 70/6/3 の提案に関して、編集に関連するものである事から、SEEMPガイドラインの実施を視野に入れて、当該文書を作業部会に転送する事に合意した。
3. 主管庁へのデータ検証手順に関するガイドライン案に ISO14064 への言及を挿入する事の適切性に関する長時間にわたる議論を含め、文書 MEPC 70/6/1 及び文書 MEPC 70/6/2 の提案についての詳細な協議の後、一部の代表団がこの規格の適用を支持した一方でその適用範囲と目的がデータ収集システムのものとは異なるために適切ではないという見解を示した代表団もいた事を銘記した上で、上記 2 つの文書について、必ずしも ISO 規格 14064 に直接言及しなくても、収集されたデータの信頼性を確保する必要性を含めたそこに記載の概念を検討する事を目的として、作業部会に転送する事に合意した。その際、委員会は、ガイドラインが規制の実施を支援するために策定され、規則の適用範囲を超えてはならない事を認めた。この点において、委員会は MARPOL 条約附属書 VI の規則 22A の適用範囲を超えない上述の ISO 規格の該当部分の指針のみ検討する事に合意した。

IMO 船舶燃料油消費量データベース実施のための資源

6.7 委員会は、MARPOL 条約附属書 VI の規則 22A.10~12 の実施によって、データベースの開発・保守管理を行うため、並びに収集したデータ、欠測データの状況、その他委員会が要求する情報をまとめた委員会への年次報告を作成するためには事務局に追加的資源が必要となる旨を銘記した。協議後、委員会は、事務局が追加的人材を必要としている事に合意し、本件を理事会に転送して承認を求める事に合意した。

大気汚染及びエネルギー効率作業部会への指示

6.8 委員会は議題項目 5 で設置された大気汚染及びエネルギー効率作業部会に対し、通信部会の報告書(MEPC 70/6 及び MEPC 70/INF.15)を基にして、関連文書並びに全体会議で出された意見及び決定を考慮に入れて、下記を行うよう指示した。

1. 文書 MEPC 70/6 の付録 1 に基づき、文書 MEPC 70/6/1 及び文書 MEPC 70/6/3 を考慮に入れて、「船舶エネルギー効率管理計画書(SEEMP)の策定に関する 2012 年ガイドライン」の改訂案の本文及び関連する電子通信・標準化データ報告フォーマット案をまとめる事
2. MARPOL 条約附属書 VI 規則 22A.7 案に従い、文書 MEPC 70/6 の付録 2 を基にして、文書 MEPC 70/6/1 及び文書 MEPC 70/6/2 を考慮に入れて、主管庁へのデータ検証手順のガイドライン案の充実を図る事
3. 文書 MEPC 70/INF.15 の付録 3 を基にして、IMO 船舶燃料油消費量データベースの開発及び管理に関するガイドライン案を策定する事

- 4 他のガイドライン・ガイダンス案をまとめて MEPC 71 に報告するため、燃料油消費量のデータ収集システムに関する通信部会に対する付託事項案を作成する事

作業部会の報告

6.9 本議題項目に関連する大気汚染及びエネルギー効率作業部会の報告書の該当部分 (MEPC 70/WP.8, パラグラフ 28~46 及び付録 3・4) を検討した上で、委員会は当該報告書を概ね承認し、下記に示す対応を取った。これに関連して、委員会は文書 MEPC 70/WP.8 に対する編集上の修正、即ち、報告書の付録 3 に記載の「船舶エネルギー効率管理計画書 (SEEMP) の策定に関する 2016 年ガイドライン」のパラグラフ 8 の見出しの下に下記の文章を加える事について銘記した。

「直接的な CO₂ 排出量測定は MARPOL 条約附属書 VI の規則 22A で義務付けられていない。」

SEEMP 策定に関する 2012 年ガイドラインの改訂

6.10 「SEEMP 策定に関する 2012 年ガイドライン」の改正案を検討する際、委員会は、MARPOL 条約附属書 VI の付録 IX において「distance (移動距離)」及び「hours underway (航走時間)」の用語を使用するという議題項目 3 での決定 (パラグラフ 3.33.2 を参照) を想起した上で、2012 年 SEEMP ガイドラインの改正版でも同じ用語を使用すべきである事に合意した。その結果として、委員会は事務局に対し、SEEMP ガイドラインの最終版を策定する際、関連のある変更を行う権限を与えた。最終的に、委員会は付録 10 に記載の通り、「船舶エネルギー効率管理計画書 (SEEMP) 策定に関する 2016 年ガイドライン」についての決議 MEPC.282 (70) を採択した。更に、委員会は CLIA、関係加盟国、国際機関に対し、貨物輸送を行わない船舶のための運搬業務の代行に関する具体的な提案を委員会の次回会合へ提出するよう要請した。

通信部会の再設置

6.11 委員会は主管庁へのデータ検証手順に関するガイドライン案及び IMO 船舶燃料油消費量データベースの開発・管理に関するガイドライン案についての協議内容を銘記し、これらのガイドラインについて通信部会が充実を図るべきであるという部会の提言を検討した。その結果として、委員会は日本のコーディネーター²の下、データ収集システムに関する通信部会を再設置し、下記の事項について付託する事に合意した。

「MEPC 70 での決定及び協議を考慮に入れて、通信部会に対し下記の実施を指示する。

- 1 MARPOL 条約附属書 VI 規則 22A.7 案に従い、文書 MEPC 70/6 付録 2 のオプション 3 を基にして、主管庁へのデータ検証手順のガイドライン案をまとめる事
- 2 規則 22A.9, 22A.11, 22A.12 に従い、文書 MEPC 70/INF.15 の付録 3 を基にして、船舶の匿名性保持及びデータベースの完全性確保の方法を含め、IMO 船舶燃料油消費量データベースの開発及び管理に関するガイドライン案の充実を図る事
- 3 IMO 船舶燃料油消費量データベースにデータを提出する非締約国船舶に対応する

² コーディネーター: 国土交通省海事局海洋・環境政策課 Mr. Kazuya Nakao
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
電話: +81-3-5253-8118 メールアドレス: nakao-k24d@milit.go.jp

ために MEPC 回章案を策定する事

.4 MEPC 71 に報告書を提出する事」

7 船舶からの温室効果ガス排出削減

7.1 委員会は、MEPC 69 において、本会合に提出された文書、MEPC 69 から本会合に付託された関連文書(MEPC 69/7/1(ICS), MEPC 69/7/2(ベルギー他), MEPC 69/7/3(CSC), MEPC 69/7/4(WSC 他)), MEPC 69 及び本会合で出された意見を考慮に入れた上で、船舶からの温室効果ガス排出削減の問題を進展させる方法について徹底した討論を行うための作業部会を本会合で設置するという合意に達していた事を想起した。

UNFCCC に関する事項

7.2 事務局は2016年5月16日～26日にドイツのボンで開催された国連気候変動会議(UNFCCC)の成果について委員会に報告した(MEPC 70/7)。その中には、UNFCCC の「科学及び技術の助言に関する補助機関(SBSTA)」の第44回会合も含まれていた。この補助機関はパリ協定に基づく組織として確保され、その議題に「国際航空・海上輸送に利用される燃料からの排出量」という項目を保持している。

7.3 アルゼンチンの代表団は、パリ協定には部門別アプローチが含まれていない事を銘記した上で、UNFCCC の活動への IMO の関与に関して現行方式の継続を支持し、京都議定書及び UNFCCC の原則、環境保護対策によって生じる貿易に関する地域的なアプローチ及び障壁を回避する必要性、上述の SBSTA 会合で開発途上国 92 か国を代表して発表された声明について言及した。

7.4 委員会は、付録 22 に記載の通り、パリ協定及び2016年11月7日～18日にモロッコのマラケシュで開催予定の次回 COP 22 の状況についての概要を含む UNFCCC 関連事項に関する最新情報を提示した UNFCCC 事務局の発言について銘記した。

7.5 委員会は UNFCCC の成果について銘記し、事務局に対し、UNFCCC 事務局との確立された提携関係及び関連 UNFCCC 会合への出席を継続する事、かつ、IMO の活動の成果について適切な UNFCCC の機関・会合への報告を継続する事を要請した。また、委員会は来る2016年11月4日のパリ協定の発効を受け入れた。

国際海運からの温室効果ガス排出削減

7.6 委員会は、海運業からの温室効果ガス排出削減のための早期措置としてパナマ運河グリーンルートを設置する事を含め、気候変動緩和に関する IMO 及び国際海運部門の取り組みへのパナマ運河の貢献に関してパナマが提示した情報(MEPC 70/7/1)について銘記した。

7.7 委員会は、MARPOL 条約附属書 VI の規則 18.3.2 の一般適用に関連して、非石油燃料油の使用を妨げる既知の規制上の障壁を明示した文書 MEPC 70/7/2(IMarEST)について検討した。委員会は IMarEST から提供された情報について銘記し、加盟国政府及び国際機関に対し委員会ガイドラインに従って新たなアウトプットに関する関連提案を提出するよう要請した。この関連で、委員会は船舶燃料の仕様に関連のある現在作業中の ISO8217:2012 の改正に関して ISO のオブザーバーから提供された情報についても銘記した。その改正には、合成燃料や再生可能燃料、それらの混合燃料を含める事を認める適用範囲の変更も含まれている。

7.8 委員会は船舶からの温室効果ガス排出量の削減に対応するための方策について論じた下記の文書を検討した。

- .1 MEPC 70/7/3(日本):全船舶の二酸化炭素排出量を改善する新技術の開発・普及への投資を奨励するために、国際海運の温室効果ガス排出量削減目標を実際のエネルギー効率に基づいて策定する事を提案したもの
- .2 MEPC 70/7/4(アンゴラ他):海運の需要・効率・燃料など、船舶からの温室効果ガス排出削減に関する問題を進展させる方法を検討する際に対応すべき重要課題について考察し、この考察に基づいて、委員会に対し、国際海運のエネルギー効率を更に向上させるためのロードマップを作成する事を要請したもの
- .3 MEPC 70/7/5(ノルウェー及び米国):経済面・環境面・健康面の費用及び便益を含めたシナリオの分析、並びに国際海運部門における排出量削減機会の特定及び評価が必要となるような国際海運からの温室効果ガス排出量に対応する長期的戦略の策定を提案したもの
- .4 MEPC 70/7/6(アンティグア・バーブーダ他):「公正な配分」の概念はIMOがすでに承認している三段階アプローチを補完するものであり、並行して展開する事が可能である事、並びに輸送コストは施策についての今後の協議において慎重に検討すべきである事について示唆したもの
- .5 MEPC 70/7/7(トルコ):三段階アプローチに基づく予定表を定めた作業計画を提案したもので、データ収集システムがこの論理の範囲内で委員会が承認したものである事、並びに三段階アプローチを無視した並行する作業計画は根拠に基づく達成可能なものとはならない事を示唆したもの
- .6 MEPC 70/7/8(ICS他):委員会がIMOによる貢献度に基づく公平な配分を決定するロードマップを策定する事を提案したもの。策定作業では最初に三段階アプローチに沿った予定表の作成に重点が置かれる事になる。
- .7 MEPC 70/7/9(IAPH):最初にロードマップの作業の進展に関する予定表に重点を置いたロードマップの策定、及び従うべき指針を委員会が認める必要性に関して文書MEPC 70/7/8を裏付けとなるもの
- .8 MEPC 70/7/10(ICHCA):IMOに対し、最初に運航・燃料効率施策によって温室効果ガス排出量に対応してからオフセットを利用して残りの排出量に対応する事に重点を置くという航空業界でICAOが採択したアプローチを将来性のある方策として海運業界が倣う事ができるかどうか検討するよう奨励したもの
- .9 MEPC 70/7/11(CSC):問題に対し広く知られている加盟国の取り組みを実質討議の根拠として認めながらも、意欲レベルや緊急性に欠けているという認識を含め、一部の提出物から生じた懸念を表明したもの
- .10 MEPC 70/7/12(CLIA):文書MEPC 70/7/8を裏付ける内容で、CO₂データ収集システムの採択及び関連ガイドラインの最終決定を委員会の優先事項にすべきであり、その理由はこのような取り組みがIMOにとって海運に起因する温室効果ガス排出量削減に取り組むという義務を果たすのに根本的に必要なものである事を銘記したものの

- .11 MEPC 70/7/13(アンティグア・バーブーダ他):委員会に対し、海運における温室効果ガス排出量削減のための公平な配分・目標に関する予定表を含めた作業計画を策定するための専門の作業部会を設置し、時期が来たらその作業計画の実行を開始するための会合間作業を検討するよう要請したもの
- .12 MEPC 70/7/14(カナダ):国際海運に起因する温室効果ガス排出削減に関する戦略の中心要素としての定量的目標の設定を含め、海運業界が世界規模の取り組みに大きな排出削減で貢献できるようにするために IMO が講じる措置を定めたロードマップの策定を提案したもの

7.9 委員会は特に文書の導入時に指摘された下記のポイントについて銘記した。

- .1 独立した部門別目標には「共通だが差異ある責任(CBDR)」の原則が反映されないため、IMO の取り組みの焦点はエネルギー効率と代替燃料の取り込みに合わせるべきである。
- .2 委員会はステップ 3 について早まった判断をせずに三段階アプローチの情報を与えて支援するために行われる更なる取り組みに関する信頼できる比較可能なデータを必要としており、エネルギー効率に焦点を合わせた長期的措置のためのロードマップを作成する事も考えられる。
- .3 船舶からの温室効果ガス排出量に対処するためには更なる取り組みを行わなければならないが、船舶部門が独特な業界であるため、独自の戦略が必要になる事を考慮に入れる必要がある。
- .4 IMO はリーダーシップと大きな進展を示す必要があり、国際海運からの排出量の大幅な増大が予想されるという課題には三段階アプローチだけでは対応できない事を認識しなくてはならない。
- .5 IMO がパリ協定の締約国による共同努力の 2018 年実績評価に報告できるようにするためには、意欲的な作業計画が必要である。
- .6 他の部門と同様、海運業の「公平な配分」を定義付ける事が必要であり、海運費用が受ける何らかの悪影響がその定義付けの結果によるものではなく、採択された施策の結果となる。
- .7 船舶からの温室効果ガス排出削減に関する試験的取り組みは三段階アプローチと同時に行うべきで、データ分析段階の終了時にのみ最終判断を下す。
- .8 貢献度に基づく「公平な配分」を決定する際、海運は化石燃料に依存している事、並びに現在のところ明白な代替品がない事を認識すべきである。
- .9 需要増が予想される業界の場合、温室効果ガス排出量に上限を設定する事は難しいため、海運業界は 2020 年以降の「カーボンニュートラルな成長」に向けて航空業界が採択したアプローチについて検討すべきであり、そのため、新技術、運航面の施策、代替燃料に焦点を合わせるべきである。
- .10 検討される可能性のある各種の目標が考えられ、そうした目標については長期戦略

の一環として見直しを行うべきである。

7.10 また、委員会は国際交通フォーラムの 2016 年サミットでの運輸閣僚会議の成果に関する情報を提供した文書 MEPC 70/INF.2(事務局)についても銘記した。

7.11 提出物について検討する前に、委員会は、MEPC 69 において本議題項目で問題について徹底的に検討し、適切な方策を委員会に提言する作業部会を本会合で設置するという合意に至った事を想起した。その後の協議において、特に下記の意見が出された。

- .1 IMO は後発開発途上国(LDC)及び小島嶼開発途上国(SIDS)の懸念及び要求を認識した短期・中期・長期の戦略を策定すべきであり、取引効率及び持続可能性のあらゆる側面に重点を置いて、三段階アプローチと並行して取り組み、かつ、「船舶からの温室効果ガスの削減に関連のある IMO の方針・慣行」に関する決議 A.963(23)の更新を盛り込む可能性がある作業計画を利用すべきである。
- .2 IMO はUNFCCC へ実際の進捗状況を示す事ができるように2018年までの準備日程を定めた作業計画を策定・採択する管轄国際機関である。
- .3 緊急性と熱意がモットーであり、対策が必要であり、LDC と SID のニーズを認識すべきである。
- .4 国連(UN)の持続可能な開発目標(SDG)の目標 13 は、エネルギー効率を向上させる機構又は化石燃料補助金を実施する施策には開発途上国の特定のニーズを考慮しなければならず、貧しい地域に与える悪影響を最小化しなくてはならない事を認めている。
- .5 パリ協定は急速に批准され、2016年11月4日の施行がイノベーションの好機となると予想される。IMO がすでに活動している一方で、パリ協定によって加盟国の気候変動に対処する意欲が高まる事が予想される。海運に関する措置を講じる事ができない場合、期待を裏切る事になり、国際海洋部門には独自の特徴があるとはいえ、国際的な部門が措置を講じる事は可能性である事を ICAO が実証している。
- .6 IMO は他の国連機関の国際条約に基づく原則を採択すべきではなく、MEPC 57 で合意して文書 MEPC 70/7/8 のパラグラフ 16~19 に明示されている基本原則(MEPC 57/21, パラグラフ 4.73~4.77)は船舶からの温室効果ガス排出に対処するためのIMOの今後の取り組みに適用すべきである。
- .7 海運が「公平な配分」ではない事はパリ協定の締約国が宣言した自国で決定する貢献案で認識されており、IMO の取り組みは開発途上国に十分考慮して UNFCCC 及び京都議定書の基本理念に従って行われるべきである。
- .8 長期戦略の策定が船舶からの温室効果ガス排出に対処するためのより体系的で全体論的手法を実施する好機になると考えられる。具体的には、エネルギー効率技術及び代替燃料の検討、新規開発に対する意識向上、新技術導入の障壁への対応、GloMEEP や MTCC などの IMO の主要プロジェクトでの開発の認識などがある。
- .9 海運活動又は船舶の安全性に悪影響を与えるような措置がないようにする事によって大志と現実主義とのバランスを取る必要があり、規範的施策の適用には慎重な方法を取るべきである。

- .10 IMO はすでに措置を講じているが、更なる措置を講じる事への期待が高まっている。その1つがステップ3に導く措置であり、これについては支持を得ているが、建設的な方法で三段階アプローチを尊重して周知するような措置である事を条件としている。そのため、目標設定に関する決定は時期尚早ではありながらも、上記の暫定的取り組みには排出削減の機会・影響・費用の分析を含める事ができ、技術革新及び研究開発を奨励できると考えられる。
- .11 更なる施策に関する意思決定は分析済みデータを利用したデータ収集システムのステップ3に合わせて行うべきであるが、短期的・長期的措置及び投資を促すために温室効果ガス削減目標についての協議も開始すべきである。その協議において特定された措置は必ずしも規制的なものとは限らない。
- .12 一定期間のために設置された独立した部会などによって、少人数の代表団が全面的に参加できるような柔軟性のある包括的なアプローチが必要である。
- .13 京都議定書の第2条第2項で示されたIMOの権限が焦点を合わせているのは、国際海運に起因する温室効果ガスの排出量に対処する際の「機会均等と公平性」、並びに国際輸送に課す制限が、貿易の増大・持続可能な開発・市場距離の認識・食品安全性・経済に与える影響である。
- .14 気候変動の問題は進行しつつある問題であり、向上心を持ち、理想を追い求める事はよい事であるが、非現実的な理想は幻想である。
- .15 原則の適用に関して国連機関間における整合性を確保しながら、漸進的で効果的な対応が必要である。三段階アプローチを周知するためには科学的データ及び技術情報が必要であり、「公平な配分」アプローチを開発途上国と先進国に適用する方法に関して明確にする必要がある。新技術には財政支援が必要である。
- .16 差別化の概念はパリ協定によって体系的に作り上げられ、CBDR(共通だが差異ある責任)の原則とIMOの無差別の原則を調和させる方法は依然として課題である。
- .17 国際貿易の成長に起因する排出量のピークを特定する事は不可能であるため、海運の潜在的貢献度と自国で決定する貢献度の類似性には正当な根拠がない。「公平な配分」を発展させるための基本原則は実施されていないが、2012年～2018年における新たなIMOの温室効果ガス調査の準備を含め、成果を予断する事なく、三段階アプローチの周知を盛り込んだ作業計画において共通要素を促す事が可能である。
- .18 包括的でバランスのとれた検討を行うためにあらゆる提案を考慮に入れるべきである。
- .19 他の国際機関又は地域機関が温室効果ガス排出量に関する国際海運の「公平な配分」を決定するべきではない。
- .20 船舶からの温室効果ガス排出量に対処するのに最適な手法を特定したロードマップを作成すべきである。
- .21 文書MEPC 70/7/5の長期戦略に関する提案はIMOが明確なビジョンを伝えられる

ように作業及び期限のリストを明確化できるようにするために様々な観点の隔たりを埋めるものである。

- .22 海運は世界経済にとって必要不可欠なものであり、経済的影響は講じた施策に左右されるため、慎重に対処すべきである。従って、目標を定めた介入を行うまでのどの段階に位置するか正確に見極める必要がある。

7.12 アルゼンチン、クック諸島、スペインの代表団がこの点について発表した声明の全文は付録 22 に記載されている。

7.13 委員会は提出された書類及び表明された見解に多くの共通点がある事を銘記した。そして、取り組みをできるだけ包括的なものにし、特に SID が示す懸念を考慮に入れ、業界が掲げる理念を検討するための最適な方策を検討すべきである事に合意した。更に、作業部会での詳細な審議がこれらの課題に取り組む最善の方法となる事に合意した。

作業部会の設置

7.14 委員会は船舶からの温室効果ガス排出削減に関する作業部会を設置し、当該作業部会に対し、本会合及び MEPC 69 の全体会議で出された意見及び決定、本会合に提出された文書 (MEPC 70/7/3, MEPC 70/7/4, MEPC 70/7/5, MEPC 70/7/6, MEPC 70/7/7, MEPC 70/7/8, MEPC 70/7/9, MEPC 70/7/10, MEPC 70/7/11, MEPC 70/7/12, MEPC 70/7/13, MEPC 70/7/14), 前回会合から先送りされた文書 (MEPC 69/7/1, MEPC 69/7/2, MEPC 69/7/3, MEPC 69/7/4) を考慮に入れた上で、船舶からの温室効果ガス排出削減に関する問題を進展させる方法について検討して、適宜委員会に報告するよう指示した。

作業部会の報告

7.15 作業部会の報告書 (MEPC 70/WP.7) を検討した上で、委員会は当該報告書を概ね承認し、報告書のパラグラフ 2 に記載の国々に加えてバヌアツの代表団も作業部会に参加していた事を銘記した上で、下記に示す措置を講じた。

船舶からの温室効果ガス排出削減に関する包括的な IMO 戦略策定のためのロードマップ

7.16 クック諸島の代表団は、パラオ、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツの支持を得て、船舶からの温室効果ガス排出削減に関する包括的な IMO 戦略策定のためのロードマップ案の中に「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道 (SAMOA Pathway)」に沿った SID 及び LDC の特定ニーズの考慮についての明確な言及がない事について懸念を示した。その代わりとして、IMO の HLAB を考慮に入れて諸国に与える影響の考慮について言及されている (MEPC 70/WP.7, 付録 1)。また、この問題についてはすでに MEPC 68 で取り上げられていたため、作業部会で論じる必要はなかった事、IMO が加盟国の進捗状況及び一体感を確保するために特にこの件に関してより伝統的な取り組み方法を超える手法を検討している事を示す機会がなかった事、独立した部会を設置によってこの問題に関して IMO の重要視する国際社会に非常に公的なシグナルが出す事になっていたと考えられる事についても懸念を示した。ノルウェーの代表団はクック諸島の代表団の見解を支持する上で、文書 MEPC 70/7/5 が SID 及び LDC の懸念について検討する必要がある事、並びに HLAB への言及が他の国々の懸念を生む事を明確に示すものである事を銘記した。バハマの代表団は見出した妥協点を認識した上で、クック諸島の代表団に同意し、HLAB の戦略的指示 9 が「IMO は小島嶼開発途上国 (SIDS) 及び後発開発途上国 (LDC) の海運ニーズに特別な注意を払う事になる」事を明確に示している事を銘記した。

7.17 委員会は次の3点に関する作業部会の議長及び一部の代表団による解説を銘記した。ロードマップにおけるSID及びLDC、並びにその他の開発途上国への明確な言及について作業部会が広範な討議を行った事。上述の配慮はHLAPに言及する事によって黙示的に示された事。最終案は特殊なカテゴリの国をすべて含めているため作業部会内の合意の結果である事。

7.18 委員会は、MEPC 68 (MEPC 68/21, パラグラフ 4.18 及び 4.19)においてSID及びLDCの特殊なニーズを認識した事を想起し、その見解を再確認した。更に、委員会は会合間作業の方式に関する作業部会の協議についてのクック諸島の代表団らの意見が作業部会の報告書 (MEPC 70/WP.7) のパラグラフ 20 に反映されている事を銘記し、テーマを更に詳細に取り扱う可能性がある事を確認し、代表団に対し検討すべき提案を提出するよう要請した。

7.19 結論として、委員会は、付録 11 に記載の通り、「船舶からの温室効果ガス排出削減に関する包括的なIMO 戦略策定のためのロードマップ」を承認した。

船舶からの温室効果ガス排出削減に関する会期間作業部会

7.20 委員会は、MEPC 71 の暫定日程 (2017 年 5 月 8 日～12 日) と重なる 2017 年 5 月 8 日～18 日にドイツのボンにおいて UNFCCC が審議を行う予定である事 (SBSTA 第 46 回会合を含む国連気候変動会議) を銘記した上で、MEPC 71 の最終的な日程決定の際にはこの事を考慮に入れるべきである事 (パラグラフ 15.27 を参照) に合意した。

7.21 委員会は、理事会第 117 回会合 (C 117) による承認を条件として、船舶からの温室効果ガス排出削減に関する会合間作業部会を設置し、下記の事項を付託する事に合意した。

「船舶からの温室効果ガス排出削減に関する会期間作業部会は、MEPC 70 で承認された「船舶からの温室効果ガス排出削減に関する包括的な IMO 戦略策定のためのロードマップ」 (MEPC 70/18/Add.1, 付録 12) の実施を視野に入れて、提出された文書を考慮に入れた上で、下記の対応を取るよう指示された。

1. 船舶からの温室効果ガス排出削減の問題を進展させる方法について検討し、適宜委員会に報告する事
2. MEPC 71 で検討できるように報告書を提出する事

7.22 委員会は MEPC 71 の前に会合を行う予定となっている本会合間作業部会の設置によって委員会がロードマップの実施に関する作業を速やかに開始できるようになる事を認めた。来る UNFCCC の会合 (パラグラフ 7.20 を参照) について、及び MEPC 71 でも続けて上述の会期間作業部会を設置する意図について考慮に入れた上で、委員会は次回会合の最終的な日程決定 (パラグラフ 15.27 を参照) の際にはこの事を考慮すべきである事に合意した。更に、委員会は 2017 年秋に更なる会期間作業部会を開催すべきである事に合意し、そのため、C 117 に対し 2017 年に 2 つの会期間作業部会の開催を承認するよう要請した。

7.23 作業部会の提言を受けて、委員会は C 117 に対し、船舶からの温室効果ガス排出削減に関する更なる会期間会合を原則として今期 2 年間及び次期 2 年間に開催する事を承認するよう求めた。委員会は、本トピックの緊急性、重要性、複雑性を理由に、今後何年かの間に重要な会合間作業が必要となる事を認識した上で、ロードマップ実施期間の複数年において更なる会期間会合の承認が必要となる可能性がある事についても銘記した。

8 特別海域 (SA) と特別敏感海域 (PSSA) の指定及び保護

ジョマード水道の PSSA 指定

8.1 委員会はパプアニューギニアのミルン湾州南東に位置するルイジアド諸島の一部であるジョマード水道周辺地域を特別敏感海域(PSSA)として指定する事を提案した文書 MEPC 70/8(パプアニューギニア)について検討した。この地域は、生態学的、環境的、経済学的、文化的特性がジョマード水道を通過する商船によって深刻に脅かされている場所である。委員会は、この提案には、関連保護手段(APM)として MSC 94 で採択されて 2015 年 1 月 1 日に施行された新設経路指定システム(4 つの双方向航路及び 1 つの警戒水域)が含まれている事を銘記した。

8.2 委員会は、提案された PSSA の目的がその地域に固有の絶滅危惧種を保護する事のほか、ジョマード水道を利用する船舶交通量増大の予測を考慮した上で、危機に瀕した生息地及び多様性を実行可能な限り保存する事である事も銘記した。リスク評価から、APM によって衝突頻度を 50%低減できる事がわかっている。APM は敏感な珊瑚礁海域への物理的損傷及び座礁を原因とする海洋汚染のリスクも低減する。APM の実施によって高まりつつあるリスクに対処する事に加え、PSSA の指定は地域の感性や関連する航行リスクに対する地域社会と船員の意識を向上させるために必要と考えられる。

8.3 その後の協議において、多くの代表団は上記提案の支持を表明し、その提案を PSSA に関する技術部会に転送して見直しを求める事を提言した。

PSSA に関する技術部会の設置

8.4 その後、委員会は PSSA に関する技術部会を設置し、当該部会に対し、ジョマード水道を PSSA に指定するというパプアニューギニアの提案(MEPC 70/8)の見直しを行うよう指示した。その目的は、「特別敏感海域の特定及び指定に関するガイドライン改訂版(PSSA ガイドライン改訂版)」(決議 A.982(24) (決議 MEPC.267(68)による改正に従う))の規定に適合しているかどうか、並びに「IMO への PSSA 提案の提出に関するガイダンス文書」(MEPC.1/Circ.510)で義務付けられている全情報が提供されているかどうかを評価する事であった。更に、委員会に適宜措置について報告するよう指示した。

技術部会の報告

8.5 技術部会の報告書(MEPC 70/WP.9)を検討した上で、委員会はそれを概ね承認し、下記の対応を取った。

- .1 パプアニューギニアの提案(MEPC 70/8)が、文書 MEPC 70/WP.9 の付録 1 に詳説されている通り、「PSSA ガイドライン改訂版」の要件を満たす事を銘記した。
- .2 付録 12 に記載の通り、「ジョマード水道の特別敏感海域指定」に関する決議 MEPC.283 (70)を採択した。

特別海域と PSSA の有効性の評価

8.6 委員会は特別海域と PSSA の状況及び有効性の評価を定期的に行うための要件を導入する事を提案した文書 MEPC 70/8/1(ロシア)について検討した。委員会は、本文書が MARPOL 条約に基づく特別海域及び/又は PSSA の指定を正当化するための環境的・社会的・経済的基準の範囲について、並びに指定された海域がどの程度そのような基準に与える影響の低減に役立っているかを評価する必要性について論じたものである事を銘記した。

8.7 委員会は、既存の PSSA の評価、中でも特に APM の有効性に関して、MEPC 65 において、加盟国政府に対し、必要な調査が行われるようにするために、PSSA ガイドライン改訂版のパラグラフ 8.4 に従って評価を提出する事、あるいは APM に対する懸念を IMO に提示する事が要請されていた事を銘記した (MEPC 65/22, パラグラフ 9.7)。現在までに特定の評価を受領していない事も銘記された。

8.8 特別海域に関して、委員会は、評価手順を「MARPOL 条約に基づく特別海域の指定に関する 2013 年ガイドライン」(決議 A.1087(28)) に盛り込む事が可能であったにも関わらず、当該海域が指定された後にその有効性を評価する要件がない事を銘記した。

8.9 その後の協議の中で、委員会は次の内容を銘記した。

1. 多くの代表団が文書 MEPC 70/8/1 で示された見解を支持し、特別海域及び PSSA 内の現行の施策の有効性を評価するためには定期的な見直しが必要である事に合意した。PSSA の見直しは特に世界遺産に登録されている PSSA において世界遺産の見直しプロセスを利用して実施する事が可能であり、他の国連機関が興味を示す可能性がある。関連ガイドライン及び MARPOL の附属書に対する改正を行う事が必要になる事を認識した上で、この作業を開始するためには新たなアウトプットが必要となる事を銘記した。
2. 他の複数の代表団は、PSSA ガイドライン改訂版には評価の結果として PSSA 内での追加施策又は施策の変更に対する懸念又は提案を委員会に知らせよう加盟国政府に奨励する十分な言及はあるという見解を示していたが、特別海域又は PSSA の有効性又は効率性を評価するために、強制的又は定期的な見直しを導入する必要があるとは考えていなかった。また、上記代表団は、各海域には様々な社会経済的特徴を持つ独自の生態系が含まれている事、並びに任意の時間枠に基づく見直しは科学的に無効となり得る事を銘記した。
3. 一部の代表団は、委員会が上記の特異的の海域に対応するための一般的に適用可能なガイドラインを採択できる方法を理解する事は難しい事に気付いたため、追加として、この事によって当該見直しを実施する上で主管庁に不必要な負担がかかる場合がある事について銘記した。

8.10 協議を受けて、委員会は下記の対応を取った。

1. 文書 MEPC 70/8/1 においてロシアが行った提案について銘記した。
2. PSSA を有する加盟国政府に対し、PSSA ガイドライン改訂版のパラグラフ 4 に従い、特に海運に起因する脅威のレベルが変更になった場合に、必要な調整が行われるようにするため、APM 又は PSSA に対する追加的な施策又は変更に関する懸念及び提案を IMO に知らせる事が義務付けられている事を思い出させた。
3. 現時点では MARPOL 条約に基づく特別海域の有効性に関する評価が含まれていない「MARPOL 条約に基づく特別海域の指定に関する 2013 年ガイドライン」を改正する事を希望する関係加盟国政府に対し、委員会ガイドラインに従って、次回会合に新たなアウトプットに関する提案を提出するよう要請した。

9 汚染防止及び対応

PPR 3 の成果

9.1 委員会は、MEPC 69 において、汚染防止及び対応小委員会(PPR)の作業計画に関して PPR 第 3 回会合(PPR 3)で出された緊急事項について検討した上で、当該会合に関する報告書(MEPC 69/21)の paragraph 19.8, 19.9, 19.19.2 に記録されている通り、措置が講じられた事を想起した。

9.2 PPR 3 の他の成果(MEPC 70/9)について検討した上で、委員会は PPR 3 の報告書(PPR 3/22 及び PPR 3/22/Add.1)について概ね承認し、下記に示す対応を取った。

9.3 委員会は文書 MEPC 70/9 の paragraph 3 に記載の通り、要請された対応のうち、下記について銘記した。

- 1 「酸素依存型重合防止剤を必要とする製品に関する保護証明書の例」についての MSC-MEPC 回章案に関するポイント 1 を議題項目 2 で取り扱った(paragraph 2.4 を参照)。
- 2 船舶による大気汚染に関するポイント 6, 8, 9, 12 を、意見を提示した文書 MEPC 70/9/2, MEPC 70/9/3, MEPC 70/9/4 と併せて、議題項目 5 で取り扱った(paragraph 5.2~5.17 を参照)。
- 3 PPR の作業計画に関するポイント 7 及び 13 を、意見を提示した文書 MEPC 70/9/1 と併せて、議題項目 15 で取り扱った(paragraph 15.13~15.15 及び 15.17 を参照)。

液体物質の分類

製品の評価

9.4 委員会は製品の評価内容、並びにすべての国で有効で、期限を定めずに「MARPOL 条約附属書 II 及び IBC コードに基づく液体物質の暫定分類」に関する MEPC.2/Circ.21 のリスト 1, 2, 3 にそれらの各製品を記載する事を承認した。

新たなバイオ燃料の追加

9.5 委員会は MEPC.2/Circ.21 の付録 11 に記載の認定バイオ燃料のリストに 4 つの新たなバイオ燃料を追加する事を承認した。

清浄添加剤の評価

9.6 委員会は清浄添加剤の評価内容、並びに MEPC.2/Circ.21 及び MEPC.2/Circ.22(2016 年 12 月に発行予定)にそれらを記載する事を承認した。

油汚染マニュアルのセクション II—緊急時対応計画

9.7 委員会は、文書 PPR 3/22/Add.1 の付録 5 に記載の通り、「油汚染マニュアル—緊急時対応計画」のセクション II を承認し、事務局に対し最終的な編集の実施及び IMO 出版サービスを通じてのマニュアルのセクション II の発行を要請した。

氷状及び雪状での油濁に関するガイド

9.8 委員会は、文書 PPR 3/22/Add.1 の付録 6 に記載の通り、「氷状及び雪状での油濁に関するガイド」を承認し、事務局に対し最終的な編集の実施及び IMO 出版サービスを通じてのガイドの発行を要請した。

10 小委員会からの報告

III 2 で出されたその他の事項

10.1 委員会は、MEPC 69 において、III 2 が作成した「ISM コードに関する外国船舶監督官向けガイドライン」に関する MSC-MEPC.4 回章案の更なる検討について、その作成時に HTW 小委員会のデータが考慮されていなかった事を銘記した上で、本会合に先送りされた事、並びにガイドラインの承認を視野に入れて委員会が情報に基づく決定を下せるように、事務局に対し HTW) の関連成果を MEPC 70 に提出する事が要請された事を想起した。委員会は MSC 96 においてその決定に対する同意が得られた事を銘記した。

10.2 委員会は本事項に関する HTW 2 と III 2 の成果及びこれら 2 つの小委員会が講じた措置を記載した文書 MEPC 70/10(事務局)について検討した。

10.3 協議を受けて、委員会は、MSC 97 による同時承認のため、III 2 が作成した通り、「ISM コードに関する外国船舶監督官向けガイドライン」に関する MSC-MEPC.4 回章案(III 2/16, 付録 5)を承認した。

SDC 3 の成果

10.4 委員会は、SDC 3 において、機関室のために設置する水密閉鎖装置付き換気装置の取り扱いに関する MARPOL 条約附属書 I の規制 27 及び 28 に対する統一解釈案、並びに関連する MEPC 回章案(SDC 3/21, 付録 18)について検討及び合意がなされた事を銘記した。

10.5 委員会は、満載喫水線条約、2008 年 ISM コード、国際穀物コード、SOLAS 条約第 II-1 章、IBC コード、IGC コードに関して同一の解釈が MSC 96 によって承認された事(MSC 96/24, セクション 11)も銘記し、議題項目 2 で MSC 96 の成果についての検討の際にすでに IBC コードに対する関連統一解釈も同時に承認されていた事(パラグラフ 2.3 を参照)を想起した。

10.6 その結果として、委員会は、付録 13 に記載のとおり、MARPOL 条約附属書 I の規則 27 及び 28 の統一解釈を承認し、事務局に対しその解釈を MEPC.1/Circ.867 として発行するよう要請した。

III 3 の成果

10.7 委員会は、IMO 規則実施小委員会(III)の第 3 回会合(III 3)の報告書(III 3/14 及び MEPC 70/10/2)を概ね承認し、下記に示す対応を取った。

受入港湾施設の提供者及び利用者に対する総合ガイダンス

10.8 委員会は、本件が MARPOL 条約附属書 V の改正に関連して議題項目 3 で取り上げられていた事(パラグラフ 3.8~3.11 を参照)を想起した。

災害分析・統計

10.9 委員会は災害調査報告書の質についての所見を含め、「災害の分析及び統計」に関する文書 III.3/Circ.4 の発行について銘記した。

ポートステートコントロールに関するガイドラインの作成方法

10.10 委員会は、III が提案したポートステートコントロール(PSC)に関するガイドラインの策定方法、つまり、PSC に関するガイドライン統合版の範囲に該当する新規ガイドライン及びその改正の策定を継続的に III が実行すべきである事を銘記した上で、MSC97 による同時決定を条件として、この策定方法を承認した。この点に関して、委員会は「MARPOL 条約附属書 VI 改訂版に基づくポートステートコントロールに関する 2009 年ガイドライン」(決議 MEPC.181(59))について以前の決定を想起した(パラグラフ 5.18~5.20 を参照)。

統合監査サマリーレポートの分析結果

反復的所見がある分野

10.11 委員会は、MSC97 による同時決定を条件として、旗国の検査官、権限移譲、初期対応・法制、実施、施行という 5 つの特定分野を承認した。これらの分野においては、IMO 義務要件(特に「IMO 義務要件の実施に関するコード」)の実施及び施行において反復的に有効性が失われている事がわかった(III 3/14, パラグラフ 7.19.1)。

非準拠の数の増大の判明

10.12 委員会は義務要件の特定の規定に違反して記録された非準拠の課すの増大が判明したことについて銘記した。その特定の規定とは、SOLAS 1974(第 1 条及び第 3 条、並びに規則 I/6, V/7, XI-1/1), MARPOL 条約(第 1 条, 第 8 条, 第 11 条, 第 12 条, 附属書 I の規則 39, 附属書 II の規則 18, 付属書 VI の燃料油供給業者登録簿), STCW 1978(第 I 条, 第 IV 条, 第 VIII 条, 規則 I/8), 1966 年満載喫水線条約(第 1 条, 第 6 条, 第 26 条), 1996 年船舶のトン数測度に関する国際条約(第 15 条)の事である。上記不適合から関連要件の効果的な実施が行われていない事がわかる(III 3/14, パラグラフ 7.19.2)。

根本的原因の分野

10.13 委員会は反復的な監査所見の主要分野に関して特定した根本的原因の四大分野について銘記した。その 4 つとは、法制、方針・手順、管理、実施で、これらが関連要件の効果的な実施が行われていない要因となっている(III 3/14, パラグラフ 7.21)。

技術支援が不足している特定分野

10.14 委員会は加盟国に対する追加的技術支援が不足している特定分野、即ち、法制、方針・手順、管理、実施について銘記し、それを技術協力委員会に転送して検討を求める事に合意した(III 3/14, パラグラフ 7.27 及び付録 2)。

関連 IMO 規則の特定要件

10.15 委員会は、確認された関連 IMO 規則の特定要件について MSC 97 による同時決定を条件として、実施の適切性及び有効性という観点で見直しを行うべきであるという合意に関して III 3 から

受けた要請を検討した(III 3/14, パラグラフ 7.28 及び付録 3)。

10.16 この点に関して、責任に基づく規則の中でこれは MARPOL 条約第 11 条にのみ関係するものである事を銘記した上で、委員会は、MEPC 69 において議題項目「環境関連 IMO 規則における管理上の負担削減のための勧告の分析」で第 11 条の特定要件についてすでに検討されており、MEPC 69 の報告書(MEPC 69/21)のセクション 17 に記載の通りの対応を取った事を想起した。

10.17 これに関連して、委員会は、C 116 において MSC 及び MEPC が第 10 回統合監査サマリーレポートを検討して、時期が来たら、特に監査所見で言及された IMO 規則の規定の適切性及び有効性に関する検討結果について理事会に報告するよう要請された事を想起した(「IMO 加盟国監査スキームの枠組み及び手順」(決議 A.1067(28)のパラグラフ 5.2.4) (C 116/D, パラグラフ 6.3) (パラグラフ 2.5 を参照)。上記枠組みのパラグラフ 5.2.4 に従い、監査によって、適宜、学んだ教訓が体系的に伝えられ、法令の有効性及び適切性について IMO が更に検討できるようにする。

10.18 連結監査サマリーレポートの精査方法について協議し、上述の理事会の枠組みを考慮に入れた上で、委員会は理事会の枠組みに沿って方法の見直しを行って、委員会で検討できるような提案をする事を III に要請した。また、この決定に留意する事を MSC に要請した。

UNSP バージに対する MARPOL 検査・認証の免除

10.19 委員会は無人非自航式(UNSP)バージに対する MARPOL 条約に基づく検査・認証要件の免除に関して III 3 で実現した進展、並びに本件について III 4 において更に検討する予定である事を銘記した(III 3/14, パラグラフ 8.25)。

検査ガイドラインに対する極海コード関連の改正

10.20 委員会は、「検査及び証明に関する調和システムに基づく 2015 年検査ガイドライン(検査ガイドライン)」(決議 A.1104(29))に対する極海コード関連の改正案(III 3/14, パラグラフ 8.27)について検討し、III が第 30 回総会(A 30)において採択を目指して検討予定の検査ガイドライン改正に関する総会決議案に当該改正を盛り込む予定である事を考慮に入れた上で、MSC 97 による同時承認を条件として、III 3 報告書に記載の通り、「極海域を航行する船舶を対処とする検査及び証明に関する調和システムに基づく 2015 年検査ガイドラインの改正」に関する MSC-MEPC.5 回章案を承認した(III 3/14, 付録 4 及び 5)。

条約証書の有効期限に関する統一解釈

10.21 委員会は、MSC 97 による同時承認を条件として、「条約証書の有効期限に関する統一解釈」に関する MSC-MEPC.5 回章案を承認した(III 3/14, パラグラフ 8.28 及び付録 6)。

A 30 への報告

10.22 委員会は、III に対し、MSC 97 による同時承認を条件として、総会決議案の採択を必要とする事項に関する取り組み成果について A 30 に直接報告する権限を付与した(III 3/14, パラグラフ 11.7)。

船内に備え置く事が義務付けられている証明書及び文書のリスト

10.23 委員会は、2010 年 HNS 条約に基づく保険証書が、当該条約がまだ施行されていないために「船内に備え置く事が義務付けられている証明書及び文書のリスト」

(FAL.2/Circ.127-MEPC.1/Circ.817-MS.C.1/Circ.1462)の改訂案に盛り込まれていない事を銘記した上で、MSC 97, FAL 41, LEG 104 による同時承認を条件として、「船内に備え置く事が義務付けられている証明書及び文書のリスト」に関する FAL.2-MEPC.1-MS.C.1-LEG.1 合同回章案を承認した。当該回章案は FAL, MSC, MEPC, LEG の合同回章として FAL.2/Circ.127-MEPC.1/Circ.817-MS.C.1/Circ.1462 から置き換わるものとなる(III 3/14, パラグラフ 13.9 及び付録 9)。

11 海洋環境保全のための技術協力

11.1 委員会は総合技術協力計画(ITCP)及び外部資金調達による大型プロジェクトに基づいて2016年1月16日～7月22日に実施された海洋環境保護に関連するIMOの技術協力活動に関して文書 MEPC 70/11(事務局)に記載の情報を銘記した。委員会は、とりわけ、上記の活動の目的が、ロンドン議定書も含めて、関連IMO条約(AFS, BWM, MARPOL, OPRC, OPRC-HNS, シップリサイクル条約)の規定を加盟国が実施できるよう支援する事にある事、並びにいくつかの地域機関(BSC, CPPS, PEMSEA, PERSGA, RAC-REMPEITC-Caribe, REMPEC, ROPME, SACEP, SPREP など)が事務局と提携関係を結び、上記の活動の実施に寄与している事について銘記した。

11.2 委員会は、見直し期間中、主に外部から資金提供を受けて海洋環境部の直接監督下で実施される多数の大型プロジェクトの実施に著しい進展が見られた事について感謝の意を込めて銘記した。

11.3 更に、委員会は「船舶からの汚染防止及び緊急時の地中海の汚染対策への協力に関するバルセロナ条約の議定書」の実施に関連して、REMPEC の支援を受けて報告期間に実施された追加的活動に関する文書 MEPC 70/11/1(事務局)に記載の情報についても銘記した。

11.4 また、委員会は、バラスト水のサンプリング・分析に焦点を合わせて、2015年12月9日～11日にチリのバルパライソで開催された「BWM 条約の順守監視及び実施に関する講座」について報告した文書 MEPC 70/INF.19(チリ)を銘記した。

11.5 委員会は、2017年9月25日～26日にシンガポールで「未来志向型海運に関するIMOシンガポール会議(FRS-2017)」を共同開催するというシンガポール代表団が提示した情報について銘記した。2016年11月14日～15日にクロアチアのザグレブで開催予定の「バラスト水管理に関する国際会議」に関してクロアチア代表団が提示した情報についても銘記した。

11.6 複数の代表団がGEF-UNDP-IMO GloMEEPプロジェクトに対し謝意を表明し、IMOに対し、現行プロジェクトのフォローアップ段階を進めながら2018年6月まで現行プロジェクトを延長する事、並びに地理的範囲を広げる事を要請した。ジョージア代表団は事務局に対し、上記のフォローアップ段階にデータ収集及び燃料消費量報告に関連するキャパシティ・ビルディング活動を含める事を検討するよう要請した。クック諸島の代表団は、プロジェクトがロイズレジスターの「2016年船舶効率への顕著な貢献賞」にノミネートされた事を銘記し、プロジェクトチームとIMOの功績を称えた。

11.7 GEF-UNDP-IMO GloBallast 提携プロジェクトが2017年6月で終了する予定である事を銘記した上で、委員会は事務局に対し、ドナー候補との協議を行う事を勧めた。その目的はGloBallast プロジェクトの重要成果及びアウトプットの一部を持続できるような資金調達の可能性を探る事であり、この分野における技術支援の必要性は高まる事が予想されるためである。インドの代表団は事務局に対し、これを2018年～2019年の2年間に割り当てられた技術協力基金の優先分野とみなす事を勧めた。

11.8 委員会は、IMO-Norad プロジェクトが 2016 年末までに成功裏に完了する予定である事についても銘記した。インドネシア、マレーシア、フィリピンの代表団はプロジェクトに謝意を表明し、プロジェクトが重点を置く条約の一部への加盟が増加し、IMO への PSSA 提案の提出に向けた準備作業が進んだという実質的な恩恵を強調した。

11.9 委員会は技術協力活動の実施面において広域カリブ圏で RAC-REMPEITC が果たす重要な役割に関してアンティグア・バーブーダの代表団が提示した情報について銘記した。

11.10 複数の代表団が大型技術協力プロジェクトで適用された技術協力介入モデル及びプログラムのアプローチに対し謝意を表明し、事務局に対しそのようなプロジェクトに基づく介入を増やす機会を継続して探るよう要請した。

11.11 上述の paragraph で提起された問題に関する詳細情報は、付録 22 に記載の通り、ジョージア、インド、インドネシアの代表団が行った発言でも確認できる。

11.12 総括として、委員長は、ITCP を構成するプログラムが内部資金や外部ドナーの寄付によって必要な資金を確保できる場合のみ実施できる事を想起した。また、委員長は ITCP 及び主要プロジェクトへの金銭及び現物の出資すべてに対する謝意を表明した。更に、プログラム実施の成功を実現できるようにするため、IMO の技術協力活動に対する支援の継続、かつ、できれば支援の強化を加盟国及び国際機関に呼び掛けた。

12 新規則実施のためのキャパシティ・ビルディング

12.1 委員会は、MEPC 69 (MEPC 69/21, paragraph 16.3) において、副議長に対し、議長と相談の上、事務局の補佐を受けて、義務要件の改正及び当該会合で承認された新規施策案に関連する新アウトプットに関連するキャパシティ・ビルディングの影響又は技術支援の必要性についての予備評価を MEPC 70 に提出する事が要請されていた事を想起した。

12.2 委員会は、上記で言及された予備評価の成果を示した文書 MEPC 70/12 (副議長) を検討した上で、全体として義務要件の改正に関する文書の付録 2 の項目にはキャパシティ・ビルディングの影響はないと判明していた事について銘記した。しかしながら、IMO による加盟国への技術協力・支援を通じて実施可能な国内法令の改訂に関連する技術支援は必要である事が明確になった。

12.3 委員会は、船舶燃料油消費量のデータ収集システムに関連する MARPOL 条約附属書 VI の改正案の実施に関するキャパシティ・ビルディング施策の評価について、特に、システムの適用によって経験が得られた後にキャパシティ・ビルディングの影響を再考すべきであるという勧告について検討した上で、下記に示す対応を取った。

1. 項目 3.2.2 (新規設備及び/又はシステムの要件) 及び項目 3.2.4 (追加の人材又は新規技能) の評価 (MEPC 70/12, 付録 2) を「場合によっては関連あり」から「関連あり」に変更した。
2. 2018 年に上記 2 つの項目の評価を再考する事に合意した。
3. MARPOL 条約附属書 VI の要件の実施について加盟国を支援するための進行中のプロジェクトについての情報を MEPC 71 に提出する事を事務局に要請した。
4. 船舶燃料油消費量のデータ収集システムの実施について、特に国内法制の草案作

成に関して加盟国に対する支援が必要となる可能性について銘記する事を TCC 67 に要請した。

12.4 MARPOL 条約附属書 V の改正案 (MEPC 70/12, 付録 2, セクション 2) のキャパシティ・ビルディングの影響の評価に関して, 委員会は, 加盟国が適切な HME 残留物の港湾受入施設を利用できるようにする必要性に関するインターカーゴのオブザーバーによる発言について銘記した。

12.5 委員会はアドホック・キャパシティ・ビルディング必要性評価部会 (ACAG) を設置する必要がない事に合意した上で, 副議長に対し, 議長と相談の上, 事務局の補佐を受けて, 義務要件の改正及び本会合で承認される新規対策案に関する新たなアウトプットに関連するキャパシティ・ビルディングの影響又は技術支援の必要性についての予備評価を MEPC 71 に提出する事を要請した。

13 管理上の負担削減のための勧告の分析及び検討

13.1 委員会は, MEPC 69 において, 環境関連の IMO 規則における管理上の負担軽減に関する事務局の分析 (MEPC 69/17) が検討された上で, 管理上の負担として特定される各報告義務に対する勧告が承認されていた事を想起した。

13.2 更に, 委員会は, MEPC 69 において, 加盟国及び国際機関に対し他の報告義務による認識されている管理上の負担に対処する最善の方法についての更なる意見及び提案を本会合に提出する事が要請されていた事 (MEPC 69/17, 付録), 並びに提案が一切提出されなかった場合, この項目に関する作業を終了したものとみなす事についても想起した。

13.3 委員会は, 「汚染防止装置」に関しては防汚システムを対象に含める事を目的として, 「受入港湾施設」に関しては加盟国が自己管理できるようにする事を目的として GISIS モジュールを拡張する事 (MEPC 69/21, パラグラフ 17.3.2) に関して, 事務局が各 GISIS モジュールの更新に現在取り組んでいるところである事, 並びにこの作業が完了したら, 上述のモジュールの新機能の詳細を添えた回章を発行する予定である事を銘記した。

13.4 委員会は, 本事項に関する更なる提案が本会合に提出されていない事を銘記した上で, このアウトプットに基づく作業が完了したという合意に達し, その結果として, 委員会の二年議題から削除した。

14 委員会のガイドラインの適用

委員会の手続規則の改訂

14.1 委員会は, C 116 において, 委員会 (その延長上で小委員会) の手続規則における任期を調整する事, 「議長」及び「副議長」の合計任期を 5 年に限定する事, 委員会の手続規則に新たに性的中立語の「Chair (議長)」の使用を定める事が合意された旨を銘記し, それに応じて, 理事会及び関連委員会に対し手続規則を修正するよう要請した。委員会は, MSC 及び MEPC の議長が理事会の要請を検討した上で, 同規則を両委員会に適用できるようにするため, 結果的に 2 つの委員会の手続規則の改訂及び調整を行う事に合意した事も銘記した。

14.2 この関連で, 委員会は, 事務局と協議して議長が作成した文書 MEPC 70/14/1 及び文書 MEPC 70/INF.10 (MSC 及び MEPC の議長) に記載の通り, 手続規則改訂案について検討した。

14.3 その後行われた短時間の話し合いの中で, 委員会は下記の説明について銘記した。

- .1 臨時会合を招集するための必要加盟国数(手続規則改正案の規則 3)及び会合の定足数(規則 34)は、このような機構がこれまで発動された事がないため、委員会の過度な手続き上の負担を低減するために意図的に少ないままになっていた。
- .2 規則 14.3 に記載の通り、加盟国が各会合の暫定議題の項目を提案できる可能性は、IMO 条約に基づき、締約国となっている条約に関して提案するという加盟国の権利を反映したものである。

14.4 結論として、委員会は、付録 14 に記載の通り、「MEPC 手続規則」の改正版を承認した。

14.5 この関連で、委員会は MSC 97 において MSC 自体の同様の手続規則改正版(MSC 97/18/1 及び MSC 97/INF.5)が検討される予定であることを銘記した。

委員会ガイドラインの改正

14.6 委員会は、A29 において、特に「IMO 戦略的計画及びハイレベル行動計画の適用」に関する決議 A.1099(29)が採択され事を銘記した。この決議によって、理事会及び各委員会は 2016 年～2017 年の 2 年間に組織及び業務方法に関するガイドラインについて、適宜決議を考慮しながら見直し及び改正を行うよう要請された。

14.7 更に、委員会は、MEPC 69 において、委員会ガイドラインの改正案が MSC 96 で検討される予定である事が銘記された上で、当該ガイドライン改正案(MEPC 69/18)の検討が本事項に関する MSC 96 の成果を得られる MEPC 70 に先送りされた事を想起した。この関連で、委員会は、MSC 96 において、MEPC 70 による同時承認を視野に入れて、委員会ガイドライン改正案(MSC 96/25/Add.1, 付録 24)が承認されていた事を銘記した。

14.8 委員会は、MSC 96 が承認した委員会ガイドライン改正案を検討し、手続規則改正版において性的中立語を使用するという合意(パラグラフ 14.1～14.4 を参照)に従い、同様の内容を委員会ガイドラインにも適用すべきである事、即ち、「Chairman(議長)」と「Vice-Chairman(副議長)」を「Chair」と「Vice-Chair」に置き換える事に合意した。

14.9 結論として、委員会は「海上安全委員会及び海洋環境保護委員会、並びにそれぞれの補助機関の組織及び業務方法」に関する MSC-MEPC.1 回章案(MSC 96/25/Add.1, 付録 24)について、上記パラグラフ 14.8 に記述した変更を条件とし、MSC 97 による同時承認を目的として承認した。

15 委員会及び小委員会の作業計画

新たなアウトプットに関する提言

15.1 委員会は「委員会ガイドライン」(MSC-MEPC.1/Circ.4/Rev.4)及び「IMO 戦略的計画及びハイレベル行動計画の適用」(決議 A.1099(29))の規定を考慮に入れて新たなアウトプットに関する提案の評価を行った。この関連で、委員会は、A29 において、受理されたアウトプットに関する通常の作業を委員会の次期二年議題に入れる事が決議 A.1099(29)の中で指示されていた事について特に銘記した。

タンカーに義務付けられる復原性計算機に関する承認文書

15.2 委員会は、MARPOL 条約附属書 I の規則 28.6, IBC コードのセクション 2.2.6, BCH コードのセクション 2.2.1.2 に基づいてタンカーに義務付けられる復原性計算機に関する承認文書の標準フォーマットを策定するための新たなアウトプットを提案した文書 MEPC 70/15(インド)について検討した。

15.3 主管庁及び認定機関が現在発行している復原性計算機の承認証書が十分なものであり、そのため、標準フォーマットの必要性がないという複数の代表団の見解を検討した上で、委員会は上記提案を承認しなかった。

浮遊式生産貯蔵出荷設備(FPSO)、浮体式貯蔵設備(FSU)に対する MARPOL 条約改正附属書 I の要件適用に関するガイドラインの更新

15.4 委員会は「浮遊式生産貯蔵出荷設備(FPSO)及び浮体式貯蔵設備(FSU)に対する MARPOL 条約改正附属書 I の要件適用に関するガイドライン」(決議 MEPC.139(53)(改正に従う))を更新するための新たなアウトプットを提案した文書 MEPC 70/15/1(米国)について検討した。

15.5 議長の予備評価(MEPC 70/WP.4)を考慮に入れて当該提案について協議した上で、委員会は「浮遊式生産貯蔵出荷設備(FPSO)、浮体式貯蔵設備(FSU)に対する MARPOL 条約改正附属書 I の要件適用に関するガイドライン改訂版」に関する新たなアウトプットを委員会の次期二年議題に入れて、PPR を関連機関に指定し、作業完了までに会合を 2 回行う必要がある事に合意した。

OPRC 条約及び OPRC-HNS 議定書を実施するための実用的な方法に関する指針

15.6 委員会は OPRC 条約及び OPRC-HNS 議定書を実施するための実用的な方法に関する指針を策定するための新たなアウトプットを提案した文書 MEPC 70/15/2(ノルウェー)について検討した。

15.7 委員長の予備評価(MEPC 70/WP.4)を考慮に入れて当該提案について協議した上で、委員会は「OPRC 条約及び OPRC-HNS 議定書を実施するための実用的な方法に関する指針」に関する新たなアウトプットを委員会の次期 2 年間議題に入れて、PPR を関連機関に指定し、作業完了までに会合を 2 回行う必要がある事に合意した。

MARPOL 条約附属書 VI の規則 14 の改正

15.8 委員会は燃料油サンプルを採取する専用採取地点を要求する MARPOL 条約附属書 VI の規則 14 の改正に関する新たなアウトプットを提案した文書 MEPC 70/15/3(ノルウェー)について検討した。

15.9 ICS のオブザーバーは、サンプリング又は検証は安全かつ実際的で一貫した方法で実施すべきであり、不適合の可能性に対する懸念の合理的な原因を提起するような客観的証拠からのみ判断すべきである事、サンプリング及び分析を、知り得る範囲で完全に適合している燃料油を適正に購入・使用している船舶を罰する手段にはならない事、サンプリング及び分析に関連するいかなる費用又は手数料も船主に請求してはならない事、船舶に備え置かれている関連文書に記載の通り、船舶への燃料供給が適合している状態を確保するために船舶用燃料供給業者による適切な規制上の品質管理の必要性が高まっている事を述べ、BIMCO と CLIA のオブザーバーの支持を受けた。

15.10 協議後、当該提案に対する複数の代表団の支持について銘記し、議長の予備評価 (MEPC 70/WP.4) を考慮に入れた上で、委員会は「燃料油サンプルの専用採取地点を要求する MARPOL 条約附属書 VI の規則 14 の改正」に関する新たなアウトプットを委員会の次期二年議題に入れて、PPR と SSE を関連機関に、PPR をコーディネーターに指定し、作業完了までに会合を 2 回行う必要がある事に合意した。

機関室統合ビルジ処理システム (IBTS) ガイドラインの見直し

15.11 委員会は「機関室統合ビルジ処理システム (IBTS) に関するガイダンスノートを組み込んだ船舶の機関室での油性廃棄物の取り扱いに関するシステムについての 2008 年改訂ガイドライン」 (MEPC.1/Circ.642 (MEPC.1/Circ.676 及び MEPC.1/Circ.760 による改正に従う)) の見直し及び改正、並びに IOPP 証書及び油記録簿の派生的改正の策定を行うための新たなアウトプットを提案した文書 MEPC 70/15/4 (リベリア他) について検討した。

15.12 当該提案について協議し、議長の予備評価 (MEPC 70/WP.4) を考慮に入れた上で、委員会は「IBTS ガイドラインの見直し、並びに IOPP 証書及び油記録簿の改正」に関する新たなアウトプットを委員会の次期二年議題に入れて、PPR を関連機関に指定し、作業完了までに会合を 3 回行う必要がある事に合意した。

2011 年 SCR ガイドラインの改正

15.13 委員会は「選択的触媒還元 (SCR) システムを搭載した船用ディーゼルエンジンに関連する特定規定に関して 2008 年 NO_x 技術コードの追加的側面に対応した 2011 年ガイドライン (2011 年 SCR ガイドライン) の改正」 (決議 MEPC.198 (62) (決議 MEPC.260 (68) の改正に従う)) に関する新たなアウトプットを PPR の二年議題及び PPR 4 に向けた暫定議題に入れるという PPR 3 で出された要請 (MEPC 70/9, パラグラフ 3.13) について検討した。

15.14 この関連で、委員会は下記の意見書についても検討した。

- .1 MEPC 70/9/1 (EUROMOT) : 新アウトプットを裏付けるもので、提案における複数の技術課題、その中でも特に、現行 SCR ガイドラインに基づくエンジン/選択的触媒還元 (SCR) の検査・承認・認証システムについて見直しが行われている間の取り扱い方法について詳細な背景を示したもの
- .2 MEPC 70/15/6 (インド他) : 新アウトプットを裏付けるもので、2011 年 SCR ガイドラインの改訂案を盛り込んだもの

15.15 協議後、議長の予備評価 (MEPC 70/WP.4) 及び上述の 2 つの意見書を考慮に入れた上で、委員会は 2018 年を目標完了年として「2011 年 SCR ガイドラインの見直し」に関する新たなアウトプットを PPR の二年議題及び PPR 4 に向けた暫定議題に入れる事、並びに文書 MEPC 70/9/1 及び MEPC 70/15/6 を PPR 4 に回付して新アウトプット案に基づく検討を求める事に合意した。

汚染防止及び対応小委員会 (PPR)

PPR の二年議題及び PPR 4 に向けた暫定議題

15.16 委員会は、MEPC 69 において PPR 小委員会の二年議題及び PPR 4 に向けた暫定議題が承認されていた事を想起した。

15.17 アウトプット7.3.1.2(MEPC 70/9, パラグラフ 3.7)のタイトルを修正するというPPR 3で出された要請について検討した上で, 委員会は当該タイトルを「廃棄物船上ガス化システムの基準及び MARPOL 条約附属書 VI 規則 16 の関連改正」と表示すべきである事に合意した。

15.18 その結果として, 委員会は関連のある新アウトプット(パラグラフ 15.15 を参照)の承認についても想起した上で, 改正に従い, 付録 15 に記載の通り, PPR の二年議題及び PPR 4 に向けた暫定議題を承認した。

貨物運送小委員会(CCC)

CCC の二年議題及び CCC 4 に向けた暫定議題

15.19 委員会は, 付録 16 に記載の通り, MSC 97 による同時決定を条件として, CCC 小委員会の二年議題及び CCC 4 に向けた暫定議題(CCC 3/15, 付録 8 及び 9)を承認した。

IMO 規則実施小委員会(III)

III の二年議題及び III 4 に向けた暫定議題

15.20 委員会は, 付録 17 に記載の通り, MSC 97 による同時決定を条件として, III の二年議題及び III 4 に向けた暫定議題(III 3/14, 付録 7 及び 8)を承認した。

2016 年～2017 年の 2 年間における MEPC のアウトプットの状況

15.21 アウトプットの状況が委員会の報告書の付録として会議後にしか作成されない事を想起した上で, 「IMO 戦略的計画及び IMO ハイレベル行動計画の適用」(決議 A.1099(29))の paragraph 9.1 に従い, 作業が不必要に重複するのを防ぐ事を目的として, 委員会は理事会に対し, 付録 18 に記載の通り, 海洋環境保護委員会のアウトプットの二年状況報告を銘記するよう要請した。

各委員会及びその補助機関の活動, 優先事項, 会合週の計画

15.22 委員会は, 委員会ガイドラインの paragraph 3.5 において, 2 年間の初年度末に委員長が, 事務局長の関連予算案に盛り込まれる事を視野に入れて, 次年度で検討できるように次期 2 年間に向けた委員会及びその補助機関の活動, 優先事項, 会合を含めた共同計画を各委員会に提出する事が義務付けられている事を想起した。

15.23 委員会は文書 MEPC 70/15/7(MSC 及び MEPC の委員長)に記載の会合週計画案について, ベルギーとマーシャル諸島が提案した MSC 及び MEPC の予定に合わせた会合日の調整案(MEPC 70/15/5)と併せて検討した。

15.24 文書 MEPC 70/15/5 で提案された会合日の調整を支持しなかったため, 委員会は, 予算計画作成を目的として, 次期 2 年間の会合週数を 21 とする事に合意し, 理事会による最終決定が MSC 及び MEPC の見解を考慮に入れたものになる事を留意した上で, 事務局に対し上記について C 117 に通知するよう要請した。その結果として, 委員会は, MSC 97 による同時決定を条件として, 下記に示す通り, 事務局長の関連予算案に盛り込まれるものとして, 2018 年～2019 年の 2 年間における MSC と MEPC 及びそれらの補助機関の会合週の計画について承認した。

年	MSC	MEPC	CCC	HTW	III	NCSR	SDC	SSE	PPR	計
2018	2.5	2	1	1	1	1	1	1	1	11.5
2019	1.5	1	1	1	1	1	1	1	1	9.5
総計(週)										21

MEPC 71 及び MEPC 72 の議題に盛り込むべき項目

15.25 委員会は、項目「SG-RAR が特定した IMO 規則における管理上の負担を低減する勧告についての分析及び検討」に関する作業が完了しているため、当該項目を委員会の二年議題から削除する事に合意した事を想起した(パラグラフ 13.4 を参照)。

15.26 文書 MEPC 70/WP.3 について検討し、本会合で下された決定を考慮に入れた上で、委員会は、付録 19 に記載の通り、MEPC 71 及び MEPC 72 の議題に盛り込むべき項目を承認した。

MEPC 71 及び MEPC 72 の暫定日程

15.27 委員会は暫定日程として MEPC 71 を 2017 年 7 月 3 日～7 日に、MEPC 72 を 2018 年春に開催する予定である事を銘記した(パラグラフ 7.20 も参照)。

MEPC 71 で設置予定の部会

15.28 委員会は、各議題項目で下された決定を考慮に入れた上で、下記に示す部会が MEPC 71 で設置される事を予定している。

- .1 大気汚染及びエネルギー効率作業部会
- .2 船舶温室効果ガス作業部会
- .3 義務要件改正に関する起草部会
- .4 バラスト水審査部会
- .5 PSSA 技術部会

通信部会

15.29 委員会は、議題項目 4 及び 6 に基づき、MEPC 71 に報告する事になっている下記の通信部会を設置する事を決定した事を想起した。

- .1 BWM 条約と関連のある経験蓄積期間の進展推進に関する通信部会(パラグラフ 4.51 を参照)
- .2 船舶燃料油消費量データ収集システムに関する通信部会(パラグラフ 6.11 を参照)

15.30 この関連で、委員会は、MEPC 69 で設置された燃料油品質に関する通信部会が付託事項に従って MEPC 71 にも報告を行う事になっている事を想起した。

会期間会合

15.31 委員会は、C 116 において、MEPC 69 で要請された通り、2017 年に ESPH 作業部会の会期間会合を開催する事が承認された事を想起した。

15.32 議題項目 7(パラグラフ 7.22 を参照)において、2017 年に船舶からの温室効果ガス排出削減に関する作業部会の 2 回の会期間会合をそれぞれ MEPC 71 開催前と 2017 年秋の開催で設定する事に合意した事を想起した上で、委員会は本決定を承認するよう C 117 に要請した。

15.33 更に、委員会は C 117 に対し、次期 2 年間に船舶からの温室効果ガス排出削減に関する更なる会期間会合の開催を原則として承認する事、並びに本議題の緊急性、重要性、複雑性を理由として、今後数年のうちに重要な会期間作業が必要となると考えられると認識した上で、「船舶からの温室効果ガス排出削減に関する包括的 IMO 戦略の策定に関するロードマップ」実施中の複数年間に更なる会期間会合も必要となる可能性がある旨を銘記する事を要請した。

16 2017 年の議長・副議長の選出

委員会は、手続規則の規則 18 に基づき、2017 年の議長に Mr. A. Domínguez (パナマ)を、副議長に Mr. H. Saito (日本)を満場一致で再選した。

17 その他

汚水処理設備の排水基準及び性能試験の実施に関する 2012 年ガイドラインの改正

17.1 委員会は、MEPC 69 において、「汚水処理設備の排水基準及び性能試験の実施に関する 2012 年ガイドライン」(決議 MEPC.227(64))の統一の実施に関する IACS の提案を検討した上で、当該ガイドラインが原則として承認され、事務局に対し IACS と連携した会期間作業、並びに本会合での検討を目的とした当該ガイドラインの関連改正案の提出が要請された事を想起した。

17.2 この関連で、委員会は、IACS と協議して事務局が策定したガイドライン改正案を収録した文書 MEPC 70/17(事務局)について、MEPC 決議案と併せて採択を検討した。IACS のオブザーバーが整合性又は編集上の問題に関して MEPC 決議案の軽微な訂正箇所を特定したため、委員会は事務局に対し改正案の最終文の作成時にそれらを考慮に入れるよう要請した。

17.3 その結果として、委員会は、付録 20 に記載の通り、「汚水処理設備の排水基準及び性能試験の実施に関する 2012 年ガイドラインの改正」についての決議 MEPC.284(70)を採択した。

ガイドライン改訂版及び船舶の機関室ビルジ汚染防止装置の仕様書に関する改正

17.4 委員会は、MEPC 69 において、15 ppm ビルジ警報に関連する仕様に関して IACS UI MPC 127 に記載の解釈について検討され、原則として承認された上で、事務局に対し、本会合で検討できるように「ガイドライン改訂版及び船舶の機関室ビルジ汚染防止装置の仕様書」(決議 MEPC.107(49))に関する関連改正案を策定する事が指示された事を想起した。

17.5 この関連で、委員会は、IACS と協議して事務局が策定したガイドラインの付録改正案を付録に収録した文書 MEPC 70/17/1(事務局)について、MEPC 決議案と併せて採択を検討した。ドイツの代表団及び IACS のオブザーバーは明瞭性又は編集面、あるいはその両方の問題に関して MEPC 決議案の軽微な訂正箇所を特定した。協議後、委員会は改正案の最終文作成時にそれらを考慮に入れるよう事務局に要請した。

17.6 その結果として、委員会は、付録 21 に記載の通り、「ガイドライン改訂版及び船舶の機関室ビルジ汚染防止装置の仕様書に関する改正」についての決議 MEPC.285(70)を採択した。

17.7 この関連で、「検査及び証明に関する調和システム(HSSC)に基づく 2015 年検査ガイドライン」(決議 A.1104(29))の付録 3 が決議 MEPC.107(49)に言及している事を銘記した上で、委員会は III に対し HSSC ガイドラインの次回版に盛り込むための派生的改正を策定するよう指示した。

MARPOL 条約附属書 I 規則 12 の統一解釈の改正

17.8 委員会は、MEPC 68 において、MARPOL 条約附属書 I 規則 12 の改正が決議 MEPC.266(68)をもって採択され、2017 年 1 月 1 日施行予定である事を想起した。

17.9 委員会は、MEPC 67 において、SSE 1 が MARPOL 条約附属書 I の規則 12.3.3 の統一解釈改正案(SSE 1/21, 付録 12)を策定した事を銘記した上で、本会合で承認するために統一解釈改正案を一時保留としておくという合意に達していた事も想起した。本改正案は、MARPOL 条約附属書 I の規則 12 に対する上述の改正が施行される際に、MEPC.1/Circ.753/Rev.1 によって配布される統一解釈と差し替える事を目的として作成されたものである。

17.10 この関連で、委員会は、事務局長宛に 2016 年 7 月 1 日までに上述の改正に対する何らの異議も示されなかったため、MARPOL 条約第 16 条(2)に基づき、2017 年 1 月 1 日に施行されるものとする旨を銘記した。

17.11 委員会は、規則 12 及びその関連統一解釈の実施を促す事を目的として事務局が策定した「MARPOL 条約附属書 I 規則 12 の統一解釈改正版」に関する統合 MEPC 回章案を収録した文書 MEPC 70/17/2(事務局)について検討した。当該統一解釈は近年何度も改正が行われてきた。

17.12 日本の代表団は整合性及び編集上の問題に関して統一解釈改正案に多くの訂正箇所を特定したため、委員会は事務局に対し最終文の作成時にそれらを考慮に入れるよう要請した。委員会は、規則 3.3 に関する本文案にとって、規則に即して「許容手段」の構成要素に関して更に明確化する事が有効となり得る事も銘記した。IACS のオブザーバーが提示した実例として、委員会は、ねじ閉逆止弁がこれを実現できる 1 つの手段であるが、許容可能な唯一の手段とは限らない事を銘記した。

17.13 検討後、委員会は、前パラグラフ 17.12 の記述の通り、必要な変更を実施するよう事務局に要請した上で、付録 13 に記載の通り、MARPOL 条約附属書 I 規則 12 の統一解釈改正を承認し、事務局に対し、回章 MEPC.1/Circ.867 として発行予定の MARPOL 条約附属書 I の統一解釈に当該解釈を盛り込む事を要請した(パラグラフ 10.6 を参照)。

香港条約の早期発効

17.14 委員会は、「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約」の締約国数が本報告書の日付の時点で 5 か国であり、世界の商船船腹量の 20.34%、最大年間解撤船腹量の合計が 55,792GT である事を銘記した。

17.15 委員会は香港条約の早期発効を早める措置を検討する事を IMO に要求した文書 MEPC 70/17/3(日本)について検討した。

17.16 複数の代表団が香港条約を発効するための取り組みに対し支持を表明し、批准に向けた自国の進捗状況について委員会に報告した。更に、条約の批准又は加盟の準備で得た経験に関する詳細情報を今後の会合に提出してもらうべきである事が示唆された。

17.17 結論として、委員会は、事務局に対し香港条約の早期発効・実施に関する技術協力の取り組みを継続する事を要請し、加盟国、中でも特に船舶解撤能力がある国に対し、できるだけ早い機会に条約を批准する事を奨励した。また、委員会は加盟国政府及び国際機関に条約の批准推進を目指す提案をする事も奨励した。

北極圏海域における船舶の重油燃料の使用及び北極圏に関連するその他の事項

17.18 委員会は次の4つの関連提出書類について検討した。文書 MEPC 70/17/4 及び MEPC 70/17/10(FOEI 他)は、北極圏海域における重油燃料(HFO)の継続的使用に関する懸念と、北極圏海運の増加に照らした北極海沿岸の先住民コミュニティの食糧安全保障に対する脅威をそれぞれ示したもので、文書 MEPC 70/17/9(ロシア)及び MEPC 70/17/11(カナダ・米国)は文書 MEPC 70/17/4 に対する意見を述べたものである。

17.19 その後の協議の中で、特に下記の見解が表明された。

1. ロシアの代表団が、IMO に提出される文書には明快で偏りのない科学的な事実に基づく根拠があるべきで、仮定や憶測に基づくものであってはならないと述べた。
2. 複数の代表団が、北極圏での HFO の使用という問題の重要性、並びに北極圏諸国、北極評議会、IMO における更なる協力強化の必要性を強調した。
3. 北極圏海域における HFO の使用及び運搬に関連するリスクに関して現在も取り組みが行われており、その一部が委員会及び PPR の今後の会合に提出される予定である。
4. 複数の代表団が委員会の今後の会合において問題について更に協議する必要性を強調した。
5. 事務局長は事務局の現行の取り組みについて委員会に報告した。その中には、特に 2017 年 1 月 1 日の極海コードの発効を踏まえて、二組織間での協力及び情報共有を更に強化する事を目的とした北極評議会との協議も含まれている。

17.20 結論として、委員会は、北極圏先住民族の食糧安全保障が海運の影響を受けないようにする事に関して、並びに北極圏海域を航行する船舶による HFO の使用に関する協議及び現行の取り組みに関して表明された懸念を銘記した上で、加盟国及びその他のステークホルダーに対し、これらの問題に関する更なる実質的作業には新たなアウトプットが必要となる事に留意して今後の会合に関連情報を提出するよう要請した。

IBC, BCH, GC, IGC, EGC コードに基づく適合証明書

17.21 委員会は IBC, BCH, GC, IGC, EGC コードに基づく適合証明書(CoF)の新フォーマットの実施以降提起されてきた問題について明確化を求めた文書 MEPC 70/17/5(IACS)を検討した。

17.22 委員会は特に下記について検討した。

- .1 CoF に関する承認済み積付け文書への言及がないという問題に対応するための長期的アプローチ (MEPC 70/17/5, パラグラフ 5~7)
- .2 承認された復原性計算機の用意を義務付ける改正をまだ順守しなくてもよい船舶に対しどのように CoF を作成するかについての暫定アプローチ (MEPC 70/17/5, パラグラフ 9~10)
- .3 CoF の 1 ページ目に記述すべき決議事項 (MEPC 70/17/5, パラグラフ 11)

17.23 協議後、委員会は、上述の 3 つの課題には IBC, BCH, GC, IGC, EGC コードの改正による明確化が必要である事に合意し、事務局に対し下記の策定を指示した。

- .1 MSC 98 での承認及び MEPC 71 での同時承認を目的とする、パラグラフ 17.22 に列記した課題に対処する暫定措置としての MSC-MEPC 共同回章案
- .2 承認を視野に入れた MSC 98 での検討、並びに必要なに応じて、MEPC 71 による同時実施を目的とした IBC, BCH, GC, IGC, EGC コードの改正案

違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び関連事項に関する FAO/IMO 共同臨時作業部会第 3 回会合の成果

17.24 文書 MEPC 70/17/6 (IMO 及び FAO の事務局) に記載されている IUU 漁業及び関連事項に関する FAO/IMO 共同臨時作業部会第 3 回会合 (JWG 3) の成果を検討する際、委員会は JWG 3 の詳細報告の詳細な検討を III 4 に委託するという文書 MEPC 70/17/12 (アイスランド他) の提案について銘記した。

17.25 短時間の協議の後、委員会は当該提案に合意し、詳細報告 (MEPC 70/17/6, 付録) について詳細に検討して、適宜、委員会に助言する事を III 4 に委託した。

船舶軽荷重量への消火剤重量の算入

17.26 委員会は船舶の軽荷重量に消火剤の重量を算入する事に関する MARPOL 条約附属書 I の規則 1.24 の統一解釈を示した文書 MEPC 70/17/7 (IACS) について検討した。更に、統一解釈では固定式消火剤にも言及すべきである事を銘記した上で、事務局に対し統一解釈の最終文の作成時に本件を考慮に入れるよう要請した。

17.27 短時間の協議の後、委員会は、付録 13 に記載の通り、船舶の軽荷重量に消火剤の重量を算入する事に関する MARPOL 条約附属書 I の規則 1.24 の統一解釈を承認し、事務局に対し回章 MEPC.1/Circ.867 として発行予定の MARPOL 条約附属書 I にそれを盛り込むよう要請した (パラグラフ 10.6 を参照)。

その他の情報書類

17.28 委員会は下記の文書に記載の情報について銘記した。

- .1 MEPC 70/INF.7 及び Add.1 (事務局) : 関連 GISIS モジュールに含めるために策定された規則、勧告、指針、その他の環境関連の非強制的基準の一覧を記載したもの
- .2 MEPC 70/INF.8 (ISCO) : 負傷者対応及び放出・排出規制に関連する新たなウェブ

サイトを発表したもの

- .3 MEPC 70/INF.20(事務局):海洋環境保護関連の問題に関する最近の諸機関間協力活動について最新情報を記載したもの
- .4 MEPC 70/INF.23(IMarEST 及び IPPIC):付着生物管理計画の策定に関するテンプレート案を記載したもの
- .5 MEPC 70/INF.38(ドイツ):海洋ごみに関する G7 の活動について情報を提供したもの

18 委員会の報告の検討

18.1 理事会はその第 117 回会合において下記を行うよう要請された。

- .1 MEPC 第 70 回会合の報告書を検討し, IMO 条約第 21 条 (b) に基づき, 当該報告書について意見及び勧告を添えて第 30 回総会 (A 30) に転送する。
- .2 C 116 の成果に従って委員会が取った対応について銘記する(パラグラフ 2.5)。
- .3 委員会が MARPOL 条約附属書 I, V, VI の改正を採択した事を銘記する(セクション 3 及び付録 1~3)。
- .4 バラスト水管理に関連する問題に関して委員会が取った対応について, 特に「バラスト水管理システムの承認に関するガイドライン (G8)」の改訂版の採択について銘記する(セクション 4 及び付録 4, 5)。
- .5 大気汚染及びエネルギー効率に関連する問題に関して委員会が取った対応について, 特に船上使用を目的とする燃料油に対する硫黄分濃度規制値 0.50%実施の発効日を 2020 年 1 月 1 日に決定した事, 並びに発効日 2021 年 1 月 1 日として北海及びバルト海を NOx Tier III 排出規制海域に指定する事について銘記する(セクション 5 及び付録 6~9)。
- .6 船舶燃料油消費量のデータ収集システムの実施に関連する問題に関して委員会が取った対応について, 特に 2016 年 SEEMP ガイドラインの最終決定及び採択について銘記する(セクション 6 及び付録 10)。
- .7 IMO 船舶燃料油消費量データベースの開発及び維持を行う事, 並びに収集データ, 欠測データの状況, その他委員会が要求する情報をまとめた委員会に対する年次報告書を作成する事を目的とした事務局の人材増員に関する委員会の要請を承認する(パラグラフ 6.7)。
- .8 船舶からの温室効果ガスの排出削減に関連する問題に関して, 特に「船舶からの温室効果ガスの排出削減に関する包括的 IMO 戦略策定のためのロードマップ」に対する承認に関して委員会が取った対応について銘記する(セクション 7 及び付録 11)。
- .9 委員会がジョマード水道(パプアニューギニア)を PSSA に指定した事を銘記する(パラグラフ 8.5 及び付録 12)。

- .10 PPR, SDC, III の成果に関して委員会が取った対応について銘記する(セクション 9, 10 及び付録 13)。
- .11 委員会が環境関連の IMO 規則における管理上の負担を軽減するための勧告に関する分析及び検討の作業を終了した事を銘記する(セクション 13)。
- .12 委員会が C 116 の成果を考慮に入れて手続規則を改正した事を銘記する(パラグラフ 14.1~14.5 及び付録 14)。
- .13 委員会が, MSC 97 による同時承認を条件として, 委員会ガイドラインの改正を承認した事を銘記する(パラグラフ 14.6~14.9)。
- .14 2016 年~2017 年の 2 年間における MEPC のアウトプットに関する二年状況報告書について銘記する(パラグラフ 15.21 及び付録 18)。
- .15 委員会が, MSC 97 による同時決定を条件として, 2018 年~2019 年の 2 年間における MSC と MEPC, 及びそれぞれの補助機関の会合週についての計画を承認した事を銘記する(パラグラフ 15.24)。
- .16 委員会が 2017 年 7 月 3 日~7 日と 2018 年春にそれぞれ開催予定の MEPC 71 と MEPC 72 の議題に盛り込むべき項目を承認した事を銘記する(パラグラフ 15.26, 15.27 及び付録 19)。
- .17 2017 年における船舶からの温室効果ガスの排出削減に関する作業部会の 2 回の会期間会合を MEPC 71 の前と 2017 年秋に開催する事を承認する(パラグラフ 15.32)。
- .18 次期 2 年間に船舶からの温室効果ガス排出削減に関する更なる会期間会合の開催を原則として承認し, 本議題の緊急性, 重要性, 複雑性を理由として今後数年のうち重要な会期間作業が必要となると認識した上で, 「船舶からの温室効果ガス削減に関する包括的 IMO 戦略の策定に関するロードマップ」実施中の複数年間に更なる会合も必要となる可能性がある旨について銘記する(パラグラフ 15.33)。

18.2 海上安全委員会はその第 97 回会合において下記を行うよう要請された。

- .1 III が総会決議案の採択が必要となる事項に関する取り組み成果について A 30 に直接報告する事に同時に合意する(パラグラフ 2.2 及び 10.22)。
- .2 「IBC コードの統一解釈」に関する MSC-MEPC.5/Circ.11 及び「酸素依存型重合防止剤が要求される製品の保護証明書の例」に関する MSC-MEPC.2/Circ.16 の同時承認について銘記する(パラグラフ 2.3 及び 2.4)。
- .3 III 2 が作成した通り, 「ISM コードに関する外国船舶監督官向けガイドライン」についての MSC-MEPC.4 回章案(III 2/16, 付録 5)を同時承認する(パラグラフ 10.3)。
- .4 機関室のために設置する水密閉鎖装置付き換気装置の取り扱いに関する MARPOL 条約附属書 I の規制 27 及び 28 に対する統一解釈, 並びにその解釈を MEPC.1/Circ.867 に盛り込む事についての承認を銘記する(パラグラフ 10.6 及び付録 13)。

- .5 III が提案したポートステートコントロール(PSC)に関するガイドラインの策定方法、つまり、PSC に関するガイドライン統合版の範囲に該当する新規ガイドライン及びその改正の策定を継続的に III が実施すべきである事を同時承認する(パラグラフ 10.10)。
- .6 III 3 による統合監査サマリーレポートの分析結果に関して、反復的な監査所見として特定された主要 5 分野について同時承認し、義務要件の特定の規定に違反して記録された最大数の判明不適合、監査において反復的な所見の主要分野に関して特定された根本原因の四大分野、加盟国に対する追加的技術支援が不足している特定分野について委員会が銘記した旨を銘記する(パラグラフ 10.11~10.14)。
- .7 委員会がIII に対し理事会の枠組み(決議 A.1067(28))に沿って統合監査サマリーレポートの結果についての検討方法の見直しを行う事、及び委員会で検討するための提案をする事を要請した旨を銘記する(パラグラフ 10.17 及び 10.18)
- .8 「極海域を航行する船舶に向けた検査及び証明に関する調和システムに基づく 2015 年検査ガイドラインの改正」に関する MSC-MEPC.5 回章案(III 3/14, 付録 4 及び 5)を同時承認する(パラグラフ 10.20)。
- .9 「条約証書の有効期限に関する統一解釈」についての MSC-MEPC.5 回章案(III 3/14, パラグラフ 8.28 及び付録 6)を同時承認する(パラグラフ 10.21)。
- .10 「船内に備え置く事が義務付けられている証明書及び文書のリスト」に関する FAL.2/Circ.127-MEPC.1/Circ.817-MS.1/Circ.1462 合同回章案(III 3/14, パラグラフ 13.9 及び付録 9)を同時承認する(パラグラフ 10.23)。
- .11 委員会が「MEPC の手続規則」改訂版を承認した旨を銘記する(パラグラフ 14.4 及び付録 14)
- .12 「海上安全委員会及び海洋環境保護委員会並びにそれぞれの補助機関の組織及び業務方法」に関する MSC-MEPC.1 回章案(MSC 96/25/Add.1, 付録 24)について、パラグラフ 14.8 に記述した変更を条件とし、同時に承認する(パラグラフ 14.9)。
- .13 CCC の二年議題及び CCC 4 に向けた暫定議題を同時承認する(パラグラフ 15.19 及び付録 16)。
- .14 III の二年議題及び III 4 に向けた暫定議題を同時承認する(パラグラフ 15.20 及び付録 17)。
- .15 2018 年~2019 年の 2 年間に於ける MSC 及び MEPC 並びにそれぞれの補助機関の会合週に関する計画について同時承認する(パラグラフ 15.24)。

18.3 海上安全委員会は第 98 回会合において、IBC, BCH, GC, IGC, EGC コードに基づく適合証明書の新フォーマットの実施以降に提起された問題(MEPC 70/17/5)について検討する事、及び MEPC 71 による同時承認を目指して下記を承認する事を要請された(パラグラフ 17.21~17.23)。

- .1 上記の問題を取り上げた MSC-MEPC 共同回章案(パラグラフ 17.23.1)

.2 IBC, BCH, GC, IGC, EGC コードの関連改正案(パラグラフ 17.23.2)

18.4 技術協力委員会は第 67 回会合において、下記を行うよう要請された。

- .1 統合監査サマリーレポートの分析結果に関して、加盟国に対する追加的技術支援が不足している特定分野、即ち、法制、方針・手順、管理、実施(III 3/14, パラグラフ 7.27 及び付録 2)について検討する(パラグラフ 10.14)。
- .2 委員会が、ITCP 及び外部資金調達による大型プロジェクトに基づいて 2014 年 7 月 1 日～2015 年 1 月 31 日に実施された海洋環境保護に関連する IMO の技術協力活動に関して提供された情報について感謝を込めて銘記した旨、並びに ITCP 及び主要プロジェクトへの金銭及び現物の出資すべてに対する感謝の意を表明した旨、IMO の技術協力活動に対する支援の継続、かつ、できれば支援の強化を加盟国及び国際機関に呼び掛けた旨を銘記する(セクション 11)。
- .3 船舶燃料油消費量のデータ収集システムの実施について、特に国内法制の草案作成に関して加盟国への支援が必要となる可能性について銘記する(パラグラフ 12.3.4)。
- .4 委員会が、事務局に対し香港条約の発効・実施に関する技術協力の取り組みを継続する事を要請した旨を銘記する(パラグラフ 17.17)。

18.5 簡易化委員会(FAL)は第 41 回会合(FAL 41)において、法律委員会(LEG)は第 104 回会合(LEG 104)において、「船内に備え置く事が義務付けられている証明書及び文書のリスト」に関する FAL.2-MEPC.1-MS.1-LEG.1 合同回草案(III 3/14, パラグラフ 13.9 及び付録 9)を同時承認するよう要請された(パラグラフ 10.23)。

Ⅲ む す び

む す び

近年、IMO（国際海事機関）で審議が行われている新条約・規則の策定や既存規則の改正作業等、海洋汚染防止に係る国際的動向はめまぐるしく変化している。

「船舶のバラスト水及び沈殿物の管制及び管理に関する国際条約」は、2004年2月に採択されてから12年半が経過してからやっと発効条件（30カ国以上の批准・合計商船船腹量35%以上）を充足し、2017年9月8日より発効する事となった。

船舶燃料油硫黄分規制については、2020年より現行の3.5%から0.5%への規制強化が決定された。適切な船舶用燃料の入手可能性や、代替措置としての装置導入など、海運業界のみならず石油業界へも影響のある大きな決定であり、今後産業界は適切に対応していく必要がある。

その他、温室効果ガス排出削減対策、エネルギー効率設計指標等、MEPC及びPPRの場において種々の審議が実施されている。

このような状況下、IMOでの審議は今後さらに加速され、かつ、多岐にわたることが容易に予想され、それに伴い本事業の重要性が増すものと思料される。

IV 参 考

平成 28 年 4 月 25 日
海事局 海洋・環境政策課

国際海事機関、日本主導で船舶の燃費の「見える化」の導入を決定

～ 国際海事機関第 69 回海洋環境保護委員会の結果概要 ～

国際海事機関（IMO）は、第 69 回海洋環境保護委員会を平成 28 年 4 月 18 日から 22 日まで英国ロンドンで開催し、船舶から排出される温室効果ガスを削減するための新たな国際ルール「燃料消費実績報告制度」（※）の策定に向けた検討が日本主導で行われました。

これは、船舶に燃料消費量等の運航データを報告させる制度を構築することにより、各船舶の燃料消費実績を「見える化」し、船舶の省エネ運航を促進するもので、早ければ年内に合意されます。

（※）燃料消費実績報告制度は、総トン数5,000トン以上の国際航海に従事する全ての船舶を対象に、燃料消費量、航海距離及び航海時間をIMOに報告する制度です。

IMOでは、2013年に船舶から排出される温室効果ガス（CO₂）削減対策として、新造船の温室効果ガス排出性能を段階的に強化する規制（EEDI規制：新造船のCO₂排出量を設計建造段階において「一定条件下で1トンの貨物を1マイル運ぶのに排出すると見積もられるCO₂グラム数」としてインデックス化し、船舶の性能を差別化するもの）を他の輸送モードに先だって導入しました。更にIMOでは、現存船を含めた燃料消費実績を「見える化」するための議論を進めてきました。

燃料消費実績報告制度導入に向けては、これまで日本がこの議論を主導してきており、今回の会議では、日本が中心となって作成した制度案に、多数国からの支持が集まり、本年10月に開催予定の次回会合において、これを義務化する海洋汚染防止条約の改正案採択を審議することが合意されました。同制度の開始は早ければ2019年の予定です。

なお、制度案の作成は委員会に作業部会を設けて検討し、この部会議長を委員会副議長の齋藤英明氏（（一財）日本船舶技術研究協会）が兼務し、各国意見の調整に尽力しました。

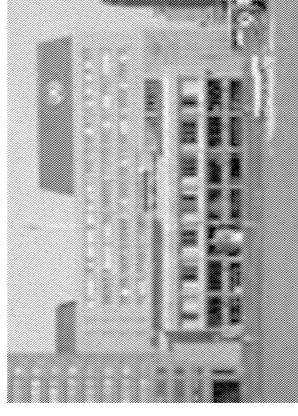
第69回海洋環境保護委員会の開催概要についてはご参考をご覧ください。

<問合せ先>

代表 03-5253-8111

海事局 海洋・環境政策課 貴島・中尾 内線 43923

直通:03-5253-8636 FAX: 03-5253-1644

国際海事機関(IMO) 第69回海洋環境保護委員会(MEPC69)開催概要**【日時】**平成28年4月18日～22日**【場所】**英国ロンドン/IMO本部**【主な審議事項】**

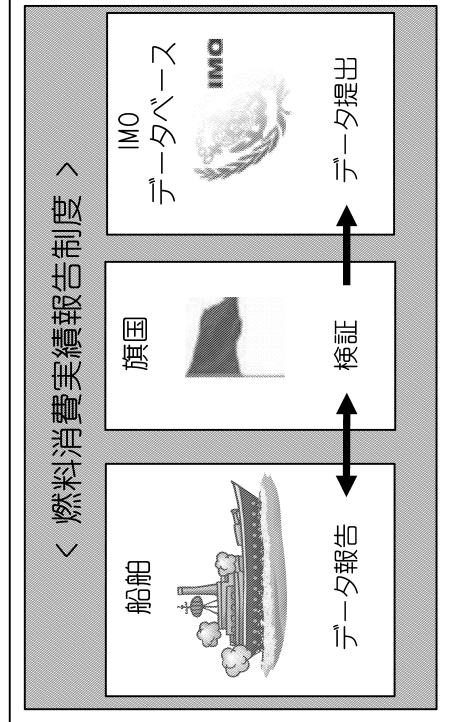
- ◆ **燃料消費実績報告制度の新設(別紙参照)**
- ◆ **新造船に対する温室効果ガス排出性能(EEDI)の段階的強化**
 - ・ 現在の削減率(2013年の規制開始時10%削減)を2020年から20%削減に強化することの技術的検証
- ◆ **船舶バラスト水規制管理条約の早期発効に向けた措置**
 - ・ 現存船へのバラスト水処理装置の搭載期限を条約発効後5年以内に実施することの確認。
- ◆ **国内メーカーが開発したバラスト水処理設備がIMOで最終承認**
 - ・ 国内メーカーで最終承認を受けたバラスト水処理設備はこれで9件目。

別紙： 燃料消費実績報告制度

燃料消費実績報告制度は、総トン数5,000トン以上の全ての船舶を対象に、運航データ（燃料消費量、航海距離及び航海時間）をIMOに報告させるもの。この制度により、既に海洋汚染防止（MARPOL）条約で新造船に義務化している温室効果ガス排出性能（EEDI）の段階的強化に加え、現存船を含めた全ての船舶の燃料消費実績の見える化を図り、国際海運からの温室効果ガス排出削減を促します。

今次会合の主な論点

1. 燃料消費実績報告制度を義務化する海
洋汚染防止（MARPOL）条約改定案の検討。
2. 報告を確実に実施するための手続き等詳細な事項を示したガイドラインの検討。
運航データの収集方法、データの検証方法等を規定するガイドラインを作成。



結果概要

1. 次回会合で燃料消費実績報告制度を義務化する条約改定案採択を審議することに合意した。
2. コレスポンデンスグループ^{注)}を設置し、燃料消費実績報告制度に関わるガイドライン作成の議論を実施予定。

注) コレスポンデンスグループ: 会合と会合の間にメール等を利用して検討を行うグループ

平成 28 年 10 月 31 日
 海事局 海洋・環境政策課
 総合政策局 海洋政策課

国際海事機関、世界の全海域での船舶燃料油の硫黄分規制を 2020 年から強化

～ 国際海事機関第 70 回海洋環境保護委員会の審議結果について ～

国際海事機関（IMO）は、第 70 回海洋環境保護委員会を平成 28 年 10 月 24 日から 28 日まで英国ロンドンで開催し、（1）船舶燃料油の硫黄分濃度規制の強化を 2020 年から開始すること、（2）燃料消費実績報告制度を導入すること、を決定しました。

今次会合の主要な審議事項は以下のとおりです。

1. 船舶燃料の硫黄分濃度規制の開始時期の検討

IMOでは、2008年に大気汚染防止対策として船舶からの硫黄酸化物（SO_x）排出削減のため、その燃料油中の硫黄分濃度の規制を導入しました。この規制では、船舶の燃料油中に含まれる硫黄分を段階的に削減していくものであり、一般海域（全海域）と指定海域（北海・バルト海等）に分けて規制値を設定しています。

今次会合では、IMOが設置した専門家部会による世界の船舶燃料油の需給予測に基づき、一般海域における燃料油中硫黄分の規制値（現行3.5%以下）を0.5%以下に強化する時期を2020年か2025年のいずれが適切かを審議した結果、日本を含む多数国が支持した2020年からの開始を決定しました。2020年からは、全ての船舶がこの規制に適合する燃料油を使用するか、同等の効果のあるLNG等の代替燃料油の使用、または排気ガス洗浄装置を使用する必要があります。

2. 燃料消費実績報告制度の導入

IMOでは、2013年に船舶から排出される温室効果ガス（CO₂）削減対策として、新造船の温室効果ガス排出性能を段階的に強化する規制（※）を他の輸送モードに先だって導入しました。更にIMOでは、現存船を含めた燃料消費実績を「見える化」するための議論を進めてきました。

燃料消費実績報告制度は、我が国より提案したもので、総トン数5,000トン以上の国際航海に従事する全ての船舶を対象に、運航データ（燃料消費量、航海距離及び航海時間）をIMOに2019年から報告する制度（各船舶の燃料消費実績を「見える化」することで、船舶からの温室効果ガス削減を促す）で、今次会合において、同制度を導入するための条約改正案が採択されました。

（※）EEDI規制：新造船のCO₂排出量を設計建造段階において「一定条件下で1トンの貨物を1マイル運ぶのに排出すると見積られるCO₂グラム数」としてインデックス化し、船舶の性能を差別化するもの

第70回海洋環境保護委員会の開催概要については別添をご覧ください。

<問合せ先>

代表 03-5253-8111

海事局 海洋・環境政策課 植村・中尾・宮坂

内線:43921、43923、43926

直通:03-5253-8636 FAX: 03-5253-1644

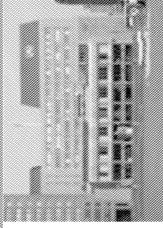
総合政策局 海洋政策課 伊藤・藤岡

内線:24376、24363

直通:03-5253-8266 FAX:03-5253-1549

別添 第70回海洋環境保護委員会(MEPC70)審議概要

【日時】平成28年10月24日～28日
【場所】英国ロンドン/IMO本部



【主な審議事項】

◆ 船舶燃料の硫黄分濃度規制の開始時期(別紙参照)の検討

- IMO専門家部会が作成した報告書をもとに、締約国が、2020年から船舶がこの規制に適合できるかを審議した結果、予定通り2020年から開始することが決定。また、我が国が共同提案した、新規制に適合していない燃料油の不正使用防止などの新規制の適切な実施のための検討を開始する提案についても合意され、汚染防止・対応小委員会(PPR)小委員会に検討を付託することが決定。

◆ 燃料消費実績報告制度の導入

- 我が国より提案した、総トン数5,000トン以上の国際航海に従事する全ての船舶を対象に、運航データ(燃料消費量、航海距離及び航海時間)を、IMOに2019年から報告させる制度(各船舶の燃料消費実績を「見える化」することで、船舶からの温室効果ガス削減を促す)を導入する条約改正案が採択。

◆ 船舶からの温室効果ガス(GHG)排出削減に関する包括的なIMO戦略

- 我が国を含む多数国より国際海運からのGHG排出削減対策の検討を加速化すべきと提案した結果、IMOにおけるGHG排出削減に向け、今後の取組を定めるIMO戦略を2018年までに策定すること、そのための具体的な作業スケジュールを定めたロードマップを決定。
- 上記IMO戦略及びロードマップの作成は委員会に作業部会を設けて検討し、この部会議長を委員会副議長の斎藤英明氏(一財)日本船舶技術研究協会)が兼務し、各国意見の調整に尽力した。

◆ 新造船に対する温室効果ガス排出性能規制(EEDI)の段階的強化

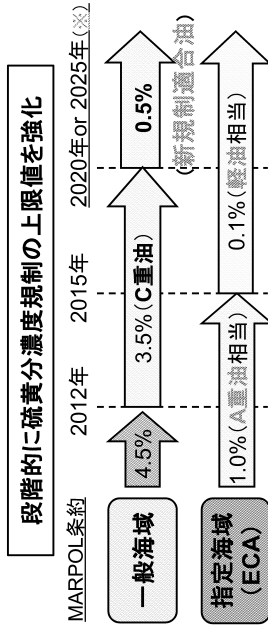
- 現在、新造船の設計・建造においては、現存船(1999年-2009年建造船)の平均EEDI値(トンの貨物を1マイル運ぶ際に排出されるCO2のグラム数)より10%の削減が義務づけられている。
- 2020年からは20%削減に規制強化する予定となっており、我が国を中心に関係国で技術開発状況をレビューした結果、RORO船、ROPAX船以外の船種は予定どおり20%削減を維持することとした。RORO船、ROPAX船は次回更なる検討を実施。また、2025年から開始される予定の規制強化については、2022年に前倒しすることも含め、次回MEPC71(2017年5月)以降の早い段階でレビューを開始することとした。

◆ 船舶バラスト水規制管理条約の円滑な実施に向けた取り組み

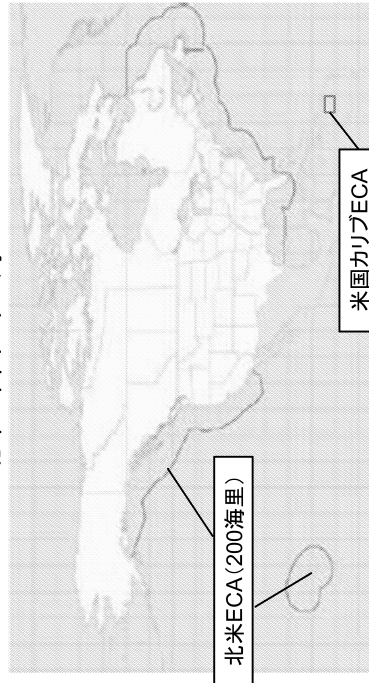
- 2017年9月8日に発効予定の同条約について、現存船へのバラスト水処理設備の搭載期限(条約発効後5年内)を更に延長すべきとの提案があり、搭載期限について審議を行った。我が国より、条約発効直前で搭載期限を変更することは関連業界に大きな混乱が生じるため避けるべきと主張した結果、現行の搭載期限が維持された。一方、搭載期限を延長すべきという意見を支持する国もあつたため、要望があつた場合には、来年5月に開催の次回MEPC71において再度検討を行うこととなつた。
- 船舶バラスト水管理システム承認のためのガイドラインの改正案について審議した結果、改正ガイドラインが採択され、2020年10月28日以降は改正ガイドラインに基づき承認したバラスト水処理設備を船舶に搭載することとなつた。

硫黄酸化物(SO_x)の規制(MARPOL条約附属書VI): 2008年採択

- 排ガス中のSOxは、燃料油に含まれる硫黄分(S分)の濃度に依存するため、これを規制。
- 一般海域と指定海域(ECA: Emission Control Area)において、それぞれ段階的に規制強化。(指定海域: 北米、米国カリブ海、北海・バルト海)
- 一般海域の0.5%の規制開始時期は、条約上、2020年1月と定められているが、基準見直し規定あり。
- ✓ IMOに設置された専門家部会(SC)が作成した情報に基づき、船舶が規制に適合できるか否かを締約国が判断し、適合できない場合は、2025年1月に効力を生じる
- ✓ 2018年までに基準見直しを終了。



北米・米国カリブ海ECA



北海・バルト海ECA



公益社団法人日本海難防止協会

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1丁目1番3号
磯村ビル6階

TEL 03 (3502) 3543

FAX 03 (3581) 6136